

6月6日（第1日）

# 議事日程 (第1号)

令和6年6月6日(木曜日) 午前10時開会

(開 会)

## ○ 諸報告

- 1 報告第4号 専決処分の報告について
- 2 報告第5号 令和5年度北九州市繰越明許費の繰越し報告について
- 3 報告第6号 令和5年度北九州市上水道事業会計予算の繰越し報告について
- 4 報告第7号 令和5年度北九州市工業用水道事業会計予算の繰越し報告について
- 5 報告第8号 令和5年度北九州市下水道事業会計予算の繰越し報告について
- 6 報告第9号 令和5年度北九州市公営競技事業会計予算の繰越し報告について
- 7 報告第10号 令和5年度北九州市公営競技事業会計予算の弾力条項の適用について
- 8 報告第11号 北九州市地域防災計画の修正について
- 9 報告第12号 北九州市政変革推進プランの策定及び北九州市行財政改革大綱の廃止について
- 10 報告第13号 北九州市しあわせ長寿プランの策定について
- 11 報告第14号 北九州市障害者支援計画の策定について
- 12 報告第15号 第四次北九州市食育推進計画の策定について
- 13 報告第16号 第三次北九州市健康づくり推進プランの策定について
- 14 報告第17号 北九州市国民健康保険第三期保健事業実施計画の策定について
- 15 報告第18号 「北九州市感染症予防計画」の策定について
- 16 報告第19号 「北九州市産業振興未来戦略」の策定について
- 17 議員の派遣の報告について
- 18 陳情の付託替えについて

## 第1 会期の決定

- 第2 議案第70号 北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 第3 議案第71号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第4 議案第72号 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第73号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第74号 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第75号 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第76号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

- 第9 議案第77号 北九州市火災予防条例の一部改正について
- 第10 議案第78号 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第79号 市有地の処分について
- 第12 議案第80号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 第13 議案第81号 水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について
- 第14 議案第82号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第83号 令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第84号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第17 一般質問

（散 会）

## 会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議案第70号から
- 日程第16 議案第84号まで
- 日程第17 一般質問

## 出席議員 (56人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	8番	井上秀耕
9番	戸町武弘	10番	香月均
11番	中島慎一	12番	渡辺研一郎
13番	日野雄二	14番	鷹木幸正
15番	西田一	16番	吉田隆治
17番	松岡裕一郎	18番	中島厚子
19番	渡辺修一	20番	富士川厚宣
21番	金子秀一	22番	木畑広徹
23番	村上直樹	24番	渡辺重正
25番	本田忠弘	26番	成木下幸子
27番	岡本義之	28番	木下良俊
29番	山本眞智子	30番	世良由美
31番	三宅まゆみ	32番	森本由裕
34番	浜口恒博	35番	白石一我
36番	奥村直樹	37番	大久保無子
38番	森結実	39番	小宮けい子
40番	泉日出夫	41番	出口成信
42番	伊藤淳一	43番	高橋都
44番	永井佑成	45番	藤沢加代
46番	山内涼成	47番	荒川徹也
48番	大石正信	49番	松尾和也
50番	有田絵里	51番	篠原研治
52番	大石仁人	53番	三原朝利
54番	井上純子	55番	井上しんご
56番	村上さとこ	57番	本田一郎

## 欠席議員 (1人)

33番 河田圭一郎

## 説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	稲原浩
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	吉村知泰	危機管理監	柏井宏之
デジタル政策監	中村彰雄	技術監理局長	尊田利文
政策局長	小林亮介	総務市民局長	三浦隆宏
財政・変革局長	武田信一	保健福祉局長	武藤朋美
子ども家庭局長	小笠原圭子	環境局長	兼尾明利
産業経済局長	柴田泰平	都市ブランド 創造局長	井上保之
都市戦略局長	上村周二	都市整備局長	石川達郎
港湾空港局長	佐溝圭太郎	消防局長	岸本孝司
上下水道局長	持山泰生	交通局長	白石基
公営競技局長	春日伸一	教育長	田島裕美
行政委員会 事務局長	小石富美恵		

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	岩田光正	次長	中島尚
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

## 午前10時15分開会

○議長（田仲常郎君）ただいまから、令和6年6月北九州市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から16件の報告がっております。なお、その写しは各議員宛て送付しておりますので御了承願います。

次に、お手元配付の議員派遣変更報告一覧表記載の1件については、議長において変更を決定いたしました。

次に、陳情第43号及び133号の2件を教育文化委員会から総務財政委員会に付託替えをいたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 会期の決定を行います。

お諮りいたします。会期は、本日から6月14日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決定いたしました。

次に、日程第2 議案第70号から、日程第16 議案第84号までの15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）皆さんおはようございます。ただいま上程されました議案について御説明いたします。

専決処分の報告1件、条例議案8件、その他の議案3件、補正予算議案3件、合計15件であります。

初めに、条例議案等について御説明いたします。

まず、北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるに当たり、期日の都合上専決したので報告するものです。

次に、北九州市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る固定資産税及び都市計画税の特例割合を定める等のため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、北九州市立折尾保育所を移転するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正については、国が定める児童福祉施設の設

備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等に置く保育士等の数に係る基準を変更するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正については、国が定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置く職員の数に係る基準を変更するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園に置く職員の数に係る基準を変更する等のため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市火災予防条例の一部改正については、消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準を変更するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、本市水道用水供給事業の給水対象を変更する等のため、関係規定を改めるものです。

次に、市有地の処分については、小倉南区曾根北町に所在する市有地を工場用地として売り払うものです。

次に、市道路線の認定、変更及び廃止については、市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止をするものです。

次に、水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解については、塗料の品質認証に関する塗料製造会社の不適切な行為による水道工事の一時中止等に伴う増加費用について和解するものです。

続きまして、令和6年度6月補正予算について御説明いたします。

今回補正いたします予算額は、一般会計で12億6,686万円の増額、特別会計で14億4,983万円の増額、総額27億1,669万円の増額を行うこととしており、補正後の予算規模は全会計で1兆3,364億4,748万円となります。また、一般会計において123億3,620万円の債務負担行為を設定しております。

最初に、一般会計補正予算について御説明いたします。

まずは、門司港地域に点在している老朽化した公共施設を門司港駅に隣接した交通利便性の高い場所に集約し、複合化、多機能化するため、先行取得していた事業用地の買戻しや、事業

用地における追加発掘調査等に要する経費を計上するとともに、複合公共施設の建設工事等に要する経費について債務負担行為を設定しております。

次に、スポーツを通じて都市のにぎわいを創出し、観光関連事業者等と連携した稼げる町、アーバンスポーツ等多様なスポーツの振興による彩りある町の実現につなげるため、パルクール世界選手権、卓球のWTT男女ファイナルズ、ツール・ド・九州2024等、大規模な国際スポーツ大会の開催等に要する経費を計上しております。

さらに、BIZIA小倉のグランドオープンや国際スポーツ大会の開催に合わせ、若者の力による町の活性化のために寄せられた寄附金を活用し、若者の自由で柔軟な発想による新たなスポットの創出や、北九州市を訪れる方へのおもてなしの演出を小倉中心部で企画、実施するための経費を計上しております。

また、保育現場等の負担軽減を図るための給付管理システムの導入経費や、産後1年以内の母子を対象に、産後ケア利用者の負担を軽減するための経費を計上しております。このほか、道路、河川、公園等の除草や街路樹のせん定に係る予算について、前年度と同水準の経費を確保いたします。

次に、特別会計補正予算の主なものについて御説明いたします。

土地取得特別会計において、門司港地域複合公共施設整備のため、先行取得していた土地を一般会計で買い戻すことに伴う公債償還に要する経費を計上しております。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。

会派質疑を行います。日本共産党、45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）皆さんおはようございます。私は、日本共産党北九州市会議員団を代表して会派質疑を行います。

まず最初に、専決処分の報告、定額減税について3点質問します。

物価高騰対策として、昨年岸田首相の鳴り物入りで導入された低所得者向け給付金及び定額減税の制度の具体化です。令和5年度給付金支給は7月末で終了し、所得税、住民税から1人当たり合わせて4万円を本人と扶養親族数に応じて控除する定額減税がこの6月から開始となりました。しかし、制度の矛盾が混乱を招いており、我が党が繰り返し求めてきた消費税減税こそが、最も簡単で広く行き渡る物価高騰対策の特効薬です。

定額減税制度の欠陥、矛盾については、地元の田村貴昭衆議院議員が今年2月と4月の財務金融委員会で追及してきました。年収によっては、給付金と定額減税を重複して受けられる世帯と、どちらも受けられない世帯が発生する不公平な制度であること、また、インボイスで苛酷な税を取り立てられる自営業者やフリーランスの配偶者と親族が、所得税法第56条により、自営業者の家族の労賃が経費として認められず専従者控除として概算控除するため、定額減税

の対象から外されたことなどです。実施直前によく控除し切れない場合は調整給付の措置を国は決定しましたが、家族構成や今年の収入いかんでは、来年の確定申告まで支給対象になるか不明の場合もあるなど、事務手続が非常に煩雑になり、事業者や自治体の負担が大きいことが指摘されています。

そこで、第1に、今回の低所得者向けの給付制度と、6月開始の定額減税のいずれも受けられない人たちが本市においてもいるのではないかと懸念されます。対象者を把握し、本市として救済すべきです。答弁を求めます。

第2に、専従者への調整給付が今後漏れなく行き渡る手だてをどう取るのか、答弁を求めます。

第3に、物価高は今年になっても続いています。本市独自の支援策を実施すべきです。この4月の消費者物価は32か月連続で前年同月を上回っています。今後も円安、原油価格の上昇に加え、政府の電気・ガス代支援が終了し、さらに物価高騰が懸念されています。年金や賃金はいずれも実質マイナスで、物価高騰に追いつきません。加えて、コロナ対応支援の無利子、無担保のいわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化し、中小企業、小規模事業者の経営が厳しくなっています。昨年の北九州地区の企業倒産は、前年の40%増で100件を超え、この10年で最高です。

そこで、本市独自の支援策として、福岡市が実施した下水道使用料の減免のような市民に広く行き渡る支援を求め、見解を伺います。

次に、1948年に国が定めた保育士の配置基準が76年ぶりに改善されることに伴い、本市の保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼保連携型認定こども園、認定こども園等の職員の配置数を定めた4条例の一部改正について質問します。

保育士が1人で受け持つ子供の数は、現行ゼロ歳児が3人、1、2歳児が6人、3歳児が20人、4、5歳児が30人となっています。こども家庭庁は保育の質を向上させるためとして、4、5歳児の保育士の配置基準を子供30人から25人に、3歳児は20人から15人に変更します。諸外国と比較し、我が国の保育士配置基準の低さは際立っており、従来から我が党も改善要求を国会にも届けてきました。全国的に保育士不足は深刻です。保育士の賃金が低いことがその大きな要因で、処遇改善は待ったなしです。コロナ禍や度重なる保育所における事故を踏まえ、子供たちにもう一人保育士をと運動も全国で展開され、ようやく国も動かざるを得なくなりました。ただし、配置数については従来から自治体裁量で行われており、年齢層によっては諸外国に引けを取らない配置基準を持つ自治体もあります。

そこで、2点質問します。

第1に、3歳児及び4、5歳児の配置基準改善により、新たに増やさなければならない保育士数について、確保できる見通しがあるのでしょうか。2022年度の保育士・保育所支援センターの求人数が508人に対し求職者数は169人、成立件数は101人ですから5分の1しか充足して

いません。求人数に対しなぜ求職数と成立件数が少ないのか、どうやってこの差を埋めているのでしょうか。また、本市も2022年から若年保育士の処遇改善を開始しましたが、その検証とともに保育現場で保育士が足りているかの実態調査が必要です。答弁を求めます。

第2に、1歳児の配置基準で、保育士1人が見る子供の人数を6人から5人にすることを、国は2025年度以降に先送りしましたが、配置基準を独自で改善する自治体も増えています。新潟県は1歳児について3人にしています。2歳児についても愛知県岡崎市や尾張旭市は国の基準が6人のところ5人にしています。本市は1歳児の配置基準は国の基準が6人のところ5人にしていますが、こどもまんなかというなら、先進自治体を目指して、それぞれの年齢で配置基準をさらに改善する計画を立てるべきです。答弁を求めます。

次に、一般会計補正予算のうち、2月議会において修正動議で待ったのかかった門司港地域複合公共施設整備事業について2点質問します。

8億444万円の事業費には、先行取得の土地の買戻し費用7億2,397万円と追加発掘調査費用2,850万円が含まれています。また、債務負担行為として123億3,400万円が計上され、さらに、複合公共施設整備に伴い幹線道路に誘導する施設案内標識設置の実施設計費用860万円が提案されました。

第1に、2月議会の修正動議は、初代門司駅遺構の一部を切り取って移築保存する予算に待ったがかかったものです。先行取得土地買戻しの費用と追加発掘調査費用は、遺構保存方法がどうあれ必要ですが、債務負担行為の設定と、幹線道路から複合公共施設に誘導する施設案内標識設置の実施設計予算提案は拙速に過ぎます。現在地での複合公共施設ありきで修正動議の意図を曲解しているとしか思えません。見解を伺います。

第2に、門司港地域複合公共施設整備事業の建設予定地の変更や、複合公共施設の在り方も含め、抜本の見直しを求めます。5月17日版門司港地域複合公共施設整備事業の経緯と今後についてによると、遺構が出土したことから、遺構の取扱いと施設整備の在り方について様々な視点から検討する中で、建設予定地については、市民アンケートや、敷地の規模、形状、利便性、まちづくりといった視点からの市民との意見交換を重ね、決定したものであり、他に建設予定地を見いだすことは困難としています。この決定は、遺構が発見される前のものです。市民のみならず、これまでにない幅広い専門家から保存要望が上がっている世界でも貴重な遺産です。建設予定地や複合公共施設の在り方について、市民や有識者の意見を改めて問い直すべきです。答弁を求めます。

最後に、道路、河川、公園等における除草等事業の補正予算1億7,432万円について2点質問します。

このたび補正予算を組まなければならなくなった事態を市長はどのように受け止めたか、また、来年度以降にこの予算を確保するのか、答弁を求めます。

第2に、除草等事業の新しい仕組みの検討を求めます。除草やせん定の仕事は、地元の小さ

な会社、業者が請け負うことが多く、下請もあります。赤字覚悟で受けることも多いと聞きました。予定価格500万円を超える契約は、昨年度から最低制限価格が設けられましたが、下請に対する制限価格はありません。また、除草シーズンは仕事が集中し、仕事がない時期もあるなどの苦労があるとのこと。また、公園愛護会や道路サポーターが組織されていないところでは、年2回の除草でも足りません。梅雨明けからシーズンとされていますが、もう梅雨前から草は伸びています。

沖縄県が性能規定型道路除草管理制度を取り入れ、注目されています。例えば、常に雑草の丈を40センチ以下にするという要求水準を満たせば、回数や手法、工種は問わず発注する仕組みです。業者の裁量を大きくすることで作業の効率化を促し、従来と同程度のコストで、年間を通じて良好な沿道景観の形成が図られるとのメリットをうたっています。市民にも業者にも、そして、頻繁に市民や議員の要望に応えなければならないまちづくり整備課の担当職員のストレス軽減にも役立つと思われます。検討を求め、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、保育所等の保育士配置基準の改善4条例について、保育士確保の見通し、若年保育士の処遇改善、それから、配置基準改善の計画についてのお尋ねがございました。

北九州市では、本年3月に策定をいたしました新ビジョンの重点戦略の一つである安らぐ町の実現に向け、質の高い幼児教育・保育サービスの提供を目指すこととしております。その上で、保育人材の確保は重要な課題であると認識をしております。

北九州市では、これまでも保育人材の確保について、新卒保育士の確保、潜在保育士の復帰支援、保育士の負担軽減と離職防止などの視点から総合的に取り組んでまいりました。

保育士の求人状況ですが、保育士の採用につきましては、全国的に求人倍率が高い状況が続いておりまして、北九州市域のハローワークにおける保育士の有効求人倍率は、令和6年1月時点で全国とほぼ同様の約3.5倍となっております。

このような状況の中、北九州市が平成27年に設置をしました保育士・保育所支援センターでは、潜在保育士等からの就職相談を行っており、令和5年度までの9年間で979名の就職につながりました。また、新卒保育士の確保の取組として、令和4年度より就職時準備金や処遇改善手当を市独自に支給をしております。この2年間で、新卒1年目の保育士を対象とした就職時準備金の利用が192名、就業2～3年目の保育士に対する処遇改善手当の利用が290名あり、若年保育士の処遇改善に一定の効果があったと考えております。

次に、保育士配置基準につきましては、昨年12月に閣議決定をされたこども未来戦略におきまして、幼児教育・保育について、施設整備等の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことが示されました。これを受け、国は今年4月から保育士配置基準につきまして、3歳児を

20対1から15対1に、4、5歳児を30対1から25対1に改正をいたしました。北九州市におきましても、今議会に関係条例の改正議案を提出しております。

北九州市では、これまで1歳児の5対1の配置基準や予備保育士の導入、障害児加配など、市独自に加配を実施していることから、直ちに新たな配置基準を満たさない保育所等はないものと考えております。

また、配置基準をさらに改善すべきではないかとの御質問につきましては、各保育所において、実質的に国基準を上回る手厚い保育士配置が行われていることから、現時点ではさらなる配置基準の改正は考えておりません。

こども未来戦略では、令和7年度以降に1歳児の配置基準の見直しを進めることが示されております。北九州市としては国の動向を注視するとともに、市独自の支援策も継続しながら、今後も保育の質の向上や、保育士の働きやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一般会計補正予算について、道路、河川、公園等における除草等事業について、補正予算を組む事態について、また、来年度以降の予算の確保についてお尋ねがございました。

さきの2月の議会におきまして、道路、河川、公園の除草等に要する経費を増額するよう求める組替え動議が可決されました。そのため、今議会において、より明確な形で除草に係る事業運営が適切に行われることが担保できるよう、除草に係る予算額について、前年度と同水準の経費を確保するための補正予算を計上したところでございます。

一方、除草につきましては、人手不足や地球温暖化の影響への対応が求められる中での、現在の雑草が伸びたら刈るという除草主体の対策から、雑草を生えなくする防草対策へシフトすることとし、中長期的に持続的かつ効率的、効果的な維持管理を目指すこととしております。このため、来年度以降の除草予算につきましては、防草対策の効果や物価変動等の状況も見ながら、1つには除草の管理水準を低下させない、2つには除草の負担を地域に転嫁しないという基本的な考え方の下、適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにしても、道路、河川、公園などは市民に身近な施設であり、今後も安全な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長等からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 定額減税について、低所得者向けの給付制度と定額減税のいずれも受けられない人たちが本市においてもいるのではないかと、対象者を把握して救済すべきではないかと。また、専従者への調整給付が今後漏れなく行き渡る手だてをどう取るのかの2点につきまして、一括して答弁いたします。

低所得者向け給付金と定額減税は、いずれも国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環としまして、全国一律の仕組みによって実施される施策であります。このうち、定額減税の

実施に当たりまして、地方税法改正法の公布が令和6年3月30日となったことから、市税条例につきまして同年3月31日に専決処分による改正を行いまして、定額減税の実施と、定額減税し切れない方への調整給付に向けた準備を進めてきたところでございます。なお、その対象は市内で約41万人を見込んでおります。

今回の国の対策は、低所得者層をはじめとした様々な所得層が、給付金または定額減税を漏れなく受けられるよう制度設計されているものと認識をいたしております。市民の皆様には、お手元に届く通知を御確認いただき、御不明な点があれば、市の窓口にお問合せをいただきたいと思います。

御指摘の事業専従者への対応につきましては、制度を所管する国において考慮されるべきものと考えておまして、市独自に対策を講じる考えはございません。

いずれにいたしましても、今回の定額減税の実施に当たりましては、国から発出される通知等に留意し、速やかに市民の皆様へ周知するとともに、迅速かつ確実な事務処理に努めていきたいと考えております。

次に、同じく定額減税に関しまして、市独自の支援策として、福岡市が実施した下水道使用料減免のような市民に広く行き渡る支援を求め、見解を伺うという御質問でございます。

エネルギー、食料品価格等の物価高の影響を受けた生活者、事業者への支援につきましては、国や地方自治体が連携、協力を図りながら、それぞれの役割に応じた政策を効果的に実施していくことが大変重要と考えております。

こうした中、国は現在、全国一律の仕組みによって、低所得者向け給付金と定額減税、燃料油価格激変緩和対策といった様々な層の国民に広く行き渡る支援施策を実施してございます。一方で、地方自治体は、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、国の推奨支援メニューに沿ってそれぞれの地域の実情に応じた必要な対策を講じることとなっております。

北九州市といたしましては、この国の交付金を活用した独自の対策といたしまして、令和5年度12月補正予算に福祉サービス事業所等への光熱費支援、12.1億円、ガソリン価格高騰の影響を受けた公共交通事業に対する支援、0.4億円など、事業者向け支援を計上するとともに、令和6年度当初予算におきましては生活者向け支援といたしまして、子育て世帯への給食食材価格高騰支援、8.2億円、個人消費を喚起しつつ、家計の負担軽減につながるプレミアム付商品券の発行支援、2.4億円などの対策を講じているところでございます。

議員お尋ねの下水道使用料の減免につきましては、多大な事業費が必要となる一方で、各世帯の支援が少額になるという課題もありますことから、本市では独自の支援策として実施する予定はございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）一般会計補正予算についてのうち、門司港地域複合公共施設整備事業について、修正動議の意図を曲解しており、債務負担行為の設定などの提案は拙速では

ないかというところ、それから、市民や有識者の意見を改めて聞き、建設予定地の変更や複合公共施設の在り方も含めて、抜本的に見直すべきとの2つの御質問にまとめて御答弁を申し上げます。

門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、令和6年2月議会におきまして、建設予定地で出土した旧門司駅舎跡関連遺構の一部移築に要する予算を除いた補正予算案が可決されたところでございます。この修正案の提出に当たり議会から、1つ目、市民や議会への説明責任を果たした上で、2つ目、発掘調査を行っていない部分のうち、重要な箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、3つ目、速やかに複合公共施設の建設を進めるべきという考え方が示されました。

そのため、市民への説明につきましては、当該事業の内容とこれまでの経緯、発掘された遺構について、明治24年当時の旧門司駅の機関車庫と見られる建物基礎などが確認され、土木技術が顕著に表されている部分を2か所切り出し、移築保存を行う方針を示したことなど、これら事項を踏まえた今後の事業の進め方につきまして、4月から門司区の自治会や施設利用団体などに8回にわたり説明を行うとともに、5月29日には広く市民に対しまして説明会を開催し、その状況をユーチューブでも配信し、また、いただいた御意見、御質問も公開したところでございます。議会に対しましては、検討の進捗に合わせ、適宜常任委員会に対しまして報告をしております。

また、本年4月末に、埋蔵文化財に関する知識を有した専門学芸員の知見と経験の下、福岡県と協議を行いながら試掘調査を行い、追加の発掘調査範囲を決定したところでございます。今後、本議会に提出している予算を御承認いただければ、この範囲についてしっかり発掘調査を行い、記録保存を行ってまいりたいと考えております。

こうしたプロセスを経た上で、速やかに施設の建設工事に着手できるよう、今議会に発掘調査費及び建設工事費などに係る補正予算案を提出させていただいております。このように議会の提案を踏まえ、諸般の進捗を進めているところでございます。また、地域住民の方々に施設の利用に当たって不安な思いや不便を強いる状況を併せ踏まえると、今議会への補正予算案の提案が拙速ではないかとの御指摘は当たらないものと考えております。

次に、計画を見直すべきではないかとの御質問でございます。

改めて行っている市民などへの説明の中で、遺構の全面保存や施設との共存を求める意見がある一方、早期に施設整備を求める市民の声も確認することができました。北九州市といたしましては、遺構の全面保存や施設との共存を求める意見があることから、それぞれのケースに応じまして必要となるコストを試算いたしました。いずれの場合も、現計画より建設工事費が大幅に増加することに加え、完成時期も遅れ、施設利用者にとりまして不便を強いることになることが判明いたしました。

こうしたことを総合的に勘案し、北九州市といたしましては建設予定地や複合公共施設の在

り方につきましては現計画どおり進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）最後に、一般会計補正予算についてのうち、道路、河川、公園等における除草等事業について、沖縄県の性能規定型道路除草管理など、除草等事業の新しい仕組みについて検討してはどうかという御質問にお答えいたします。

北九州市の植樹帯等の除草につきましては、除草面積や回数などにより算出した金額に基づき契約し、受注者は指定された方法で除草を行い、作業の完了を発注者が確認するという方式により業務を委託しているところでございます。

議員御提案の性能規定型道路除草管理は、沖縄県において令和2年度から試験的に導入され、順次対象範囲を広げ、令和5年度には県管理の道路延長の約5割を対象としております。この方式は、発注者が雑草の高さを40センチ以下とするという管理水準を定め、受注者は自らのノウハウを生かし方法や手段を決定し、要求された水準を達成するというものでございます。これにより、除草の回数や方法、時期などを受注者の裁量で選択でき、受注者にとって効率的、効果的な作業が可能となる。また、発注者と受注者の協議や書類作成などの作業が軽減するメリットがあると聞いております。

一方、この方式の導入に当たりましては、雑草の繁茂状況により除草回数が想定を大幅に上回る場合、作業に係る費用が増加し、受注者の負担となること、また、発注者においても雑草の高さなど管理水準の適切な設定が難しく、実施状況の確認に手間がかかることなどが懸念されます。

いずれにしましても、引き続き沖縄県の事例も含め、効率的、効果的な維持管理につながる他都市の取組について情報収集等を行い、今後の参考にしたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）答弁ありがとうございました。では、残された時間、再質疑させていただきます。

まず、定額減税についてですが、今度のこの制度は矛盾と欠陥があるということで、自治体にも、また、事業者、会社などにも大変な負担を強いているということになっております。そして、受けられない人が、給付も減税も受けられない世帯が出るということで、保健福祉のライン、そして、税の減税については、税のラインから給付について2つのラインが用意されております。

それで、まず、保健福祉のラインについてお尋ねします。低所得者向け給付も所得税定額減税も受けられない人たちが、この人たちがどれぐらいいるかということ予測しているかということなんです。今回、もう既に非課税の方々には給付を受けておりますね。だから、北九州市も去年の段階で急いで準備を進めて頑張っていたらと思うんですけども、その方々がまた

給付が受けられるんじゃないかというふうなことで、私どものところにどうなるのかという声が届いていたり、また、前は扶養の人たちが受けられなかった、今回は扶養の人たちが本人と扶養親族の数によって減税が受けられるというふうに、その時々基準が違ってきますね。ですから、とても混乱しているんですね。

それで、お尋ねしたいんですが、この低所得者向け給付も所得税定額減税も受けられない人たちです。それは、新たに非課税になった世帯、受けられるんですね。2023年、昨年納税したが、今年失業や退職で定額減税を受けられない人、追加的に減税分の給付を受け取れることになりましたけれども、今年末の所得確定を待たねばならず、確定申告をしないと給付を受け取れないことになります。収入が少ないと、税務署からも確定申告しなくてよいと言われていたりするんです。これまでもそんなこと幾らでもありました。自分が対象であるか分からない人もいるのではないかと、そんな人たちに対して周知はどうするのか、この点について伺います。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）低所得者向けの給付と定額減税のはざまの方の御質問ですので、私のほうで少しお答えさせていただきますが、まず、制度が昨年の給付と、それから、今年度新たに非課税と均等割のみに課税になる方が給付対象になるというところで、非常にそれに加えて定額減税という形で複雑になっておりますので、大変分かりづらいと思います。そのためにいろいろと周知啓発、周知する方法を工夫させていただいておりますが、まず、本日市のホームページに詳しく掲載しておりますが、その中で全体の総合案内ですとか、フローチャートですね、こういった方が支給の対象になるのかということをお示ししているところでございます。それ以外にも市政だよりでも掲載をさせていただいております。

また、コールセンターを定額減税と給付金、どちらも同じ番号でお尋ねいただけるようにしておりますので、御自身が該当するのかどうか、対象になるのかどうかといったところは税の申告等の期間もあるかもしれませんが、確定申告を経ないと分からないということもあるかもしれませんが、まずはコールセンターにお尋ねいただいて、そこで丁寧に御説明させていただこうと思っておりますので、そのような対応を考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）ありがとうございます。ホームページにも丁寧に載っているのは私も見ました。そして、コールセンターが開設されたのも知っているんですが、コロナのときの給付金などについてもコールセンターができたんですけれども、私も何回か電話をかけましたけれども、コールセンターは、かけるたびに出る相手が違うんです。そして、出る相手によってその都度話が違ったりするので、コールセンターのお返事をきちんとできるように徹底していただきたいと、これは要望したいと思います。

次に、税金のラインでお尋ねします。所得税、住民税の納付額が4万円に満たない場合、減

税し切れない分を1万円単位で調整給付となり、減税と給付が交じります。税務署から住民の2023年の所得税納税額、また、扶養家族数の情報を取得し、調整給付の対象者を推定です。給付額を計算し、対象者に確認書を送る、非常に煩雑な事務処理が出ております。この事務処理が漏れなくできる体制が今財政のほうで取られているのかどうかということをお尋ねします。

あわせて、この制度が二重に受けられる人も返さなくてよいとなっております。ところが、中身をよく見てみますと、所得1,000万円を超える人でも配偶者所得が48万円以下なら住民税減税を2回受け取ることができるそうです。これは不公平な制度と言わなければならないのではないのでしょうか。税の担当としてこの制度のこうした矛盾についての認識をお尋ねします。

○議長（田仲常郎君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）まず、調整給付の支給が煩雑な事務ではないかという点についてでございますが、本年4月に係長1名、職員2名の専門部署を税務部の中に設置させていただいております。作業は、国からデータを抜き出して、その後市民の方への通知、それから、口座への入金、それから、先ほどコールセンターの話がありましたが、お問合せへの対応、そうしたものにつきましては民間委託という形で体制を整えてございます。

それから、もう一点目、御指摘のケースにつきましては、そうしたケースがあるということはおどもも承知はしておりますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、事業専従者と同様にそうしたケースは国において考慮されるべきものと考えておりますので、市のほうで独自に対策を取るというのは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）北九州市独自の支援策は行わないという先ほどの答弁だったんですけれども、いろいろやってきましたよと、事業者支援しました、プレミアム商品券をつくりましたと、そうした支援を全く受けられない人たちがたくさんいるということですね。ですから、私はあえて広く市民に行き渡るようにということで、福岡市が下水道の減免をやったということは、やはりこれは非常に考えられた対策だなと思いました。それで、北九州市も独自でそういうもっと広く市民に行き渡るような対策が取れないかと思うんですけれども、お金を持っている人が商品券を買えるとか、事業所に対する支援で大事なことだと思いますけれども、その点についてもう少し広く考えられないのかという点についてお答えいただければと思います。

○議長（田仲常郎君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）まず、福岡市の下水道使用料の減免の話でございますが、福岡市におきましては、お聞きするところによりますと、事業費として約23億円ほどかかっているということで、基本料の2か月分を減免するという形で、その対策もおどもと同じように国の交付金を活用してということになっております。おどもが支給された交付金、約15.9億円を先ほど答弁申し上げた様々な事業に活用し、現時点においてはその交付金については残額はゼロという形になっておりますので、現時点において福岡市のような減免制度を取るという考え

はございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）この定額減税と給付金のことに関しては、これからの仕事になるかと思うんですけども、漏れなく、できるだけ制度のはざままで不利になる人がいないような対策を考えていただきたいということと、それから、終わった段階で、終了した段階でそういう人たちが出なかったかどうか、出たとすればどれくらいあったかどうかというふうなことについても、きちんと総括をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に行きます。保育士の配置基準の改善についてです。我が党市議団が昨年12月から今年1月にかけて保育所対象のアンケート調査を行いました。349の事業所のうち79から回答を得ました。回収率は22.6%です。その中で全部を紹介できませんけれども、私が気になった調査結果について紹介したいと思います。

1つ、昨今の物価高騰の影響で大きく影響を受けていると7割が答えています。また、現状を踏まえた直接給付を求める声が61%、措置費や委託料の抜本的引上げ39%と経営の厳しさを訴える声が上がっています。その中で、幾つか自由記述を紹介します。それぞれ現場の声にどう応えるか、答弁していただきますようお願いいたします。

まず、家賃、光熱費等、在籍者に関係なく常にかかる費用まで在籍人数に影響されることが納得できない。保育者も子供が減ったり増えたりするたびに解雇したり雇ったりできるわけではないので、最低限の保障はしてほしい、これについていかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）施設の費用につきましては、子供の人数、定員という形で様々公定価格の中で人件費、事業費、管理費など運営に必要な経費というのが含まれているところがございます。この子供の人数の定員に対して、一定公定価格の中で差が出るということは、やはりやむを得ないところはあると考えております。ただ、とはいえ、子供の人数というのは年度の中でも動くものでございますので、市も、国もですけれども、様々な加配であったり加算であったりというような制度も設けておりますので、そういったことをうまく活用していただければと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）まず、その調査の中から結果としてお答えいただいた中から、現場の声が非常に深刻に上がっていると思いますので、それについて続いて紹介させていただきます。賃上げによる人件費増が運営に一番影響している、給食費、光熱費、処遇改善手当等補助金は助かるが、その申請と請求事務量が多く、また人件費増につながっている、これにはどう答えられますか。

○議長（田仲常郎君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）保育現場で様々な事務量、これに限らず御負担をかけてい

るということは認識をしております。私どももやはりそういった事務量をできるだけ負担を軽減して、やはり保育の現場にできるだけ力を、時間を割いていただきたいという思いを持っております。そのため、今回補正予算のほうでも給付システムに係る補正予算を計上いたしておりますけれども、そういった中で保育現場の負担の軽減にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）これはやっぱり現場でどういう負担があるか、現場でどういう困っているかということを中心にやっぱり市として把握をしていないといけないんじゃないかと思うんですけども、こんな声もあります。現場を見て、現場の声を聞いてほしい、こういう声には市は現場の声を聞いたり聞いたりする、実際に現場を見る、声を聞くというような仕組みとか手だてを持っていますか。

○議長（田仲常郎君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）日頃から保育の関連団体をはじめ、そこだけではなく、保育の現場の直接の声も職員のほうにいただいております。また、保育の現場を回りまして、それぞれの声を拾っていくと、そういったことも日常の業務の中で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）もう一つあります。もっともっとあるんですけども、もう一つ私に気になったのは、認可外保育所の問題です。認可外保育所には市から委託料もない、認可保育所に入れなかった子供を受け入れている認可外にどうして委託料が出ないのか、他の都市では出しているところがたくさんある、こんな声にはどうでしょうか。

○議長（田仲常郎君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）認可外施設のうち地方裁量型、それから、地方裁量型認定こども園、そして、企業主導型保育施設、こちらのほうは創設の経緯から処遇改善についても国が直接施設のほうに助成を行っております。これ以外の保育施設につきましては、やはり事業者が任意に開設し、その一定の基準の中で事業者の裁量によって運営をすることができるというところから、保育が適切に実施をされるような、例えば職員や入所児童の健康診断の補助であったり、安全や人権、それから、保育の基礎に関する研修の実施であったり、研修団体の費用の一部というものを北九州市独自で補助をしているところでございます。今後もこういった児童の安全、それから、適切に保育が実施できるよう、認可外施設に対しても引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）保育所の課題はもう本当にいろいろあるので、ここで限られた時間の中でお話はできないんですけども、先ほど最初の市長の答弁でもあったかと思っておりますけれど

も、今回の定数改善によって保育士が足りないことはないと思われかと思うんですけども、そうしますと、現場の声とはちょっとかけ離れているのかなど、感覚がですね、その辺がよく分からないから、私はあえてやっぱり実態調査や、市が改善に取り組んでいる点もあることを認めながら、こういうことをきちんと検証すべきだと思って、そういう第1の質疑もさせていただいたわけです。

先ほど紹介した我が党のアンケート調査の中でも、派遣会社を利用して、そして、人材確保に努めているところが3割あるともあったんですね。ですから、派遣会社になりますと、年収のかなりの部分を持っていかれるというふうなことで非常にお金がかかる、70万円ぐらい平均すればかかるというふうなお答えがありましたけれども、そういうことを考えると、事業所に対して非常に負担を課しているんじゃないかなと思います。ですから、ここではもう議論はしませんけれども、そういうことで保育士の確保について、どういう問題があるのかということを中心に調べてほしいということを要望しておきたいと思います。以上で保育士について終わります。

次に、補正予算です。門司港地域複合公共施設整備について、今回の補正予算が拙速に過ぎるんじゃないかと言いましたが、拙速ではないと言われました。それで、私はこの前の議会で修正動議がかかったところで1つ注目した文書があります。これは、議長と副議長連名で市長宛ての申入れ書があります。これ3月21日付になっていますので、修正動議の前のものだと思いますけれども、ここにはこの間の、この門司港地域複合公共施設の整備と、それから、遺構の保存をめぐるいろいろな議論が飛び交いました。要望もいっぱい出ていますし、だから、このところでこの市長宛ての申入れについて、1つ先ほども答弁の中でも出てきましたけれども、予算議会の一部移築保存の決定のプロセスが明らかになっていないという点についてはどうお答えになりますか。私はこれはいまだ解決されていないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）一部移築保存のことについてでございます。これについては定例記者会見、それから、常任委員会の中でも報告させていただいておりますし、2月の議会の中でも少し御答弁させていただいております。具体的にどういうことかという、いろんな遺構が発見されて、遺構の取扱い、それから、整備の在り方についていろいろと考えてまいったところでございまして、その中で検討の過程では、やっぱり専門家の方々からは現地で全面保存すべきとか、それから、遺構との共存を図る努力も必要ではないかとか、それから、どうしても難しい場合は一部移築を行うことも考えられるんじゃないか、そういった意見も伺っていたというところもあります。

こういったところを踏まえて、私どもといたしましても建設用地、それから、設計変更、そういったところについて少しシミュレーションを行ったところでございます。このシミュレー

ションの結果については、先ほど御答弁もさせていただきましたけども、非常にコストも、シミュレーションすると非常にコストもかかる、それから、完成時期も遅れるというようなところがございます。

一方、私どもといたしましても、この事業、9年の歳月をかけていろんな方から意見を伺っております。この意見というのは修正動議後も今説明会を行っております、その中でも伺っております。やっぱりその中では今の施設が非常に老朽化しているとか、耐震化していなくて危ないというようなところも踏まえて、やはりそこは造ってほしいという意見も伺っておりますので、そういうところを総合的に勘案した上で、市としては今のところで現計画で進める、こういった形に至ったというところがございます、その説明は前回も説明させていただいておりますし、今回の今日の答弁の中でも説明させていただいたところがございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）プロセスというのは何かということなんですが、どういう議論の場があって、誰が決めたのかなということが知りたいんですね、私は。このプロセスという中身では。だから、例えばそういう会議では議事録もあるんじゃないかと思いますが、ないかもしれません。分かりません。そして、誰と誰と誰が決裁していったのかなと思うんですけども、そういうプロセスについては明らかにならないのでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）検討の過程でございますけども、これ先ほど言いました内容につきましては、私ども門司港複合公共施設整備事業を担当する部局、それから、文化のほうを担当いたします、今でいけば都市ブランド創造局、それから、副市長、市長、こういったところを交えてどうするかというのを議論を重ねた上で、先ほど言ったような考えに至ったところでございます。

それについては、適時皆さんが集まって議論して、こうしよう、こうしようという形で行ってきたところがございますので、先ほどの議事録がないかということについては、そういった形で皆さんが意思共有しながら進めていったところがございますので、議事録というのはないという形でございます。

あと、この分の移築についてでございますけども、2月の議会で補正予算として上げさせていただいたところがございますけども、この補正予算が仮に通った後に、最終的に移築した後どういった形で展示していくのか、そういったところを決めていかないといけないと私どもといたしても考えておりました。そういったもの全てが決定したところで最終的な方針として決定したい、このような考えの上で今までも進めていったところがございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）私は、教育文化の常任委員会にいますので、報告もありましたけれども、それが議論が十分にできたかというところ、そこは非常に曖昧だと思います。それはそれとして、この決定、ですから、最終的な決定について市長はどのように関わりましたか。市長にお答えいただきましょう。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）先ほども少しお話しさせていただきましたけども、このいろんな議論の過程というのは、先ほど言いました私ども両局、それから、副市長、市長を交えてどうするかという形で議論させていただいたということですので、その中で、市長も一緒に議論に参加した上で方向性を導き出したというところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）45番 藤沢議員。

○45番（藤沢加代君）なぜ市長にと今私は聞いたかといいますと、去年の2月議会において八幡市民会館の保存について私は質問した中で、市長が市長選挙の際、市民団体の公開質問状の回答を紹介しました。市長も御記憶でしょうか。その中で回答は、歴史的な文脈を持つ施設、すなわち箱とは単なる機能ではなく、土地の記憶であり、町のアイデンティティーという考えを示されました。このときの答弁で市長は、そもそも歴史ある建物の文化的な価値や歴史的な価値、これは単純な合理性や財政的観点からのみ判断されるべきものではないと考えておりますとありました。これは市長、このときの答弁が本心だとすれば、今やっていることとやっていることは違うんじゃないでしょうか。市長答弁を求めます。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）私どもの認識といたしましては、こういった形でいろいろ議論しながら進めていくということで、違うと認識しているところではございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）時間がなくなりました。

以上で質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案15件については、お手元配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第17 一般質問を行います。5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）皆さんこんにちは。自民党・無所属の会、中村義雄でございます。一般質問を行いたいと思います。

まずは、前に、本日表彰されました香月団長をはじめ表彰された皆様、誠におめでとうございます。今、一緒に汗をかいている自民党・無所属の会の仲間と、以前一緒に汗をかいたハートフル北九州の皆さんが表彰されておりました。私も非常に一緒に汗をかいた者として誉れに感じております。これからも共に頑張りましょう。

それでは、本題に移りたいと思いますが、まずは、新ビジョンに基づく計画と人口推計につ

いてお尋ねします。

4月18日の教育文化委員会において教育委員会から、北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方の改定素案の報告を受けました。この素案を見ると、国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研と言わせていただきますが、この将来推計をベースに将来の子供の人口を推計して、それに沿って学校規模の適正化をするとされています。

皆さん御存じのように、この社人研の人口推計というのは、人口が大幅な右肩下がりです。下がっていくという人口推計になっているわけですが、これ常識的に考えれば多分それ正しいんだらうと思いますけど、本市は違いますよね。本市は武内市政になって新ビジョンを策定して、人口100万人の復活を目指すわけですし、2028年には合計特殊出生率を現在の1.46から1.8に上げるわけです。20代、30代の社会動態も改善するということは、子供が増えるという今計画を立てているわけですね。なのに、学校の適正化を考えると、子供が減るという物差しを使って学校の今後の規模を考えると、これは全く矛盾しているんだらうと思います。

そこで、2点お尋ねします。

今後、市は新ビジョンに基づいて、今申し上げた学校の適正化だけではなくて、分野別計画の策定または改定をします。分野別計画には将来推計人口を基に策定、また、改定するものも多いはずですが、新ビジョンの推進における人口増という考え方と社人研の人口減少という推計、この整合性をどう取っていくんでしょうか。お尋ねします。

特に、今回学校規模適正化については社人研の推計をベースとしていますが、教育委員会にはこの整合性についてお尋ねしたいと思います。

次に、Z世代の支援についてお尋ねします。

本市は4月1日に日本一若者を応援する町を目指してZ世代課を政策局に発足させました。

まず、Z世代課についてお尋ねしますが、Z世代というのは何かというと、1990年代半ばから2010年頃までに生まれた若者ということで、年齢で言うと15歳から29歳、中学校を卒業する年から29歳までですから、中学校を卒業する高校生、大学生、就職する、中には転職する、全然違うわけですね。Z世代と簡単に言うけど、そのニーズは全然違うわけですね。価値観も違います。

そこで、お尋ねします。

Z世代課は、Z世代のうちに何歳ぐらいの世代を主なターゲットとしているのか、お尋ねします。

また、本市はこのZ世代課と言われる年齢層に対して、例えば子ども家庭局の青少年課とか、産業経済局の若者の起業支援とか、様々なほかにも若者を支援するところがあるわけですね。このような各局で行われている若者支援とどうすみ分けていくのかをお尋ねします。

次に、シン・ジダイ創造事業についてお尋ねします。

これが武内市政の目玉事業ですね。予算5,000万円ですね。当初予定では上限100万円で30組

を支援するということですね。先に内容が出ていますので、内容は3つプログラムがあるみたいで、1つはアイデアコンテスト、これは既に事業計画があって、やりたいことが明確な事業をコンテストで採択して、事業実施に対して補助金を支給すると。2つ目は、次世代創造プログラム、これは何をやりたいか、どうやっていいか分からない人を募集して、アイデア出しから実施まで伴走支援すると。3つ目は、区役所創造プロジェクト、これは区役所が主導になって行って、若者が課題解決に取り組むもの、この3つでやるそうです。

先日、Z世代課に聞いてみました。聞いたところ、Z世代課の若者に対する概念の説明があったんですけど、三角形のピラミッドで1層、2層、3層という考え方をするそうなんですけど、やりたいことに対して、1層目の人は、ほっといても自分たちでがらがんやる人、2層目は、やるのにちょっと背中を押してやらないと前に一步踏み出せない人、3層目は、何もしていないタイプが3層目で、Z世代課の主なターゲットは2層目だそうです。背中を押してやって前に進めるのが2層目ということなんですね。

ただ、私は思うんですよ。この間Z世代課の方を呼んで勉強会に来た若者10人、Z世代が10人来て、ほとんどが1層目だったんですけど、多分100万円出すわけですから、メニューが1、2、3あったとしたら、私はこの1層目の人がほとんどに手を挙げてくるんじゃないかなと。だって、自分がやりたいこともあって行動力もあるわけですから、そんなメニューがあれば手を挙げてくるんじゃないかなと思って、Z世代課が狙っているこの2層目のタイプまでにはなかなか回らんのではないかなと。それが本当に2層目なのか1層目なのか分かんないですよ。背番号ついているわけじゃないし、そういう危惧がありますけど、それについてお尋ねします。

また、このシン・ジダイ創造事業というのが非常に成果が分かりづらいですね。これやったからどうなるんだというのが分かりづらいので、最終成果としてはどのようなことを求められているのか、考えているのか、具体的に教えてください。

次に、防草対策についてお尋ねします。

2月の市長質疑で市長は、今年度を除草改革元年と位置づけ、防草対策を着実に進めるとともに、除草、防草のイノベーションに取り組むということを答弁されています。先ほどの答弁でも防草を一生懸命頑張りますみたいな答弁がありました。これは3つ話をちょっとお尋ねします。

まず、公園の防草についてなんですけど、もともとこの防草については道路、河川、公園を積極的にやると言っていましたけど、私はこの3つで一番何が大事かという、まず、絶対公園だと思うんですよ。だって、子供が滞在する時間、道路とか川にいませんよね。やっぱり公園ですよ。公園に草ぼうぼうと生えとって、そこに例えばいろんな害虫、中にはひょっとしたらマダニもいるかもしれません。命に関わるかもしれません。まずはここを対策しないといけないと思いませんか。私はそう考えます。

私は、小学生のソフトボールのお手伝いをしているんですけど、よくひびきコスモス公園を使います。ここ340メートル、170メートルのグラウンドがあって、周りに10メートルか15メートルぐらいのぐるっとスペースがあって囲んでいるんですね。ここで子供たちはテントを張って御飯を食べているし、当然もっと小っちゃい幼児もいるんですね。ここで遊んでいるんですよ。ここが草がぼうぼう生えていますね。ですので、防草をやるんだったら、まずここからやるべきやないかと。このひびきコスモス公園は、過去にセアカゴケグモも出たことがあります。優先的にやるべきじゃないかと思しますので、お尋ねします。

ひびきコスモス公園でグラウンドの周辺を草が生い茂っているところについて防草シートをかぶせたり、土を固めるなど防草対策を試行し、うまくいけば市内のほかの大規模公園にも広げていくということを考えてはどうかと思んですけど、見解をお尋ねします。

次に、市営住宅です。市営住宅のスペースのところに草が生えてくるわけですね。市営住宅は共益費を取っていませんから、住民でみんなで刈りなさい、もしくはお金を集めて業者に頼みなさいという今スタイルなんですけど、当然市営住宅ですから、低所得の方がいらっしゃるんで、そうお金を集めるといってもなかなか難しいし、中には入居が埋まっていなくて、1世帯当たりの負担が大きくなっていて、もう自分たちでできませんというところもありました。そういう御相談がありました。市役所のほうに、管理責任はあるんだから、やってよと言ったら、断られました。そんなことはしませんということで、今までだったらこれで諦めるんですけど、武内市長は防草対策に力を入れると言っていていただきますので、これはチャンスだと思ひまして、質問させていただきます。市営住宅についても積極的に防草対策に取り組む必要があると思ひますが、見解をお尋ねします。

3つ目は、小学校のグラウンドです。小学校のグラウンドといってもいろいろあって、例えばうちの足原小学校とかは600人ぐらいいて、子供がずっと遊んだり運動していますので、草はほとんど生えていないんですけど、今回相談があって、貴船小学校というのが、昔は2,000人ぐらいいたんですよ。昨年133人、今年は120人ぐらいいるんで、子供が少ないんで、もう草がぼうぼう生えとるんですね。その中にはメリケントキンソウという、とげとげのちよっと危ないやつも生えています。実はここ、令和4年、令和5年、昨年、一昨年、700万円かけて上の土を取ってきれいにしてもらったんです。昨年、一昨年、700万円、今年相談があったんですよ、草ぼうぼうと。この700万円は何なんだという話なんですよ。

グラウンドは、もちろん地域で運動会をやったり、学校も運動会をやったりいろんなイベントをするところなんで、多くの人を使うところなんです。そもそもグラウンドですから、教育長、草ぼうぼうでいいわけじゃないですよ、教育長。こどもまんなか社会の実現とうちの市は言っているわけですから、こどもまんなかですよ、こどもまんなかで遊ばせてくれよという話、草ぼうぼうで遊べないんですからね。端っこしか遊べないので、小学校のグラウンドについても積極的に防草対策に取り組む必要があると思ひますが、見解をお尋ねします。

次に、介護の必要な方の移動手段について御相談がありました。車椅子とか介護が必要な方がタクシーを使っても、例えば病院に行くときに使う介護タクシーというのがあるんですね。これ簡単に言うと、タクシーに乗っている間の料金は一緒なんですけど、介護が必要な方ですから、家から車に乗るまでに介助が必要です。降りるときと病院に入るときも介助が必要です。ここの介助のお金のことなんです。

ここは介護保険が適用されるんで、大体介護保険で介護すると、30分でおおむね1,000円ぐらいなので、この介護タクシーというのを使えば1割負担なんで、100円でいいんですね。例えば、病院に行くのに1,000円かかるとして、介助分が100円なんで、1,100円で行けるんですけど、これがコロナとかでなくなって、なかなか頼んでも来ないというのを医療の三師会ですね、医師会さんとか看護とか歯科医師会さんとか、それとか介護保険の事業者が集まっている団体から御相談を受けました。じゃあ、これ介護タクシーじゃなくて一般的に福祉タクシーというらしいんですけど、介護保険を使わん場合はどうなるかというのと、乗っている分が1,000円、介護する分が1,000円だから2,000円かかるわけですよ。介護保険だったら1,100円で行けるんです。明らかに高いです。なかなかお金が低所得の方困っているという話だし、利用を控えているというような話を聞きましたので、お尋ねします。

利用者の負担を減らすためにも、利用料の高い福祉タクシーから自己負担が低い介護タクシーに転換するように事業者に促すべきでないでしょうか。厚生労働省のエースと言われた武内市長に期待してお尋ねします。

また、市はこの問題についてどのように認識しているのか、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

これは提案です。実は私、まち協の役員をして、今回うちの足原校区まちづくり協議会は、あしはらエイドというボランティア事業をつくって、8月から始めるんですけど、前にも御紹介したことあるんですけど、病院に行くとき、買物に行くとき、デイサービスとかで余った車で送迎してもらおうようにします。デイサービスの送迎って朝と夕方なんです。昼間は空いているんですよ。その時間を、お金を取ったら白タク法に引っかかるので、お金は取れないので、無料で送迎してもらおうシステムをつくるんです。これはうちの校区でやるんですけど、これが結局デイサービスをやっているところがたくさんやってくれば、かなりそれは需要を吸収できるじゃないですか。だから、そうなるように市がインセンティブをつけて、応援してもらおう必要があると思うんですけど、こういった無償ボランティアを行う法人に対して市から補助などのインセンティブを行うべきと考えますが、見解をお尋ねします。

次は、RSウイルス感染症対策、ちょっと最近テレビでやっていますよね。孤独のグルメの人が、じゃなかったか、RSウイルス感染症というのは、RSウイルスというウイルスに感染することで起こる呼吸器の疾患で、軽い風邪のような症状から肺炎のような重篤な症状までになることが多いし、小さい頃よくかかるんですね。幼児まで大体9割かかるという感染率の高

いやつで、乳幼児期に肺炎とかなったら結構大事で、もちろん入院になったりします。

これに対して新しく薬ができて、モノクローナル抗体製剤、商品名はニルセビマブという薬です。これはワクチンと違うんですよ。ワクチンというのは無毒化か弱毒化したウイルスか、もしくはそれのようなものを体に入れて、それを自分の自己免疫で戦うことで、自分で抗体をつくるんですけど、このモノクローナル抗体というのは、その抗体自身を入れるんですね。RSウイルスが入ったときだけその抗体が戦うという、そういうやつで、ちょっとワクチンとは違うんですけど、ワクチンに似たようなやつです。

これを打つことで子供が重症化することを防げるので、実はずちの孫がRSウイルスに昨年、一昨年かな、かかって入院したんですけど、今退院しているんですけど、今までなかったぜんそくのような後遺症というか、のが残っているんですね。今までぜんそくと言われたこともなかったのに。だから、できるだけ抑える必要があるなというのと、個人的に思うのと、製薬会社によるリアルワールドデータの論文とかのシミュレーションによると、市内で通院とか入院のイベントに係る費用を47%削減できるし、重症化しないからですね、それに伴う医療費も47%削減できるという結果もあります。気をつけないけんのは副作用なんですけど、副作用も今のところ重篤な副作用は報告されていませんし、ごくまれで、ほかのワクチンに比べても少ないと。厚生労働省はまだコメントしていないんですけど、アメリカのCDC、コロナで有名になりましたアメリカ疾病予防管理センターも推奨していますし、スペインとかフランスは全ての子供への予防として定期接種化をしているということでした。

乳幼児がRSウイルスに感染して入院した場合、本人だけの問題じゃなくて、母子入院になりますね。となると、お母さんはずっとそこ付きっきりで入院なので大変ですし、もちろんここでお母さん仕事をしていたら、収入が入らなくなってくるんで、経済的にも負担がかかるんですね。この接種を行うことで市長が看板を上げていますけどもまんなか社会ですね、これと言っているのであれば、僕は推奨するべきじゃないかなと思っています。

そこで、RSウイルス感染症は市民にはまだ認知されていません。市民に対して周知、PR等行うべきと考えますが、見解をお尋ねします。

また、さっきのワクチンのような薬ですね。ニルセビマブ、言いづらいんですけど、の接種について市の助成を行うべきと考えますが、見解をお尋ねします。

次に、北九州市障害者基幹相談支援センターについてお尋ねします。

この障害者基幹相談支援センターというのは、障害者総合支援法で努力義務が課せられているもので、本市は平成24年10月にウェルとばたに設置しています。業務としては、総合的な相談支援業務、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導を行う業務、自立支援協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務を行っていて、令和5年度では754人、相談支援件数、延べ1万1,210件の実績があります。このように障害者の相談機関として中心的な役割を果たす障害者基幹相談支援センターですが、障害者を取り巻く環境に合わせ

てしっかりと今後も事業を進めて頑張っていたきたいと思います。

そこで、エールも含めてお尋ねします。

北九州市障害者基幹相談支援センターの現在の取組、また、今後の将来展望についてお尋ねします。

最後に、小文字焼きですが、皆さんもう小文字焼き知らない方いませんか。8月13日に市民は迎え火として楽しみにしている、これは昭和22年に福岡国体をやるときに記念にできたそうなんですけど、もう70数年たちます。これ大変なんですよ。あれ皆さんは、小文字焼きだと思えますけど、今ぐらいに竹を切りに行くんですよ。まず、1回集まって竹を切るんですね。2回目は、それにわらを詰めに集まるんですね。3回目は、2週間ぐらい前、上に上がって草刈りをするんですよ。4回目が当日で、1時に集まって山に登って、あれ準備するのに4時間ぐらいかかって、火がすぐつけられないんです。8時まで火がつけられんから、待ってって、火をつけて9時ぐらいに消して、真っ暗な中を下りていくんですよ。めっちゃ大変なんです。今回補助金が10万円減らされたそうなんです、ここだけの話。今回ちょっと時間がないので質問はしませんけど、ぜひ北九州市民、特に小倉の方は楽しみにしていることですので、今後の支援も要望して、終わりたいと思います。

以上、私からの第1質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、Z世代課のZ世代への支援についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず、Z世代課について、何歳ぐらいの世代をターゲットとしているのか、各局で行われている若者支援とのすみ分けについてお尋ねございました。

今回、北九州市では若い世代の転出が止まらない状況の中、各分野にまたがる若者施策に横串を刺し、組織横断で若者施策を強力に推進していく組織として、本年4月に全国で初めてとなるZ世代課を新設いたしました。

このZ世代課のメンバーというのは、課長はZ世代じゃありませんけど、Z世代の方をほぼ中心に構成をしまして、やはりZ世代のこと、その感覚や考え方、どういうところにポイントがあるのか、そういったものをやはり世代の方々が自ら考えていただく、そして、私たち上の世代がそれをしっかり学んでいく、それを取り入れていくというような発想で新設をしたものでございます。まさしくZ世代課は若い世代のニーズや価値観を学び、時代の変化にスピーディーに対応することによって、持続可能な町になることを目的に取組を進めることとしております。

ターゲットでございますが、Z世代とは法令などで定まった定義があるわけではありませんけれども、一般的におおむね1990年代半ばから2010年代序盤に生まれた世代を指すこととされており、こうしたことを踏まえまして、Z世代課の事業におきましては、高校生から29歳まで

の方を対象としております。

Z世代課の方向性について、Z世代課では、1つには若者のチャレンジを町全体で応援する体制を整備し、主体性を持って活躍できる次世代を育成する人材育成、そして、2つ目には若者の価値観やニーズを把握し、施策やまちづくりに生かすマーケティングなどに取り組むこととしており、シン・ジダイ創造事業や、Z世代課パートナーズ制度、これも先頃スタートさせたところでございます。

また、各局におきましては、それぞれの所管分野における若者支援策として、ひきこもりや就労、定住・移住などに今取り組んでいるところでございます。こうした各局のすみ分けにつきましては、Z世代課におきましては、取組を通じて学んだ若い世代の価値観や行動傾向を各局へ共有、浸透させるとともに、各局で実施している施策が、より効果的に実施されるよう、必要な助言等を行うこととしております。今後、各局と緊密に連携をいたしまして、若者の価値観や社会経済情勢の変化に対し、的確かつスピーディーに対応し続けられる持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、シン・ジダイ創造事業についてのお尋ねがありました。

支援がなくても自分がするタイプが積極的に応募してしまうと、背中を押してもらえれば動くタイプのところの枠まで埋まってしまう、あるいはその枠が回らないということを危惧するがというお尋ね、それから、具体的な最終成果についてのお尋ねがございました。

シン・ジダイ創造事業では日本一若者を応援する町の実現を目指して、若者の自由な発想や提案を引き出し、それらを実現させるための教育や伴走支援等を行うこととしております。

事業の実施に当たりましては、Z世代課の職員自身がZ世代がほとんどでございまして、彼らがやはり等身大の感覚で得たものをベースに、どういったらやりやすいものになるのか、参加しやすいものになるのかというのを主体的に考えてくれていることに加えまして、市内の若者や大学関係者へのヒアリングなども行いました。

そうした中で、支援がなくても今のZ世代というのは、通常ですと若者に何かプロジェクトしてくださいというと、どっと若い、やりたいという人がどっと集まってきて、それでそういう形の1本なんですけど、やはりこれをいろいろな検討する中で、このZ世代課というものの特徴あるいはその持っている意欲や行動力の違いが、いろんな層とといいますか、いろんなグループがあるということを丁寧に見まして、そして、意欲や行動力の違いに応じて、Z世代アイデアコンテスト、次世代創造プログラム、それから、各区の地域課題に取り組む区役所創造プロジェクトの3つを実施するという形がやりやすいんじゃないかということで、こういう形で設定をしております。

これらのうち次世代創造プログラムは、何かに挑戦したいがどうしたらいいかわからないという若者も、Z世代には少なからずいると、何か挑戦したいがどういうふうに一歩踏み出していけばいいのかわからない、こういう方々もおられる。そういう方々を対象に、専門家や指導

者がついて、手厚い伴走支援の下でチームとして組成をして、事業の計画や実施を行うというような形を想定してございます。

一方で、議員が御指摘いただきました、支援がなくても自分でする、意欲も行動力もあるというタイプの若者に対しては、目的意識や課題認識が明確になっているため、こうした伴走や指導者、専門家ということが介入してくる形の次世代創造プログラムではなく、Z世代アイデアコンテストに応募いただくということを想定しております。

いずれにしても、事業への参加者募集に当たりましては、事業目的を達成できるよう、参加要件等の表記、そして、広報などに十分留意して進めてまいりたいと考えております。

それから、事業の最終成果についてお尋ねがございました。

シン・ジダイ創造事業、これは若者が主体となった事業やプロジェクトが市内の各所で実行されることにより、北九州市が若者にとって様々なことにチャレンジできる町となること、若者のチャレンジにより、市内各地域の活性化が促されること、世代を超えた人のつながりが生まれ、経験や発想の共有が図られることといった成果を期待しており、参加した若者だけでなく、市民の皆様全体が成果を感じられるように取り組んでまいりたいと考えております。

シン・ジダイ創造事業をはじめ様々な施策の実施を通じ、北九州市という町が地域一体となって、日本一若者を応援する町北九州市を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

残りは関係局長等からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君） 政策局長。

○政策局長（小林亮介君） 新ビジョンに関しまして、分野別計画と新ビジョンの人口推計の考え方、整合性につきまして御答弁させていただきます。

北九州市新ビジョンにおきましては、人口のトレンドを増加に転換させ、100万都市復活に向けた道筋をつくっていくこととしております。人口の増加につきましては、都市の総合力を高めていくことによりましてもたらされる結果であると考えております。そこで、新ビジョンでは、産学官民の力を結集いたしまして、経済成長を実現するとともに、町のにぎわい、教育、子育てといった生活環境の充実によりまして、都市の総合力を高めていくということとしております。

そのための具体的な取組につきましては、新ビジョンに基づきまして策定、改定する各個別の分野計画でございますとか、毎年度の予算編成におきまして、施策や事業として実施していくということになると考えております。

まず、分野別計画につきましては、確かに計画時点での将来推計人口というものをベースとしております。5年ごとの国勢調査を踏まえまして、この将来推計人口というものをビジョンに基づく取組によりまして実際の人口が上回るなど、人口の推移のトレンドが変化すれば、その程度に応じまして、分野別計画につきましても必要に応じて、その辺精査を行っていくとい

うことになると考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）教育分野で2点お尋ねいただきました。

まず、新ビジョンに基づきます計画と人口推計についての残りの質問の、学校規模適正化は新ビジョンとの整合性があるのかというお尋ねでございます。

教育委員会では、教育環境の整備による教育効果の向上を図るために学校規模適正化を進めておりまして、平成29年に策定した北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方に基づきまして、児童生徒数の将来推計を踏まえて取り組んでいるところであります。

児童生徒数の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所、略しまして社人研ですが、その将来推計人口を基礎資料としまして、各校区の転居等の社会動態やマンションの建設予定などの影響を反映して作成をしております。

また、社人研の将来推計人口の5年ごとの更新に合わせて見直しておりまして、当初は適正化の対象としておりました小学校の児童数が増加傾向に転じて、対象から外れた事例もございます。さらに、毎年度児童生徒数の実数等も確認しながら、実態に即して適正化を検討しております。

今回、新ビジョンの策定や教育環境の変化、また、社人研の将来推計人口の更新を踏まえまして、学識経験者、保護者、地域、学校などによります検討会で議論を重ねて、学校規模適正化の進め方の改定素案を作成したところです。この素案では、これまでの小学校に加えまして、今後10年余りで半数以上が8学級以下の小学校となる見込みであります中学校も対象とすることだとか、小中一貫教育校などの新たな視点を盛り込み、また、保護者や地域の声をより幅広く聞くためのプロセスなどを盛り込んでおります。

また、これまでと同様に、児童生徒数の推移に応じまして、小規模校では学校統合、大規模校では分離新設について検討することとしておりまして、今後の人口推移のトレンドの変化も見据えた考え方としております。今後も児童生徒数の推移を注視しながら、学校規模適正化に適切に取り組んで、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。防草対策のうち、小学校のグラウンドについてお尋ねいただきました。

現在、学校施設内の除草は、基本的には校務員などの教職員によりまして、手作業や草刈り機などで行うこととしておりますが、のり面など危険を伴います場合には業者に委託をしております。

御指摘のとおり、貴船小学校など児童数が大幅に減った学校におきましては、子供たちがグラウンドで活動する機会だとか面積が減少するために、雑草が生い茂りやすい傾向でございます。貴船小学校のグラウンドですが、市内の小学校で3番目に広く、雑草に紛れて、鋭いとげ

がありますメリケンキンソウが生育をしておりました。

このために、平成4年度から平成5年度にかけて工事を伴います対策を行いましたが、工事後1年をたたない中で既に雑草が生い茂ってきております。現在、地元事業者の提案によりまして、事業者の自社負担で、熱湯によります除草方式を試行しておりまして、年度内をめどに効果の結果報告を受ける予定としております。

学校グラウンドの防草対策でございますが、抜本的な対策が非常に難しい現状ではございますが、他都市の対策事例だとか、地元事業者によります試行結果などを参考にしながら、今後とも有効な対策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君） 防草対策についてのうち、残りの2問にそれぞれお答えいたします。

まず、ひびきコスモス公園で防草対策を試行し、大規模公園にも広げてみてはどうかという御質問でございます。

北九州市では快適な公園利用や維持管理費削減の観点から、除草に加えて適宜防草対策を進めており、利用者が散策を楽しむ園路沿いや、のり面等に防草シートや舗装を実施してまいりました。

議員お尋ねのひびきコスモス公園は、大規模な大会が開催できる広大なグラウンドを有し、一年を通じて多くの方に利用されております。この公園では、利用団体の要望に応え、トイレ、フェンス等を増設してまいりました。また、防草対策としても、散策する方等の要望に応え、園路沿いの一部を舗装しております。

先ほどの御質問でもありました公園のグラウンドの周辺でございますが、ここは多くの方が試合を観覧したり昼食を取る場所であり、利用者から除草回数を増やしてほしいとの要望があることは認識しております。このため、議員御指摘の除草に代わる対策として、舗装化等の防草対策も検討しておりますが、他方で利用者が応援用のテントを固定するくいを打ち込む箇所が必要との声もございます。現在、利用団体と協議を行っているところでございまして、今後適切な防草対策を行っていきたいと考えてございます。

また、ひびきコスモス公園以外の大規模公園の防草対策につきましても、対象公園の抽出や、それぞれの公園の特性を踏まえた計画を策定しているところでございます。御提案のように、ひびきコスモス公園で効果が確認された対策も展開していきたいと考えてございます。今後も利用者のニーズに沿った防草対策に取り組み、快適に公園が利用できるような維持管理に努めてまいります。

次に、市営住宅での防草対策でございます。市営住宅の敷地内の広場等の共用部分は、入居者の共同の福祉のために必要な共同施設と位置づけられており、公営住宅法第27条において入居者が正常な状態に維持しなければならないと規定されております。そのため、御質問の共用

部分の除草につきましては、入居者に行っていただくということを基本としており、入居者の遵守事項として、住まいのしおりを通してお知らせしているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、入居者の高齢化に伴い、除草を負担に感じている方も少なくないことは承知しております。そのため、除草につきましては敷地が広大等、一定以上の負担をかけている団地や、斜面地等の危険を伴う箇所において、現状のルールと団地の実情を踏まえた上で支援を行っているというところでございます。

また、防草対策につきましても、草刈り機等の使用が困難な箇所への防草シートの設置やコンクリート舗装などを実施しておりまして、これまでに68件の整備を進めております。今後ともこのような考え方と現状について、入居者の皆様の御理解と御協力が得られるように働きかけるとともに、入居者の負担軽減につきましては、他都市での除草や防草に関する状況等を注視して、引き続き研究してまいります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、残りの御質問に順次お答えいたします。

まず、介護が必要な方の移動手段について、介護タクシーへ転換を促すべきということと、市はどう認識し取り組むのかについてお答えいたします。

介護が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、移動手段を確保し、選択の幅を広げることは必要だと認識しております。

介護保険制度における訪問介護サービスの一つであります、通院等乗降介助と輸送を組み合わせた介護タクシーは、運営に訪問介護事業所の指定と旅客運送業の許可が必要でございます。利用することができる方は要介護1以上の方で、利用目的も病院受診など日常生活、社会生活上必要なものに限られます。費用負担は、タクシー運賃に加えまして介護保険が適用されることから、介護費用の1割から3割となっております。

一方、介護保険の適用を受けない、いわゆる福祉タクシーは、旅客運送業の許可のみで運営しております。どなたでも利用でき、利用目的も限定されませんが、タクシー運賃に加えて介助費用を全額負担する必要があるとございます。

この介護タクシー、福祉タクシーは、利用される方のニーズに応じて用途や目的が異なりますので、外出しやすい環境づくりのためには双方必要と考えております。介護タクシーは、利用者の経済的負担を軽減する利点がある一方で、予約が取れないときもあり、使いづらいとのお声もいただいております。他方、運営する事業者から見ますと、人材の安定的確保や、業務の増加などの負担が伴うことが一因となりまして、新たな参入が進んでいない現状があると考えております。

しかしながら、ニーズに合った移動手段の確保が重要と認識しておりますことから、北九州市としては様々な機会を捉え、介護タクシーの増加につながるよう、介護事業者に対し協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、無償ボランティアを行う取組に対して、市が補助すべきとのお尋ねでございます。

高齢化の進展に伴い、公共交通機関の利用が困難な高齢者などの増加が見込まれる中、外出の機会を確保するための移動手段は重要と考えております。移動支援が必要な方が利用できる手段としましては、福祉車両などを使ったタクシーサービス、また、NPO法人などの非営利団体が行う福祉有償運送などがございます。

議員御紹介のとおり、こうした取組に加えて、足原校区まちづくり協議会において8月から移送サービスをボランティア事業として新たに始めるとお聞きしております。このような取組は、地域の課題を地域のつながりで解決するという画期的な、今後モデル的な事例となり得るのではないかと御期待をしております。

一方で、このような取組を市内に広げるためには、無償での移送に社会福祉法人など多くの方の御協力が必要でございます。また、市からの助成を検討する際には、タクシーなどの既存の公共交通との供給バランス、おでかけ交通など市の他事業との公平性なども考慮する必要があると考えております。そのため、まずは足原校区で事業がスタートされました後、実施状況や課題等について校区関係者からお話をお聞かせいただきたいと考えております。その上で、どのような取組が可能か、関係局と研究してまいりたいと考えております。

次に、RSウイルス感染症対策についてでございます。

市民に対し周知、PR等行うべき、それから、ニルセビマブの接種に対しまして市の助成を行うべきとの2点にまとめて御答弁いたします。

RSウイルス感染症は感染症法の5類感染症に分類され、乳幼児が感染した場合に重症化しやすく、その対策は重要と認識しております。このRSウイルス感染症につきましては、1年以内にワクチンですとか抗体製剤が発売されるなど注目度の高い感染症の一つとなっております。医療機関から発生状況が報告されます感染症発生動向調査において、RSウイルス感染症は、近年全国的にも春から初夏に増加しまして、夏に流行のピークが見られ、昨年北九州市では過去10年で最も高い数値となりました。

これに対し北九州市は、これまでホームページや関係機関の研修会等を通じまして、RSウイルス感染症の症状や感染経路のほか、基本的な感染予防対策について啓発を行ってまいりました。今後は、さらに市民の認知を高めるため、RSウイルス感染症の流行状況に合わせ、きたきゅう子育て応援アプリからのプッシュ配信や、保育所等を通じた保護者への周知、SNSなど様々な媒体を活用して周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

次に、議員から御紹介のありましたニルセビマブは、新生児、乳幼児のRSウイルス感染による重症化の抑制や予防を目的とした抗体製剤でありまして、令和6年3月に薬事承認をされました。ニルセビマブは、早産や慢性肺疾患、免疫不全などリスクの高いお子さんの重症化抑制を目的に使用する場合は健康保険が適用されますが、それ以外は自費での接種となります。

一方、令和6年1月には新たなワクチンも薬事承認をされております。このワクチンは、妊

婦に接種することで生まれてくるお子さんへの発症や重症化を防ぐものであり、生後6か月までの有効性が示されております。国におきましては、このワクチンについて、定期接種化に関する議論が開始されたところであり、また、この中で、ワクチンと目的や効果が類似しておりますニルセビマブなどの抗体製剤について、有効性、安全性、費用対効果などの技術的な検討を併せて行う予定となっております。

このようにRSウイルス感染症の抗体製剤やワクチンは承認されたばかりでございます。これから国の検討が進められる予定でありますことから、まずはこの動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、北九州市障害者基幹相談支援センターについて、現在の取組状況、今後の将来展望についてお答えいたします。

障害のある人が地域生活を安心して送るためには、障害や日常の悩み、不安等あらゆる相談ができる場を確保することが障害者支援において重要でございます。北九州市においては、障害者の総合相談窓口として障害者基幹相談支援センターを設置し、御本人等からの身近な相談から複雑な問題を抱えた相談、また、相談支援従事者等に対する助言など、幅広い支援を進めてきました。

センターでは、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職が訪問支援を含むきめ細やかな相談対応を行い、当事者等に寄り添った支援を行っております。また、24時間365日対応の障害者虐待防止センター、それから、賃貸契約の調整等支援を行います居住サポート事業、罪を犯した障害者の社会復帰を支援する触法障害者支援事業など、専門性を生かした業務も行ってまいります。

支援のイメージですが、虐待を受けた方への支援を例にしますと、法的見解が必要な場合は弁護士、住居に関することは市と提携している家賃保証会社、福祉サービスに関する調整は区役所や相談支援事業所など、幅広く連携し支援を行っております。

今後、障害のある人の重度化、介護する家族の高齢化、親亡き後の問題など、障害者が抱える課題もますます複雑多様化していくことが想定されます。こういった問題に対応するため、センターが事務局をしております障害者自立支援協議会で議論し、今年度以降、具体的な事例からの地域課題の抽出や課題解決に向けた機能等の強化を図る予定でございます。

引き続き、相談支援の中核機関として、困難度の高いケースへの対応や関係機関の連携促進、障害のある人を地域で支える体制づくりなどをさらに進めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）答弁ありがとうございます。それでは、第2質問を順不同にやっていきたいと思っております。

まずは防草対策のほうから行きたいと思っております。

まず、小学校の防草対策から行きたいと思うんですけど、教育長にお尋ねしますけど、グラウンドに草がぼうぼう生えているという状態は、それは仕方ないと思うのか、これは改善しないと思うのか、まず、そこはどう思われていますか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）すみません。答弁の前に、先ほど私答弁の中で2か所読み間違いをしておりましたので、おわびをして修正させていただきたいと思います。

まず、学校規模適正化の進め方の中で、新たな素案の中で中学校が今後10年余りで半数以上が8学級以下の小規模校になる見込みと言うべきところを、8学級以下の小学校になると読み間違えてしまいましたので、修正させていただきます。

それと、もう一つ、グラウンドの件でございますが、貴船小学校で令和4年度から令和5年度にかけて工事を行ったんですが、それを平成4年度から平成5年度と読み間違えてしまいましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

御質問でございますが、子供が運動場で運動する、学校の教育活動の中では非常に重要でございますので、そういう意味では草があるという状態は決して望ましいものではないと理解しております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）そこは共通認識ということで確認できました。だから、公園とは違うんですね。公園以上に草が生えてはいけない場所なんですよ。

今回、防草対策ということで質問はしましたが、いろいろ調べても、先ほどお湯をまいてというのも貴船小学校も試行的にやっていて、一定程度の効果はあるんですけど、じゃあこれはずっともつのかと考えると、それはなかなか難しいだろうと思いますし、除草剤をまけないんですよ、小学校のグラウンドはですね。コンクリートにもできないんですよ。結局は草刈りを密にするかしかないかなと思ったときに、じゃあ誰が草刈りをするんですかというのと、校務員さんになるんですけど、校務員さんにそこまで広いグラウンドの負担をかけるのは難しいなということやずっと寝ずに考えたときに、ふと思いついたのは、草刈り機まさお君というのを思い出しまして、これは乗用の草刈り機なんですよ。車と一緒にですから、乗っていて運転すれば草を刈ってくれるわけなんで、校務員さんの負担も非常に軽いんですよ。

ちょっとアマゾンで調べてみたところ、草刈り機まさお君は1台110万円から140万円ぐらいなんですよ。今回、貴船小学校で2年間で使ったのは700万円ですから。700万円使って次の年は草がぼうぼうということですから、これ草刈り機まさお君を年に何回でもできるわけですし、1つの学校だけじゃなくて複数校も対応できるわけですよ。場合によっては校区の人が夏祭りをしますというときに生えとったら、じゃあ自分たちで刈りましょと、草刈り機まさお君で刈れるわけじゃないですか。700万円を140で割っても5台買えるんですよ。私は考え方を、乗用草刈り機を一定程度買って、校務員さんにも過度の負担をかけずに、それで管理する

と、これしかないんじゃないかと思いますが、教育長の答弁を求めます。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）あらゆる方法を今検討中ですが、確かに抜本的に土を入れ替えましても、結局どうしても人を排除するわけにいかないのが、毎年やはりそういうふうな対策が絶対必要だなという中で、一つの有効な手段だと思います。

ただ、草刈り機も、今肩かけでやっているんですけども、肩かけ式は確かに猛暑がこれから予想される中では、現場の負担が非常に強いというところで、手押し式の、手押しタイプの草刈り機、それから、乗用タイプとございます。やはり機能が高くなればなるほど価格も非常に高いというところで、御指摘されたよりもさらに高価なものもあるようには調べてはおります。ただ、機能が高ければ高いほど保管場所だとか、保管の方法だとか、あるいは燃料だとかメンテナンスだとか、様々な問題がやはり付随して出てくる関係がございまして、ちょっとそういうのも含めまして費用、それから、様々な維持管理、ちょっと課題として検討時間をいただきたいと考えております。とにかく何らかの形で学校のグラウンドの防草対策はしないといけないという課題認識は非常に持っておりますので、時間をいただきたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）今のお話、維持管理といっても、別に餌をやる必要もないんだし、保管する場所があればいいだけの話ですから、乗用の草刈り機ですから、それだけじゃないですか。一番の問題はお金だと言っているんですけど、武田局長、お金ですから、700万円で草刈りをして草が生えるのと、140万円で細かく草を刈れるのと、お金の使い方としては財政的にはいかがですか。

○議長（田仲常郎君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）今、草刈り機の購入のお話がありましたけど、まず、学校については、学校備品費という形で、草刈り機以外にもいろいろなものが必要ということがありますので、まず、教育委員会のほうで必要なものをしっかり選定いただいて、その上で協議をさせていただければと思っております。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）きっと教育委員会が、これは必要だということで財政・変革局に上げてくると思いますので、財政・変革局よろしく願いいたします。

市営住宅ですけど、ちょっと答弁がよく分からん、何か60何件やっていますみたいに聞こえたんですけど、私が聞いたときは、一件もやっていませんと担当課長から言われました。また、この議会で質問するには、我が会派でいろいろな議論をするんですけど、我が会派で議論したときにこの質問について言われたのは、何言うん、木を切ってくれるんよと、木の葉が落ちて掃除が大変だからって、市営住宅木を切りよんよと、木を切るのに雑草は駄目なんですか

という質問です。

○議長（田仲常郎君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）基本的に先ほど言いました住まいのしおりとかに書いていますが、樹木もしくは除草等についても入居者をお願いしております、例えば3メートル以上の高くなる木でありますとかは、市のほうですることもございますし、除草につきましても、例えばのり面の危険なところでありますとか、敷地が広大であるとか、そういったところについては市が行っているというところがございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）今、3メートル以下の木は自分たちで切れということですかね。

○議長（田仲常郎君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）基本は切っていただければということで、今のところ地元の方にお話ししておりますし、例えばそれがどこに生えているとか、そういったところ、現状を見ながらまたお話ししているところがございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）ちょっと時間もないので、これまた個別に相談させていただきますけど、先ほど申し上げましたように、市営住宅も高齢化しています。独り暮らしも多いです。低所得なんですから、そのことをちゃんと、政令指定都市で一番高齢化率が高い北九州市ですから、検討していただきたいと思います。

最初の新ビジョンに基づく計画と人口推計の話は、もう全く何か意味がちょっと分からなかったですね。こういうことかなと思うんですけど、その都度確認しながら変更するんですよという話ですけど、学校の規模とかはそんな1～2年の話じゃなくて、5年、10年の話でしょうし、プランによってはそうだと思うんです。うちの会派の日野先生がよく線引きの話をされますよね。これは、何でコンパクトシティで線引きなのかと、人口減少だからでしょう。人口が増加するんなら、むしろ線引きなんか要らないわけじゃないですか。だから、市長が反転攻勢だと議会の中でおっしゃっていたと思うんですけど、これをするんなら何で最後に下にある分野別計画に反転攻勢が出ていないのかと、それは今までどおりなんですかというのは非常に私は矛盾に感じていますし、今も変わっていません。これ時間がないので、また今後は検討していきたいと思います。

それと、Z世代課とシン・ジダイ創造事業でしたっけ、今御答弁でいろんなフレーズが出てきたんですけど、人材育成とかマーケティングとか各局への助言を効果的にとか、日本一若者を応援する町を市民全体が感じられるとか、これ非常に抽象的なんですよ。私も市役所で10年働いていて、議員20年やっていますが、だって市長、5月15日の市政だよりも、市民の皆さんにお願いしたんでしょう。ない袖は振れませんと。時には節約し、時には予算の使い道を変えるなどのやりくりが必要だと、一肌脱いでくださいと、お金がないんです、協力してくれ

って市政だよりをお願いしとってですよ。この方向性、僕賛成なんです。若者を応援する、それは全然賛成なんだけど、そこまで市民に言っていて、私も今地域を回っていたら、さっきの消防団じゃないですけど、10万円減らされたとか、いっぱい今聞いていますよ。自分の削られたって。その中でこんなふわっとしたお金の使い方と納得してくださいと私は言えないんですよ。だから、もっと日本一若者を応援する町はいいと思うんです。それを具体的にあなたたちが頑張って節約してくれたものが、この町にこういうふうになって、例えば合計特殊出生率の1.8になるんですとか、そういう具体的な数値も含めて成果を明確にしないと、税金の使い方として私はおかしいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

シン・ジダイ創造事業につきましては、先ほど申し上げましたように、北九州市の若者にとって様々なチャレンジができる町になること、若者のチャレンジにより市内各地域に活性化がされることということと成果として捉えているということとでございます。このため、例えば事業参加者の次なるチャレンジへの意欲が向上したかでございますとか、また、若者の北九州市に対する誇り、自信が高まったか、また、北九州市の町の魅力の発信につながったかなどの観点から、しっかりと成果につきましては効果を検証してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）だから、若者っていうけど、じゃあ、局長が言っている若者ってどの人の、何人の話なんですかって、若者全体にそれが広がるんですよということが伝われば、私も納得できるんですけど、そこはちょっと今違和感がまだあります。時間がないので。

最後、介護タクシーのところも、何かうちの校区の事業の話のときに、何か供給のバランスとか公平性とかお話がありましたけど、だから、供給のバランスが今悪いと言っている話をその前の段階で共有しているのに、そういうふうにおっしゃるのはどうなのかなと思います。

今回、うちの校区の社会福祉法人が協力したのは何でかといったら、今から介護保険の中で地域との連携をしていかんといけませんよというのがうたわれているから協力してくれるんですよ。だから、そこがインセンティブになっているわけですね。だから、お金だけでなく、そういうインセンティブをデイサービスとかやっているところに明確に示してほしいということとを要望して、終わります。以上です。

○議長（田仲常郎君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時24分休憩

午後1時30分再開

○副議長（本田忠弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）議場の皆さんこんにちは。日本共産党、高橋都でございます。会派を代表して一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、初代門司駅遺構についてです。

令和6年2月議会で遺構の一部移築費用が令和5年度補正予算案として提出されましたが、遺構の一部移築費用の予算案を除く動議が出され、修正可決されました。これまでに専門家を入れた検討委員会をつくり、試掘ではなく包蔵地と言われるところ全ての発掘調査をするべきと議論をしてきた中で、今回全体の2割程度である770平方メートルの追加発掘調査で約3,000万円の補正予算を議会に提出、7月から調査と記録保存を行い、今年度中に複合公共施設の建設に着手するという計画です。全ての発掘調査を終えなければ記録保存すらできないと専門家は言われています。複合施設建設優先のあまりにも拙速な計画の進め方は許せません。

これまで自治総連合会や校区自治連合会、施設利用者団体への説明が中心でしたが、5月29日に初めて市民向けの説明会が行われました。案内は5月22日に出されましたが、これほどの短期間で市民が130人集まり、様々な意見で紛糾しました。市の一方的な説明で市民の意見は反映されるのか、すごいお宝が出てきた、観光ルートとなる、共存はできないのか、設計変更も含め立ち止まるべき、浸水区域に区役所建設反対など190を超える意見が出ました。今後、門司区に限らず全市でも説明会を行うべきです。その際、複合施設と遺構の現地説明も丁寧に行うべきです。

5月21日、日本イコモス国内委員会など11もの学術団体が世界遺産推薦に値すると現地保存を求めて合同要望書を提出しました。土の中から生きた教材が出てきた、日本の近代化を急いで行った形跡があり、人々の息吹を感じる、これを壊せば北九州の大きな財産を失う、こうした専門家の遺構に対する意見が出されました。市長は、議会答弁でも記者会見でも市民と専門家の御意見を聞き判断すると繰り返し言われています。しかし、これまでに多くの専門家から重要な遺構であることが指摘されながら、全く聞こうともせず、価値づけもせず公共施設建設を進めようとしています。市長はこれまでの御自分の発言に責任を持つべきです。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、追加発掘調査の範囲と調査方法の考え方についてです。

2月議会で出された修正動議では、市民や議会への説明責任を果たした上で、今後発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な文化財調査を行うとありますが、今回示された発掘調査範囲は全体の約2割、770平方メートルで、徹底調査をするのであれば、包蔵地全体を行うべきです。これまでの文化財に対するあまりにも粗末な扱いを見れば、市の担当部局だけに判断を任せることはできません。調査範囲を決定するのに、市の担当部局だけではなく、第三者機関や学芸員、文化財保護審議会など専門家に意見を聞き、明治時代に限定せず、それ以前や、大正、昭和の構造図に照らし、包蔵地全体の発掘調査を徹底的に丁寧に行うべきです。答弁を求めます。

2点目に、北九州市文化財保護行政についてです。

平成29年12月の文化庁文化審議会による文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方についての第1次答申では、地方公共団体における文化財保護に関する事務については教育委員会が管理、執行することとされている。ただし、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任もしくは補助執行させることができるとされているため、教育委員会外に文化財担当部局を設置している地方公共団体もあります。文化財保護の所管に関しては、専門的、技術的判断の確保、政治的中立性、継続性、安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携を十分に勘案することが必要で、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべきであるとあります。また、地方文化財保護審議会は文化財保護法第190条において、諮問に応じるだけでなく、建議の権限を有することが規定されており、必要な場面で効果的に機能するよう運用を強化することが必要ともあります。

一方、本市では、これまで首長部局の文化企画課が補助執行を逸脱し、全面的に権限を持ち執行したことで、どれだけの文化財が価値づけされずに破壊されてきたことでしょうか。北九州市の文化財行政では移築保存の考え方一つ取ってもその場しのぎの対応策であったことは、城野遺跡や金田遺跡を見れば明らかです。その原因は北九州市の弱い文化財行政にあり、これまで権限、監督責任を放棄してきた教育委員会の責任は重いと考えます。生きた教材が発見されたわけですから、前述の学校教育、社会教育との連携を担保し、文化財保護法の趣旨に沿うよう、適切に保存、活用すべきです。今後、開発ありきの首長部局ではなく、独立した教育委員会に文化財保護事務を戻し、文化財保護審議会の専門的知見を生かした提案が建議できるよう条例改正すべきです。見解を尋ねます。

次に、学校給食について4点尋ねます。

1点目に、安全・安心の給食として地産地消、オーガニック給食についてです。

学校給食に使われる食材の選択は、給食の質の向上にもつながる大変重要な問題です。本市のおいしい給食大作戦に関わっている料理人の方からも、現在の市内統一献立を改め、7区それぞれに献立作成や食材発注の権限を分散させる提案がされています。それにより有機農産物を取り入れ、地産地消を進めることは、食材の向上、ひいては給食全体の質の向上を図っていくことにつながると考えます。

一方、本市の有機農家は現在8戸で、有機農家を増やし、有機農産物を学校給食へ導入する本気の取組が求められます。今年2月議会で我が党の永井議員が、他都市の取組を参考に遊休農地の活用、給食に活用する有機農産物を生産する農家を増やすために給食という確実な販路を紹介し、協力を求めることを提案しました。給食と農業をつなぎ、子供たちに安全・安心な給食を提供するために必要な施策です。

産業経済局長は、有機農業に関する情報交換や技術向上などを話し合う勉強会の立ち上げを

呼びかけると答弁した一方、遊休農地の活用については後ろ向きな答弁で、その理由は、所有者が先祖代々の農地を見ず知らずの人に貸すことをためらう、また、農家の高齢化などにより容易に借手が見つからない、土地の形状や日当たりなどの条件が不利なものが多いとのことでした。

フランスのムアン・サルトゥー市では、市が公有化した農地で農家を公務員として雇い、食料を作る、市による農園としての取組を行っています。安全でおいしい食べ物、そして、持続可能な農業政策は地域全体の課題に包括的にアプローチでき、フードロスも80%減ったという結果も出ているとのことです。参考にすべき取組です。有機農業が持続可能な産業として定着するよう、市が遊休農地を買い取り、有機農家へ貸し出すなどの管理を行い、そこで作られた有機農産物を学校給食に提供していく取組を行うべきです。答弁を求めます。

2点目に、給食調理室の水道からの鉄さび混入についてです。

八幡西特別支援学校の調理室の水道管からの水道水に小さな鉄さびが混入し、調理員が毎日蛇口にお茶パックをタコ糸で設置するという事態が起きています。水質検査は行っており、異常なしということですが、これはもう10年くらい前からこの状態が続いているということでした。子供たちに安全・安心の給食をと言いながら、小さいとはいえ砂のような鉄さびが混入することを何年も放置していたことは看過できません。

調理員は毎日10数か所の蛇口のパックを取り替えており、その手間は計り知れません。早急に対策を講じ、水道管の安全性に関する市内全校調査を行うべきです。答弁を求めます。

3点目に、給食調理民間委託についてです。

今年3月、若松区ひびきの小学校で給食委託契約に新事業者の応募がなく、深刻な調理員不足が生じ、引継ぎが遅れるという事態が起きました。子供たちに給食が提供できなくなるとは大変と保護者が応募して事なきを得たということです。求人情報誌に毎回のよう学校給食調理員募集が掲載されていますが、時給941円と最低賃金です。市内の給食調理業務を営む責任者は今回の問題で、契約は5年間だが、最賃や人の確保、予算を考え更新はしないでおこうと思ったとのことです。

福岡県の最低賃金は、2018年の814円から2023年の941円まで、この5年間で127円上がっています。市からの決して十分とは言えない委託料では、給食調理業者が契約を続けられない事態となっています。このように安定しない待遇で、調理現場で働く職員が守られていない状況では、子供たちに安全・安心な給食を提供できません。現場で働く調理員の賃金や労働時間など、待遇の調査をするべきです。答弁を求めます。

4点目に、給食費の無償化についてです。

全国で大きなうねりとなって広がっている学校給食の無償化は、昨年末で592自治体、福岡県でも18自治体と約3分の1が実施しています。さらに、新年度から田川市や福智町が無償化、太宰府市では3割補助と、給食費への支援が広がっています。北九州市では、昨年6月議

会で我が党が提案した学校給食無償化を求める国への意見書が賛成多数で可決されましたが、市は無償化には32億円と財政的に難しい。それよりも質の向上をと無償化には後ろ向きです。しかし、32億円は北九州市の2024年度一般会計予算の0.5%であり、教育支援の一環として優先的に充てられるべき費用であると考えます。

一方、群馬県では全ての市町村で給食費の支援をしています。高崎市は2025年度から、第1子は10%軽減、第2子以降は無償化します。費用は9億7,000万円で、2024年度一般会計予算の約1,680億円の約0.58%で実施できます。本市でも給食費の一部補助など、段階的にでも無償化への取組を始めるべきです。学校給食の無償化は、義務教育は無償としている憲法26条を実現することであり、子供の権利であると考えます。市長の決断次第です。早期実現に向けての答弁を求めます。

最後に、生活保護基準について2点お尋ねします。

1点目に、生活保護受給者のエアコン設置についてです。

近年の地球温暖化に伴う熱中症被害の拡大を受けて、改正気候変動適応法が公布施行され、本年4月より、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒アラートや、対象日に暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設であるクーリングシェルターの指定制度が新たに創設されました。市民センターや市立図書館などをクーリングシェルターに指定し、市民に開放、周知するとしています。

昨年夏は、地球温暖化ではなく地球沸騰化とも言われる暑さで命を失う方もおられました。命に関わる猛暑をどうしのぐかは、生活保護の方にとっても重要な問題です。83歳の男性は2年前の4月に保護開始をしたとき、ケースワーカーからクーラー設置を尋ねられました。そのときは断ったそうです。しかし、近年の猛暑、さすがに扇風機だけでは耐えられず、設置を要望しましたが、保護開始時だけと却下され、生活福祉資金活用を勧められました。当初、ケースワーカーからは保護開始時のみとの説明はなかったそうです。昨年は日中クーラーの利いている施設に通って暑さをしのいでいましたが、今年病気をし、その元気もなくなったと言っています。受給開始時から年月が経過すれば、年も取り、体調も変わります。受給開始時に限定せず、現在エアコンが設置されていない場合は、購入費の助成をするよう制度改正を政府に求めるべきです。あわせて、それまでは墨田区のように自治体独自のエアコン購入助成に踏み出すべきです。答弁を求めます。

2点目に、物価高騰する中、電気代節約でクーラーをつけない家庭もあります。また、クーリングシェルターに行こうと思ってもバスで行くことになるとう運賃もかかり、体調によっては行くことさえままならない方もおられます。熱中症対策に係る費用を確保するためにも夏季加算を設け、さらには生活扶助費の増額を国に求めていくべきです。見解をお尋ねします。

以上で私の第1質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、学校給食についてのお尋ねがございました。

学校給食につきましては、新たに策定した新ビジョンの重点戦略の一つである彩りある町の実現と、北九州市教育大綱の理念であるこどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図っていく上で重要な要素の一つであると考えております。

その取組を具体化するため、市長就任後、市内の料理人の方々などと意見交換を行い、より多彩な献立を提供できるスチームコンベクションオーブンの整備費について、先般の議会で御承認いただいたところでございます。また、料理人の方々だけでなく、栄養士養成大学や企業等の皆様も学校給食にボランティアで御協力をいただけることとなり、昨年度末に学校給食応援団が発足をいたしました。

今年度からおいしい給食大作戦と銘打ち、料理人監修のシェフの北キュー三ツ星献立や、大学と市内企業のコラボメニュー、なでしこハヤシライスなどがスタートしたところでございます。私も5月24日に八幡西区の小学校を訪問し、中華料理のシェフが考案した肉団子のカラフル甘酢あんを子供たちと一緒にいただきましたが、子供たちからも、おいしい、お店の味はやっぱり違うと思ったと大変好評でありました。今後は、日本各地の郷土料理や世界各国の料理に加え、中学生考案によるみそ汁など、新たな献立も提供される予定と伺っております。

栄養バランスの整ったバラエティー豊かで魅力ある給食を提供することで、給食はおいしいと全てのお子さん方に評価してもらえるよう、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護基準についてのお尋ねがございました。

エアコン購入助成をするように国に制度改正を求めるとともに、市独自の助成をというお尋ね、夏季加算を設け、生活扶助費の増額を国に求めるべきであるとのお尋ねがございました。

まず、熱中症に関する認識でございますけれども、気温の高い日が続くこれからの季節に備え、市民の方々に対し、熱中症予防の普及啓発や注意喚起を行うことが重要であり、体温調節が困難な御高齢の方や、障害のある方が多い生活保護世帯の熱中症予防には、特に留意する必要があります。

このため、北九州市では生活保護世帯に対する熱中症予防の取組として、国の通知等に基づき、ケースワーカーが必要に応じて国のリーフレット等を活用し、小まめな水分、塩分補給等といった啓発や注意喚起を行っているところでございます。

生活保護制度は法定受託事務として、関係法令をはじめ国の定める通知等に基づき運用することとされており、生活保護費の基準額についても厚生労働大臣が定めることとなっております。生活保護制度におきまして、日常生活に必要な生活用品は、受給者が保護費のやりくりによって計画的に購入することが原則とされております。ただし、新たに保護を開始する際や、災害等で最低生活に必要な炊事用具や食器等の家具、じゅう器の持ち合わせがない等、一定の要件を満たす場合に、臨時的経費として保護費を支給できることとされております。

こうした制度的な枠組みの下、エアコン等の冷房器具の購入費につきましては、高齢者や障害があるなどの熱中症予防が特に必要とされる方がいる世帯において、初めて夏季を迎えるに当たり、持ち合わせがない場合に限り、臨時的経費として支給できることとされております。

一方で、日常生活に係る光熱水費につきましては、経常的経費として通常支給されている保護費で賄うこととされており、夏季加算といった保護費に上乗せする仕組みは設けられておりません。しかしながら、地球温暖化が進み、熱中症リスクがますます高まることが懸念される状況の中、熱中症対策のさらなる取組が必要であると認識をしております。北九州市としましても、全国市長会や大都市生活保護主管課長会議などを通しまして、エアコン購入に係る対象者の課題や、夏季加算の制度創設を国に要望しているところであります。

また、生活保護基準の改定に当たりましては、地域の生活実態を踏まえた生活扶助基準になるよう、大都市民生主管局長会議を通じて国に提案しているところであります。

なお、生活保護制度の趣旨に鑑みれば、保護世帯に対する熱中症予防に必要な施策につきましても、国において実施することが基本となるため、市独自のエアコン購入に係る制度創設は困難であると考えており、今後とも全国市長会等を通じて他の政令市等と連携しながら、熱中症対策の充実について引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

途中、国への要望につきまして、北九州市としましても全国市長会や大都市生活保護主管課長会議を通じて、エアコン購入に係る対象者の拡大を要望している、課題を要望していると言いましたが、課題ではなくて拡大の要望をしているというところでございます。以上です。

残りは関係局長等からお答えします。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）初代門司駅関連遺構について、2つのお尋ねをいただきました。順にお答えしたいと思います。

まず、追加発掘調査の範囲の決定に当たり、専門家に意見を聞き、明治時代に限定せず、包蔵地全体の発掘調査を丁寧に行うべきという質問にお答えいたします。

門司港複合公共施設整備事業を進めるに当たり、昨年3月に試掘調査を実施しましたところ、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部が発見されました。そのため、文化財保護法第95条に基づきまして、旧門司駅舎に関連する建物が存在していると考えられる範囲について、昨年5月に県に届出を行いまして、新たに旧門司駅舎跡に関する埋蔵文化財包蔵地が設定されました。その後、試掘調査の結果を基にしまして、文化財保護法第94条に基づき、昨年9月から11月にかけて発掘調査を行いましたところ、旧門司駅舎に関連する機関車庫などの遺構を確認したため、適切に記録保存を行いました。

また、今年度予定しております発掘調査につきましては、本年2月議会の遺構の移設に係る補正予算を減額する修正動議におきまして、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存が必要等の考え方が示されましたことから、昨年度の発掘調査で確認されました遺構の位置と明治時代

の建物の配置図面等を参考に試掘箇所を定め、本年4月から5月にかけて試掘調査を実施したところでございます。今後、本会議に提出させていただいております補正予算案を御承認いただければ、試掘調査結果等を基に発掘調査と記録保存調査を行う予定でございます。

埋蔵文化財包蔵地の中で公共事業を行う場合は、文化財保護法第94条で開発行為の計画を県に通知した上で、県からの指示を受けて開発予定地内の発掘調査を行いまして、記録保存することとされておりまして、北九州市としましては、この規定に基づき適切に対応しているところでございます。

これらの埋蔵文化財調査に当たりましては、北九州市では従来より、また、今回におきましても文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局が、法に基づきまして適切に対応しているというところでございます。このようなことから、改めて有識者に対し、調査範囲の決定について意見を求めるということは考えておりません。

続きまして、首長部局ではなく、教育委員会に文化財保護事務を戻し、文化財保護審議会の専門的知見を生かした提案が建議できるよう条例改正すべきというお尋ねにお答えいたします。

北九州市では、町のブランド力向上につながるような文化芸術の振興を図るとともに、市民による文化芸術活動の支援などを通して、文化芸術活動をより一層活性化させることを目的といたしまして、平成24年度から美術館の管理運営事務などとともに、文化財の保護に関する事務につきまして、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則に基づき、都市ブランド創造局長等の職員に補助執行させております。

都市ブランド創造局は、一般事務員に加えまして、文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているということ、そして、文化に加え、スポーツ、エンターテインメント等も所管していることなどから、文化財の魅力を生かした多様な取組ができる部署であることなどから、補助執行させることとしたものでございます。

一方、文化財保護審議会についてですが、文化財保護法が昭和50年に一部法改正され、都道府県において条例に基づいて文化財保護審議会を設置することが可能となりました。また、平成8年には、政令市等へもその範囲が拡大されたわけでございます。

他方、北九州におきましては、こうした文化財保護法の改正に先んじまして、文化財保護の体制強化を図るため、昭和39年に地方自治法に基づき文化財保護審議会を設置し、これまで適法に運用してきたところでございます。こうした地方自治法を根拠とする仕組みは、北九州市に限らず、政令市の一部をはじめ、その他の都市においても取り入れられております。

また、議員御提案の文化財保護審議会に建議を規定している政令市は、20政令市中3割、6市にとどまっているというところでございます。その上、この6市におきましては、実際に建

議が行われたという事例はないと聞いております。こうした状況を踏まえまして、北九州市といたしましては、文化財保護審議会に建議を規定する見直しを直ちに行うということは考えておりません。

国におきましては、平成30年に文化財保護行政を市長部局に委ねることができるよう文化財保護法が改正されました。そうした教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、世の中のすう勢を考えますと、北九州におきましては文化財行政を教育委員会に戻すということは考えておりません。人々の心と生活に潤いと活力を与える文化芸術を、今後も町のにぎわい創出などに最大限活用していきたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）学校給食についての御質問のうち、北九州市が遊休農地を買い取り、有機農家へ貸し出すなどの管理を行い、そこで作られた有機農産物を学校給食に提供していく取組を行うべきとの御質問にお答えいたします。

北九州市では遊休農地対策として、農業委員会を中心に定期的な農地パトロールによる実態把握や、農地の借手と貸手のあっせん仲介など、その活用促進に努めています。しかしながら、所有者が先祖代々の農地を見ず知らずの人に貸すことをためらう、土地の形状や日当たりなどの条件が不利なものが多いなどの理由から、遊休農地の活用は進んでいないのが現状であり、令和5年度の遊休農地面積は前年度に比べ約5ヘクタール増加しております。

一方、有機農業は化学合成した肥料や農薬を使わないで生態系が豊かになるとともに、環境に与える影響が少なくなるなど、持続可能な生産方法であります。このため、北九州市では総合農事センターでの試験栽培の実施、有機農家の講演会の開催など、有機農業への理解を深め、有機農家の増加に向けた取組を実施しております。しかしながら、有機農業は雑草や病害虫対策などの作業負担が大きく、収穫量や品質が不安定なこと、隣接する農地や通常の生産を行う農家の理解や協力が必要なことなどの課題がありまして、有機農家がなかなか増えないのが現状であります。

このような北九州市の現状を踏まえますと、議員御提案の北九州市による遊休農地の買取り、貸出しは難しいと考えております。北九州市としましては、まずは一人でも有機農家を増やすことに取り組むとともに、有機農産物の学校給食への提供につきましても、教育委員会と連携して研究を進めてまいります。以上です。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）学校給食につきまして、残りの3問を順次お答えいたします。

まず、八幡西特別支援学校の調理室の水道水に小さな鉄さびが混入しているの、早急に対策を講じ、水道管の安全性に関する市内全校の調査を行うべきとのお尋ねにお答えいたします。

安全・安心で快適な教育環境の整備は、子供たちにとって大変重要であると考えておりま

す。各学校の水質は、学校保健安全法の下で国が定めます学校環境衛生基準に基づいて、日常的に養護教諭などの教職員が点検を行うとともに、薬剤師会によります定期的な法定検査を実施しております。

さらに、給食調理室におきましては、学校給食法の下で学校給食衛生管理基準に基づいて、学校給食調理業務に従事する者が日常的に使用水の点検を行っております。この結果、御指摘の八幡西特別支援学校を含めた全校で調理室での水質に問題がないことを確認しております。

なお、お尋ねの水道管の全校調査についてでございますが、ほとんどの学校の水道管が地中だとか建物の中に埋設されておまして、管そのものを調査することは現実的に不可能であることから、実施することは考えておりません。

なお、一方で水道管の老朽化対策といたしましては、学校の大規模改修や埋設給水管改修の中で計画的に更新を行っているところでございます。八幡西特別支援学校につきましては、建築後40年を経過していることもございまして、今後水道管の改修等の改善を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、給食調理現場で働く調理員の賃金や労働時間等、待遇の調査をすべきであるとの点にお答えいたします。

学校給食調理業務は、平成16年以降、段階的に民間委託を進めて、現在特別支援学校や離島の小学校を除いて全ての小学校で民間委託をしております。民間委託の実施状況につきましては、毎年の業者評価や更新校の児童に対するアンケート等を通じて検証と確認を行っております。順調に運営できていると考えております。

ひびきの小学校の調理業務の委託におきましては、令和6年度からの受託事業者の選定と、調理員の確保に時間を要したために、保護者や地域の皆様には御心配をおかけいたしました。現在は人員を確保して、順調に給食の提供ができております。

議員お尋ねの受託事業者に雇用される調理員の賃金や労働時間等の労働条件は、基本的には法令の定める基準の範囲内で、労使の自主的な取決めに委ねられております。したがって、市は受注者等とその労働者との雇用関係に直接関与する立場にないところから、賃金等の実態調査を行うことは考えておりません。

一方で、労働者の適正な労働条件の確保は重要なことだと認識をしております。そのために、委託契約書の中におきまして、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するように定めております。また、毎年受託事業者に対してヒアリングを実施しまして、提案された人員配置等の契約履行状況や法令の遵守について確認をしております。教育委員会といたしましては、給食の安定供給に向けて今後も責任を持って取り組んでまいります。

失礼いたしました。先ほど調理現場等のところで、学校給食調理業務は、平成16年以降と申し上げましたが、正しくは平成16年度以降でございます。訂正させていただきます。

最後に、学校給食の無償化についてのお尋ねでございます。

学校給食に要します経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食の提供を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ負担するように定められておりました。食材等に係る部分につきましては、保護者負担とされております。また、憲法第26条の義務教育はこれを無償とするとの規定は、授業料のほか教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならぬことを定めたものと解することはできず、最高裁の判例で示されております。

このような中、北九州市立学校の給食費につきましては、物価高騰の影響を受けて令和4年度から国の臨時交付金を活用いたしまして、今年度は5億5,000万円を予算化して、物価高騰分について保護者の子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。しかしながら、国の交付金がなくなった場合に、食材の変更や献立の工夫に努めたとしても、現在の給食の水準を維持することは難しい状況になっております。さらに、全ての児童生徒の学校給食費を無償化した場合には、新たな財源として毎年約32億円が必要となります。限られた財源の中で、北九州市独自で無償化だとか一部補助を直ちに実現することは困難であると考えております。そのため、北九州市では昨年7月及び昨年11月に文部科学省に対しまして、学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財源措置を要望したところでございます。

なお、国の動向でございますが、国におきましては昨年6月に閣議決定されましたこども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体策を検討すると示されております。このような状況から、今後も給食用食材の価格の動向や、国の学校給食費に関します動向を注視するとともに、引き続き国への要望も行ってまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）御答弁ありがとうございます。それでは、時間まで第2質問させていただきます。

まず、生活保護世帯へのクーラーの設置についてです。

先ほど言われました生活保護法があるということで、なかなかそれも今のところはまならないような答弁でした。先ほど私が例として挙げました墨田区では、物価高騰重点支援地方交付金ですね、その推奨メニューの中でこれを利用しているということで、生活保護でエアコンが一台もないとか、故障したとか、また、保護法でも規定の中で設置できないという世帯に対して、この対象を広げてやるということです。それと、さらにすごいなと思ったのは、生活保護だけではなくて、住民税非課税世帯、そこへも支援を行うという、そのような調査です。金額も購入に6万2,000円、それに設置費として3万8,000円ということで、最大10万円だそうです。ですから、財源ももちろん必要でしょうし、国の、その規定があるからというのはもちろん分かります。しかし、自治体によってはこのようにしてその手の届かないところ、そうい

った、今言われますように、この異常気象の中、熱中症対策、命に関わる問題であるからこそ、こういった手だてを取ったのではないかなと思います。

墨田区では500世帯、一応目標にしておりますが、今年度5月末で500件ほど申請があったと聞いております。ですから、それぞれの自治体の中で、どういうふう to これの施策をしていくか、これはシェルターをつくったからいいというものではないし、それぞれに任せるという問題でもないと思います。生活保護世帯の方で、やはりこういうふう to 電気代がもったいなから、もうクーラーも扇風機もつけずに頑張っているという人もいるということを知りまして、本当に命に関わることです。熱中症対策、それを言うのであれば、まず、ないところ、必要とされている人に手を差し伸べてこれはやるべきではないかなと感じておりますので、これは要望とさせていただきます。

国にも要望しているということですが、対象の拡大ということをお願いしておりますが、一刻も早い、これは実現するように、せめて自治体でその対策を今年の夏、それまでに取れるような状態をつくっていただきたいということを要望しておきます。

次に、学校給食ですが、これも有機農業、なかなか進まないということなんですけれども、今、3月議会で永井議員が質問したときに、有機農業に関する勉強会を取り組むということをお願いしていました。先日その回答が来ましたが、まだまだ積極的な取組にはなっていないと感じました。

市にとって本当に有機農業を進める気があるのか、市の計画、方向性をしっかり示すべきではないかなと思います。これも要望ですが、ぜひこれを前向きに検討しながら、有機農業、一軒でも農家を増やしていく、そのためには市が何ができるかという、遊休農地を買い取り、そして、それで運営していくということも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、鉄さびのことです。給食の鉄さびのことなんですけれども、安全だということをお願いしております。しかし、この今の状況の中で調査ができないということでしたけれども、もちろん土の中や建物の中というのは調査はできないでしょうけど、蛇口から出る水道水に対しては調査はできるかと思うんですね。それがどのくらい今出ているかというのは調査をしていただきたいと思います。これも今お茶パックでやっているということは御存じでしたか。ちょっと答弁をお願いします。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）学校現場の皆様が毎日蛇口のパックというか、お茶パックを利用したりとか、いろんなやり方があると思うんですが、取り替えていただいているということは承知はいたしております。細心の注意を払って安全な給食を提供していただいているということには、非常に感謝をしているところでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）やはりこれ、幾ら微量でもこれが積み重なればどういうふうになるか、健

康被害になるかならないかということは私にも分かりませんが、やはりそれが実際に10何年もこれが放置されていたということ自体が問題だと思うんですね。ほかの学校でそういうのが出ているか出していないかも把握できていない、実際にそういうのがあっているということ把握しているのであれば、これはしっかりと対策をすぐにでも行わないといけないと考えます。

お茶パックでも、私たちはお茶パックを使ってお茶を出しますけども、少しやはり粉が、お茶が出ますよね。ですから、目に見えるか見えないかぐらいの小さなものがやはり出てくるのではないかとということも危惧されると思いますので、もっと性能のいいフィルターというものがあるかと思えます。そういったものをまずは設置するなり、ほかの対策を考えるということが必要かと思えますので、これは要望しておきます。

それでは、門司港の遺構の問題について御質問させていただきます。

これ先ほど我が党の藤沢議員が質問しました。この北九州市にとって文化財というものがどういうものかな、それに対して市長の回答がなかったというのはとっても残念だなと思えます。本当に土の中から出てくるものというのか、今これ潰してしまったらもう終わりなんですね。それに対して、今まで調査も終わらないのに複合施設ありきで進めているということが大きな問題だということ指摘しておきます。

それで、5月29日に説明会が行われました。そのとき、130の方が参加されました。その中で遺構の説明というのはほとんどなかったですね。それで、実際に複合施設の説明があったわけです。それも1時間の設定でした。その中で質問ができるのかということが最初に、今チューブで上がっているから、多くの方見られているかと思うんですけども、質問時間が30分にも満たないような時間が設定されておりました。それも、行きましたら、私も行きましたけど、住所、名前、全部連絡先まで書かされて、席も指定席ですね。何番の何と決まっています。ですから、どんな発言をされたか、誰がどこに座っているかということも把握されておられます。

その説明会もコンサルタントで、市の職員が進行するような状況ではありませんでした。一方的に説明会が始まるという中で、やはり市民の方たちから本当に今までの市のやり方からして、こんな状況で本当に自分たちの意見が反映されるのかということもありました。そして、その意見、質問というのがQRコードで見まして、スマホで質問するというような状況でした。それにかかなりの金額、100万円近くのコストがかかったというふうな情報も私のところに入っております。そういうことにお金を使う、それで、私たち説明会に行った人には何の説明書も、何の文書もないというような状況の中で始まり、かなりの方から意見が出て紛糾して、1時間の予定が2時間半ぐらいありましたか、そのような中で行われたかなと思えます。

その説明会なんですけども、説明会の中で意見が出されました。皆さんどんどん書き込みしましたが、191件ですかね、出された中で、実際に建設を実施してほしいというのはたったの4

件でした。調査と建設というのが1件あって、残りは全て遺構の保存や説明会の在り方、内容がおかしい、副市長の説明がおかしいというような意見が多かったんですけども、先ほども幾つか説明、案内させていただきました。そんな中で本当にこの今の状況が、市民にとってこの遺構がどういうものかということの説明すらなくて、もう結果ありきで進めるのはおかしいというのが今回の大きな問題ではなかったでしょうか。

その中で幾つか疑問点がありますので、今質問させていただきますけど、副市長はこの老朽化を理由に建て替えの施設の建設ですね、この費用の建設費を示しました。老朽化というのはそもそもこの補修を適切に行わなかった市の怠慢であると思うんですけど、建て替えて複合化の費用の比較というのはおかしいと思います。なぜ今まで適切な補修、改修をせずにこのような状況で50億円これにはかかりますよということが今出されたのか、そして、建設に対して122億円と、そして、その50億円の改修をした15年後に改修するという500億円、この比較ですね、なぜこの時点でそのような比較をしたのか、それを説明してください。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）2点の質問があったと思います。

まず1点目の老朽化対策でございます。今回、まずこういった試算をした中で50億円という話もありますけども、まず、老朽化というところについてでございますけども、それぞれの施設、悪いところがあれば補修をしていっているというのは現状でございます。ただ、それぞれの施設、かなり古くなっているというところがあって、そういった老朽化があります。その中で、やはりある期間が来れば、大規模改修をしないといけないようなところもあります。また、今回の施設の中では、耐震改修を行っていないような施設もあるというところもございます。そういったところについては、時期が来たときにはやらないといけないというふうな形で考えております。これについては、今私どもが進めております現計画の門司港複合公共施設の整備事業、これが進めば、この改修を行わずに新しい施設、それを活用していただければなど考えているところでございます。

それから、この試算についてでございますけども、いろんな市民の方、専門の方からいろんな意見を伺っております。そこは全面保存できないのか、それから、共存、今回の複合公共施設と遺構の共存ができないのかというような意見をいただいております。それに対しまして、私どもといたしましても、そういった場合どういった形になるのかということで試算をした結果でございます。

先ほどの50億円、それから、300億円から550億円というのは、全面保存をした場合の試算でございます。これについては、全面保存した場合、現地で現計画ができなくなるというところを踏まえまして、そのときにはなかなか次の場所というのをを見つけるのも困難というところもございますので、現地でそのまま15年は改修して使う、その後に場所がございませぬので、個別に建て替えを行う、そういった場合の試算をした場合に、先ほど申しましたトータル金額

としまして300億円から550億円という形でございます。これについては、そういった形でお金もかかりますし、完成時期も遅れるということで、今やはり市民の方々に先ほど言いました耐震改修しているということで、安全面で不安があるようなところもありますし、老朽化した施設を使っているということで、御不便をおかけしているというところがございますので、そういうところも踏まえて、現計画よりもコストもかかる、また、さらに不便をおかけするというところで試算した結果として表したものでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）不便をおかけしますというけれども、これまでに改修なり補修というのはすべきだったと思います。それをここに来て改修を先にしなければならぬことを考えたら、建て替えたほうが早いというような結論に至るには、あまりにもこれはちょっとおかしいんではないかなと思います。それは今までやってこなかった市の怠慢としかこれも言いようがありません。本来なら50億円、まず、それで改修、補修をして、15年間もたせて、その間に遺構の調査、これをしっかりする、そして、有識者の方、また、審議会の方、そういったいろんな方に意見を聞く、市民の考えを聞く、その期間を設けるべきではないかと私は思います。

その後、15年後建て替える、本当に必要か、今先ほどから言われています人口減、そしてまた、社会形態も変わることもありましょ。そして、必要のないまた施設も出るかもしれません。そのときになって考えればいいことです。それを考えれば、まずは改修費、これの50億円を使って、今危険だと言われる不安を抱いている、そういう市民の方に今ある施設をまずは改修して、そして、安心していただく、その間に遺構の調査をする、保存はどうするか、そして、この122億円、この試算のこともありますけれども、それだけの予算を今回出すのであれば、それで保存に対する施設の事業費、そこまで出るのではないかと考えるんですけど、その点いかがでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）先ほども少しお話しさせていただきましたけども、今回50億円をかけて改修した場合という形でございますけども、その場合、いずれ15年後にはまた建て替えというのが発生するというのは、どうしてもそこが出てきます。そうなってくると、やはり私どもの試算といたしましては、その試算が300億円から550億円ということで、50億円だけではなくて、それ以降のお金もまた発生するというところもございますので、そういうところも踏まえまして検討した結果、現計画で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○副議長（本田忠弘君）43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）試算の仕方はまたいろいろあるかと思いますが。今ここで全て細かく出すわけにはいきませんので、これはまた別の機会にさせていただきたいと思います。

そして、令和4年に検証業務というのを行いました。15.5億円、これが建設費が上がるとい

うことで、実際に試算をして、これだけの金額が出ますよと、まず、その積算方法も出さないといけないし、そういう試算が出るのであれば、やはりここで立ち止まって、それがなぜ必要なのか、こうなるのかということをしかりと今回も事業費の見直しというか、そういったものを出すべきではないかと思いますが、これについてどうお考えでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）前回、検証業務というのを1回させていただきました。これは施設の配置の中で、どうしても活用できないところがあるということで、そのまま計画を進めると、なかなかコストが上がってしまうというような要因がございました。そこで、何とか少しでも安くできるような手法がないかということで検証業務をさせていただいたところがございます。その結果で今の現計画が出てきているようなところがございます、例えば施設の使用する面積についてもぎりぎりに詰めまして、最低限に必要な面積という形で設計をさせていただいておりますし、今回ほかの部材とかということについても、少し考えられるところは削減した中で出たのが122.5億円というような結果でございますので、なかなかこれをまた削減するというのは難しいような状況でございますので、そういった考えの中でこの現計画を出したというところでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）建設のことなんですけれども、これはもう最初の計画を変えないということでこの計算がされたということだと思います。ですから、もう最初からこの遺構は残さずに壊して、そこへ建てるということで今回の補正も出されたのだと理解したいと思いますので、今回この議案に対して、議会の中でどういう判断をされるのか、本当にこれは私たち責任が重いと思いますので、皆さんも一緒に考えていただきたいと思います。

それから、先ほど藤沢議員の質問の中にもありました。一部に至ったプロセスが明らかではないということで、会議録もないということです。これだけ大きな議案に対して、大きな市の財政を使う計画に対して議事録もないところで決定するというのもおかしい、そして、その中に関係当局だけで決めるということもおかしい、市長が言われるように専門家を入れるということですが、先ほどから言われる文企の中に専門家がいると言われますけれども、専門家という学芸員の方は一体何人おられるのでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）本庁組織に今3名学芸員を配置しております。専門知識、また、経験を要する人材でございます、今回のこういった案件でありますとか、あるいはまちづくりの中で発生したそうした埋蔵文化財の案件に対しまして即座に対応するというような役目を果たしていただいております。彼らのいわゆる専門的な知識というのは、非常に我々の仕事を進める中でも役に立っているということでございます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）43番 高橋議員。

○43番（高橋都君） これまでに多くの専門家の方がいろんなことで意見を要望、出されたかなと思います。5月21日の11学会の合同の要望ですね、これは本当に極めてまれであること、本当に11の学会がこれだけ市に対して意見を出すということはありませんことなんですけど、それに対しての回答が6月3日までということになると、3日の日に出されたのが、5月21日に要望して、6月3日にそれが出されたということなんですけど、その回答、挨拶を含めてたったの5行ですね。その中で、6月議会での補正予算の議決を踏まえ適切に対応するという、本当に議会丸投げの誠意のない回答だなと私は感じました。その中の要望に応えたものでは全くないと思います。保存や、また、学術調査をすること、学術委員会の設置をして区域を広げて包蔵地を広げること、こういったことに応えていないということに私は怒りを覚えました。

それから、4月12日、T I C C I H、国際産業遺産保存委員会の会長まで市に対してお手紙を頂いていると思いますが、市長はこれを御覧になったんでしょうか。お答えいただけますか。

○副議長（本田忠弘君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君） 要望書については私どものほうでしっかり市の中で情報共有しながら進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君） 43番 高橋議員。

○43番（高橋都君） 市長は御覧になったかと私はお聞きしました。市長からそれを御覧になってどう感じたか、一言でもいいですからお答えください。

○副議長（本田忠弘君） 時間がなくなりました。

進行いたします。27番 岡本議員。

○27番（岡本義之君） 皆様こんにちは。北九州市議会公明党議員団の岡本義之でございます。会派を代表して一般質問を行います。市長、関係局長、教育長の前向きな答弁を期待して、早速質問に入ります。

初めに、地方自治体のウェルビーイング戦略について伺います。

ウェルビーイングとは幸福や満足できる生活状態を指し、日本は1人当たりGDP、国内総生産は高い水準にありますが、幸福度に関する世界調査では51位と低くなっています。2021年のいわゆる骨太の方針では、政府の各種基本計画等にウェルビーイングに関するKPIを定めることが示され、内閣府でも2019年度以降、生活の満足度、ウェルビーイングの調査を行い、各種政策へ反映させています。以来、ウェルビーイングに注目する自治体が相次ぎ、多くの自治体がウェルビーイングを政策目標に掲げるべく実践を進めています。

47都道府県のうち38%がウェルビーイングを政策目標に盛り込むべく何らかの関与を行っています。例えば、富山県は2021年8月に成長戦略ビジョン、幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～を公表し、成長戦略の6つの柱の筆頭に、真の幸せ、ウェルビーイング戦略として、人を集めて出入りを活性化し、もっと幸せな富山を目指すことを掲げています。

また、福岡市は、暮らしの満足度の向上と持続可能な環境、社会、経済の実現を目指し、全国で初めて勤労者のウェルビーイング向上とSDGsの達成に向けて取り組む事業者を市役所に登録する制度を2022年4月に開始しました。この制度は、福岡市Well-being & SDGs登録制度と呼ばれ、福岡の勤労者の幸福度向上を直接目指す政策です。

さらに、横浜市は、2022年12月に策定した新しい中期計画で、目指す都市像に関する3本柱の一つとして、暮らしやすく、誰もがWELL-BEINGを実現できるまちを掲げています。茨城県も第2次総合計画で、活力があり県民が日本一幸せな県の実現へ、新たにいばらき幸福度指標を導入しています。

もちろん、本市の新たな基本計画の主要な成果指標にも、ウェルビーイングに関する指標を入れるべきとの提案が採用され、北九州市での生活全般に満足している市民の割合の目標値を85%にすることが明記されております。

さて、地方自治体のウェルビーイング戦略の究極とも言うべき住民の幸福実感を物差しにして編成された予算、全国初となるウェルビーイング予算が本年、東京都品川区の一般会計予算に盛り込まれました。品川区は昨年、全区民を対象にアンケートを実施し、結果を分析し、区民の抱える不安や不満を少しでも取り除くこと、また、未来に希望が持てる社会をつくることを目指し、事務事業評価で捻出した一般会計の1%に当たる20億円を主な財源として、総額38億4,000万円のウェルビーイング予算を組まれました。本市でも予算事務事業の棚卸しを実施しましたが、品川区の全区民対象に実施したアンケート結果を分析し、全事業を見直してひねり出した財源を区民の幸せへと振り分けるウェルビーイング予算。この品川区の全国初の取組についての市長の見解をお聞かせください。

次に、コンビニエンスストアとの連携協定についてお伺いします。

全国展開をするコンビニエンスストアが日本に誕生してから半世紀、今や国民生活に不可欠な存在であり、地域での役割も大きくなっています。経済産業省の新たなコンビニのあり方検討会の委員を務める武蔵大学の土屋直樹教授は、かつてコンビニがもたらした利便性は、もはや当たり前なものになった。その上で、今のコンビニの強みとは、私たちの生活の身近に存在することだとし、次の2つの点を強調しています。

その1つ目が災害への対応だ。コンビニは今回の能登半島地震をはじめ、これまでの災害でも救援物資の提供など大きな役割を果たしている。コンビニの迅速な営業の再開は被災者に安心感を与える。現在ではコンビニと災害協定を結ぶ自治体も増えている。自然災害が多い日本にとって、全国各地に広がるコンビニは防災の観点からも大事な拠点であり、今後一層重要になっていくだろうと。

そして、2つ目は、高齢者の見守りだ。高齢化が進む日本では地域の中で高齢者をどう支えていくかが重要な課題である。その点、コンビニは地域の拠点といった役割も期待できる。日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニは、安全・安心なまちづくりに協力と青少

年環境の健全化への取組を柱とするセーフティーステーション活動を2005年から全国展開しており、2022年度のアンケートリポートによると、高齢者の保護は年間2万件を超え、保護を行った店舗は約1万1,000店舗に上る。地域に協力するために、自治体の地域包括支援センターと協力したり、中には店員に認知症サポーターの養成講座を受けさせたりしているコンビニもある。また、コンビニが行う宅食サービスなどが結果的に独り暮らしの高齢者を見守る機能を果たしたり、イトインスペースが地域住民の交流拠点になったりしている例もある。高齢者の見守りは、もちろん行政が中心となって行うことだが、それを補完する役割をコンビニが担いつつあると考えを述べています。

さて、これまで本市においては、2009年10月29日に株式会社セブンーイレブン・ジャパンとの間で地域活性化包括連携協定を、2015年8月21日には株式会社ローソンとの間で包括連携協定を締結しています。また、2013年9月1日には、市危機管理室が株式会社ファミリーマートとの間で災害時における応急生活物資の供給等に関する協定を締結しております。

そこで、3点お尋ねします。

1点目に、株式会社セブンーイレブン・ジャパンや株式会社ローソンとの間で締結した包括連携協定の目的に資するこれまでの連携協定事項について、具体的な取組とその効果、また、協定内容の拡充や、株式会社ファミリーマート等への締結先の拡大など、今後の展開についてお聞かせください。

2点目に、災害時における応急生活物資の供給等に関する協定を株式会社セブンーイレブン・ジャパンや株式会社ローソン等へ締結拡大することについて、見解をお聞かせください。

3点目に、地域のまちづくりでは、人がいる身近な拠点の存在が欠かせません。コンビニはますます重要になると考えます。今後様々な役割を担ってもらう場合、本市による財政措置も含めた検討も進めるべきと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、障害者の経済的自立を目指す取組について伺います。

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの一つである就労継続支援B型事業所は全国に約1万6,000か所があり、一般企業での就労が難しい人が対象で、雇用契約を結ばない形で約33万人の障害者が通っています。全国のB型事業所には、国や自治体から障害福祉サービス等報酬として、令和4年度には約4,800億円が給付された一方、通所する障害者の工賃の総額は年約673億円、1人当たり月平均約1万7,000円となっています。これを北九州市内で見ると、国、県、市が事業所へ報酬として給付した額は約45億円、事業者が利用者へ支払った工賃の総額は約4億3,600万円、1人当たり月平均約1万5,600円となり、全国の月平均を下回っています。これは経済的に自立できる収入の確保には程遠い状況にあります。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目に、就労継続支援B型事業所で働く障害者の工賃引上げに向けた本市のこれまでの取組についてお聞かせください。

2点目に、日本財団と福岡県との連携協定に基づき、県内の障害者施設に高い工賃の仕事を継続して提供可能となる仕組みとして、福岡県内3か所目となる行政文書等のデジタル化に特化した就労支援の場が、北九州市でも複数の障害者施設が参加して2023年に稼働しましたが、その後の状況についてお聞かせください。

3点目に、本年3月、宮城県の社会福祉法人がB型事業所を廃止して一般事業所に転換し、福祉サービスの利用者を一般就労に切り替える脱福祉型の就労施設、植物工場を全国で初めて開設しました。月に1万円程度だった障害者の収入を月8万から12万円程度に引き上げられると見込んでいます。この脱福祉型就労の枠組みは日本財団が考案し、工場の建設費などは日本財団が全額を助成、宮城県が初年度の運転資金を補助、三菱ケミカルの子会社が設備や技術を提供するとのこと。日本財団の公益事業部シニアオフィサーは、企業と連携して福祉を脱却し、障害者が当たり前で働けるスキームを確立することができた、全国に広げていきたいと話しています。この脱福祉型就労の仕組みに対する当局のお考えと、本市での事業展開の可能性についての見解をお聞かせください。

最後に、本市の教育行政について4点伺います。

1点目に、本年4月に新しく策定された北九州市教育大綱についてお尋ねします。

北九州市教育大綱の策定に当たり、武内市長は北九州市に息づく市民性を生かしつつ、子供たちが今後国内外で活躍し、自らの、そして、地域や社会全体のウェルビーイングを実現していくために必要なのは教育です。また、社会が急速に変化し、価値観やライフスタイルの多様化が一層進む中で、一人一人が自己実現を図っていける教育環境をつくる必要があります。学校現場の最前線で活躍する教職員や地域の方々、そして、何より子供たち自身がこの教育環境をつくり上げていくため、一丸となって取り組むための道しるべとして、この教育大綱を定めますと記されていますが、教育長はどのような思いでこの大綱策定に取り組まれたのか、お聞かせください。

2点目に、探究心ある子供を育てる新教育論、ジェネレーターについてお尋ねします。

探究学習の第一人者で、一般社団法人みつかる+わかるの市川力代表理事は、これまでのやり方が通用せず、あらかじめ予想できない面倒な状況を受け止めて生きる時代に私たちは直面している。そんな時代の流れの中で、前例や既存の知識を習得して終わりではなく、不安定な状況下でも、しなやかにたくましく考え、行動し続ける探究心を育むことが教育の主眼となった。常に現状を捉え直し、試行錯誤を前提としながら、見えない成り行きを追いかける学びの場を実現するにはどうしたらよいか。そのために必要な教育者の在り方がジェネレーターであると提唱されています。

そして、頭も心もしなやかさを失った大人が再びジェネレーター性を再起動するため、好奇心を再起動させる手法として、全国津々浦々の地域、そして、小・中・高、大学といった学校で子供たちと共にFeel度Walkと知図づくりを行うことで、探究心を育てています。本

市の学校でもぜひ実践してほしいと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目に、隠れた教育費と言われる学用品、補助教材購入負担についてお尋ねします。

東京都品川区は、2024年度予算の4つの柱の一つ、社会全体で子供と子育てを支えるの主要施策の一つとして、区立学校学用品の完全無償化を発表しました。所得制限を設けず、書道用具や絵の具、ドリルなどの副読本のほか、お道具箱や計算カード、裁縫道具セットなど各家庭が負担している学用品が該当、区立小・中学校の児童数は2万950人で、予算額は5億4,940万円規模とのことです。物価高騰が続く中で家計の負担を減らし、子育てしやすい環境整備につなげることを目指しています。

そこで、本市における小・中学校の学用品購入費の保護者負担の実態と、品川区のような完全無償化への取組についての教育長の見解をお聞かせください。

4点目に、産休、育休取得で生じる欠員による現場教員の負担増への対策についてお尋ねします。

本市の小・中学校、特別支援学校の教員の年度途中の産休、育休の取得状況と、産育休欠員による現場教員の負担を防ぐための取組と効果について教育長の見解をお聞かせください。

また、大阪市教育局が年度途中の産休、育休取得で生じる教員の欠員を補充するため、今年度から正規職員による特別専科教諭の配置を始めるとのことです。安心して子育てできる環境を整えることにより教員として働く魅力を向上させ、優秀な人材の確保を目指しています。政令市初の取組として、約4億円を2024年度予算に計上しています。この大阪市教育局の取組について教育長の見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、地方自治体のウェルビーイング戦略につきまして、ウェルビーイング予算に関する品川区の取組についてお尋ねがございました。

本年3月に公表されました新ビジョンの策定に当たりましては、市民アンケートや7区で9回のミライ・トークなどを通じまして、市民の方々から意見をお聞きしたんですけれども、その中でもウェルビーイングに取り組む町、子供の幸福度ナンバーワンの町を目指すべきといった声も多くいただいているところでございます。

こうしたことから、新ビジョンにおきましては、市民が日常生活を営む上で重要なのは、尊厳を守られ、安全・安心に暮らし続けることができ、幸福を感じられることと明記をし、幸福を実感できるまちづくりに向け、3つの重点戦略を定めたところでございます。

具体的には新ビジョンにおきまして、目指す都市像の実現に向けて、町の成長と市民の幸福の好循環をつくり出すというウェルビーイングの考え方に通じる重点戦略を掲げるとともに、成果指標として、北九州市での生活全般に満足している市民の割合を設定するなどしたところでございます。ウェルビーイングに関しまして、個人の幸福感や生活の満足度を高めることに

つながるウェルビーイングの考え方を政策に生かす取組が国や自治体で広がっていると承知をしております。

この品川区の取組、こちらもウェルビーイング予算ということで安全・安心を守る、社会全体で子供と子育てを支える、生きづらさをなくし住み続けられる優しい社会をつくる、未来に希望の持てるサステナブルな社会をつくるというような形でこういうふうな取りまとめ、また、趣旨を明確にされている、これも一つの在り方として非常に有用なものだと思いますけれども、北九州市の令和6年度の予算におきましても、ただいま申し上げたウェルビーイングの考え方を取り入れ、策定した新ビジョンと連動しつつ編成をしまして、予算事務事業の棚卸しにより151億円の見直しを行い、次世代投資枠として111億円を確保しました。

その中では、次世代投資枠の中において、具体的にはスチームコンベクションオープンの導入による学校給食の魅力の向上、第2子以降の保育料の無償化、こどもまんなかcityの推進、地域社会のづくり手を担う高齢者リーダー、ウェルビーイング人材の育成、若い世代やNPO団体等と地域活動との橋渡しなど、新たなつながりによる支え合いの創出など、品川区のウェルビーイング予算と同趣旨の政策も盛り込んでいるところでございます。

今後引き続き、国の方針や品川区など先進的な取組を行う自治体を参考にしつつ、市民意識調査の実施方法を工夫しながら、市民の生活への満足度などをしっかり把握し、成果を検証した上で、今後の予算編成に反映させてまいりたいと考えております。

今回、新ビジョンで示した3つの重点戦略を通じて、町の戦略と市民の幸福の好循環を生み出していくことは、まさに議員御質問のウェルビーイングの実現につながるものであり、今後とも様々な政策を総動員して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

町の成長と市民の幸福の好循環と読むべきところ、町の戦略とと言いました。町の成長とということで、訂正をさせていただきます。

さて、次に障害者の経済的自立を目指す取組についてのお尋ねがございました。1つには就労継続支援B型事業所で働く障害者の工賃引上げに向けたこれまでの取組、行政文書等のデジタル化に特化した就労支援の場というものの状況、そして、脱福祉型就労の仕組みに関する考え方と可能性についてということで御質問がありました。

基本認識としまして、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく、経済的にも自立した生活を送ることができるよう、お一人お一人が自らのポテンシャルを最大限発揮できるまちづくりを進めることが重要であると認識をしております。

先般策定をしました北九州市基本構想・基本計画、新ビジョンにおきましては、目指すべき都市像の実現に向けた3つの重点戦略の一つに稼げる町を掲げ、就労の有無、年齢や障害の有無にかかわらず、あらゆる市民の活躍の場を広げ、所得向上につなげるということとしております。

また、令和6年度からスタートしました北九州市障害者支援計画におきましても、豊かな社

会生活と自立の支援を基本目標に掲げまして、障害のある方の就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進に取り組んでおります。

北九州市の工賃上げの取組についてでございます。就労継続支援B型事業所等における工賃上げに向けましたこれまでの取組としましては、まず1つ目に事業所における販路の拡大や、受注量を増やすため、NUKUMORIプロジェクトを推進しております。北九州共同受注センターを拠点としました事業所と官公庁や企業のマッチングを行っております。この共同受注センター受注件数、平成27年開設以来953件になっております。

また、事業所についての認知度の向上や販売の促進のため、障害者自立支援ショップ一丁目の元気、これは小倉北区京町でございますけれども、ここにおきまして事業所等で作られた商品を販売することで、多くの方の目に触れ、手軽に購入できる場を提供しているところでございます。

さらには、より多くの方に知っていただくということのためのイベントとしまして、1つ目には、北九州市と福岡県の共催で平成29年度から農福連携マルシェを開催し、昨年度も市内5事業所が生産した農産物や加工品を販売し、農福連携の周知に取り組んでいるほか、2つ目には、令和4年度からは市主催の販売会、NUKUMORIマルシェをJR小倉駅やイオンモール八幡東で開催しまして、これまでに延べ40事業所が参加をして、製作した商品の認知度向上や販売促進に努めているところでございます。

次に、デジタル化についてお尋ねがございました。

次に、デジタル化事業に特化した就労支援の場につきましては、令和5年8月、日本財団と福岡県の連携によりまして北九州市内に開所をされ、3つの事業所が共同で行政文書のデジタル化や民間企業のデータ入力作業などを行っているものと承知をしております。この事業では、令和6年2月までに延べ53名が障害の特性に応じた作業に従事をいたしまして、うち2名が確実な照合作業などのスキルを身につけ、一般就労に結びついたと伺っております。今後、業務の受注量が安定することで工賃が引き上げられ、また、スキルの向上によって、一般就労への道がさらに広がることを期待しております。

さらに、脱福祉型就労スキームについてのお尋ねがございました。

議員お尋ねの宮城県におけるいわゆる脱福祉型の就労スキームは、障害福祉事業所を一般就労ができる場に切り替えることで、障害のある方がより高い収入を得て経済的に自立することを目指しており、活躍の機会を広げる新たな取組と承知をしております。今後、宮城県への運営状況を踏まえつつ、既に日本財団と連携協定を締結している福岡県と北九州市における展開の可能性等について協議をしております。

今後も、働く意欲のある障害のある方が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保し、誰もが安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりに努めてまいります。以上です。

残りは関係局長等からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）コンビニエンスストアとの包括連携協定につきまして、具体的な取組とその効果、協定の今後の拡充と、あとは今後役割を担っていただく場合における財政措置を含めた検討につきましてお答えさせていただきます。

まず、包括連携協定につきましては、北九州市は企業との間でそれぞれ有する資源を有効に活用いたしまして連携することにより、地域の一層の活性化や市民サービスの向上に資することを目的に締結しております。基本的には、企業の皆様には各社の事業の特性に応じた地域貢献の取組として御協力をいただいているところでございます。

北九州市では現在12の企業や大学などと包括連携協定を締結しておりまして、コンビニエンスストアとはセブン-イレブン・ジャパン及びローソンの2社と締結をしているところでございます。協定では、市民の安全・安心、市民サービスの向上、地域社会の活性化、環境対策、地産地消などを連携項目として規定をしております。

具体的な取組といたしまして、1つ目に、北九州市産食材や郷土料理を使った商品開発、販売ですとか、2つ目、高齢者や子供の見守り、3つ目、災害時の帰宅困難者等への支援、4つ目、市政だより配置などに御協力いただいております。市政情報の発信ですとか市民サービスの向上、安全・安心なまちづくりに結びついているものと考えております。

セブン-イレブン・ジャパンやローソンとは、これまでの連携を継続するとともに、双方のニーズに基づきまして、適宜取組の見直しや拡充について協議をしてみたいと考えております。ファミリーマートなどとの提携先の連携の拡大につきましては、先方からの御提案がございましたら、締結に向けて前向きに検討してみたいと思います。

次に、財政措置に関しまして、まず、包括連携協定につきまして、高齢者や子供の見守りなど地域での支援活動については、この包括連携協定の枠組みの中で、地域貢献として各社に御対応いただいているところでございまして、引き続き協力をお願いしてみたいと思います。

このように包括連携協定につきましては、基本的に市の財政措置を前提とするものでございまして、双方の人的支援でございますとかネットワークを活用して取り組むものであると認識をしております。コンビニエンスストアは営業時間が長く、また店舗数も多く、利便性の高さや買物拠点としての役割から、市民にとっても身近な存在となっております。コンビニエンスストアと包括連携協定に基づく取組を進めることで、安全・安心な地域づくりや、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）コンビニエンスストアとの連携協定についてのうち、セブン-イレブン・ジャパンやローソンとの災害時の連携協定に関する質問に御答弁いたします。

災害対策基本法におきまして、災害時に必要な物資の提供等を業とする者は、当該事業活動に関し、国または地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならないと規定されております。

また、北九州市地域防災計画の中で、災害時に市と民間企業等が連携して迅速、的確に災害対策及び避難者支援を行うと定めておりまして、北九州市はこれまでに物資の供給など、139の防災協定を企業や団体等と締結しております。

これらの協定のうち、コンビニエンスストアとは平成25年9月にファミリーマートと、災害時における応急生活物資の供給等に関する協定を締結しておりまして、北九州市が災害に見舞われた場合には、北九州市が直接ファミリーマートに要請することで、避難所等に食料品や飲料水、日用品等を供給していただけることになっております。

一方、セブン-イレブン・ジャパンやローソンとの災害時の連携協定につきましては、北九州市と個別の協定は締結しておりませんが、福岡県が協定を締結しており、北九州市が災害に見舞われた場合には、福岡県を通じて北九州市に食料品等が供給されることとなります。

これらの協定は、いずれも北九州市に食料品等を供給していただけるようになっておりますが、災害はいつどんな規模で起こるか分からないこと、また、迅速な対応が求められることなどを踏まえますと、平時より災害を想定した情報交換や、災害時の体制の確認などを直接行える、顔の見える関係にあることが、より好ましいと考えております。今後、セブン-イレブン・ジャパンやローソンと個別の協定を締結するかにつきましては、相手の考えや意向もあることから、まずは意見交換から始めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）教育行政につきまして4点お尋ねいただきましたので、順次お答えいたします。

まず1点目、教育長はどのような思いで大綱の策定に取り組んだかという点でございます。

教育大綱は、市長が教育委員会と協議、調整をして、教育施策の目標や根本となる方針を定めるものでございます。前回の教育大綱が定められました5年前と比べまして、学校教育を取り巻く環境が大きく変わっております。今後、グローバル化やデジタル化が一層進んで、社会の在り方が劇的に変わり、予測困難な時代が到来すると言われております。このような時代の要請に加えて、子供が抱える問題の多様化、複雑化や、教職員の働き方改革など、学校現場が抱える課題にも対応する必要がございます。

今回新たな教育大綱を策定するに当たりましては、市長と教育委員会との間で様々な機会を捉えて意見交換を十分に重ね、目指す方向性を共有してまいりました。また、こども基本法が提唱いたしますこどもまんなかの理念を踏まえて、子供の思いも反映するために、初の試みといたしまして、全ての小・中学校、特別支援学校でアンケートを行いました。こうした過程を経て本年4月に定められた教育大綱では、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図ると

という方針を掲げて、子供の個性や多様性を尊重し、可能性を最大限に発揮できるような教育を進めることとなりました。

そこで、子供が社会の構成員として尊重され、多様性を認め合いながら、伸び伸びと挑戦できる環境の中で人間性を高める場に学校がなること、誰一人取り残さない学びと文理の枠を超えた探究的な学び等の先端的な学びを進めること、働きやすく力を発揮できる職場づくりで、教職員のウェルビーイングを高めることなどといった取組によって、全ての子供にとって居心地のよい学校づくりを進めたいと考えております。

教育委員会では、教育大綱の具体的な実現を図るために、実行計画となりますこどもまんなか教育プランを策定中であります。新たな教育大綱と教育プランを羅針盤といたしまして、本市の未来を担う子供たちを育てる礎を築いてまいりたいと考えております。

2点目の御質問でございます。探究心ある子供を育てる新教育論でありますジェネレーターの考え方を生かして実践してはどうかのお尋ねでございます。

現在、教育委員会が策定中のこどもまんなか教育プランにおきましては、変化が激しく正解がないこれからの時代には、自分で問いを見つけて解決していく力が求められると示しております。このような力を育成する上で、教職員が子供の主体的な学びを支援する伴走者として関わりながら、子供自身が課題を発見して、その解決を目指す探究的な学びが果たす役割は大きいと認識をしております。

本市におきましては、教職員を対象といたしましたこの探究的な学びに関する研修を行うとともに、各学校で総合的な学習の時間を中心としまして、子供自身が課題を見いだして、友達と協働して解決することを重視しました、探究的な学びに取り組んでいるところです。例えば、北九州市立高等学校では総合的な探究の時間において、フィールドワークを行った上で社会問題について意見交換を行って、生徒自らが課題を見いだして解決を目指すという学習を行っております。

今回御提案いただきました市川氏の自分の足で歩いて観察をして、五感を通して体験しながら、好奇心を刺激して感度を磨くという手法も、探究的な学びの推進につながるものと考えられます。今後も子供たちの探究心を駆り立てて、主体的に課題の解決に向かわせることができるように、また、教職員自身も探究心、いわゆる好奇心を持ち続けられるように工夫してまいりたいと考えております。

3点目でございます。学用品の購入費の保護者負担の実態と、その完全無償化についての見解をお尋ねいただきました。

北九州市では、小・中学校の教育活動に必要な教材教具につきましては、公費、私費の負担区分を明確にしております。公費で負担すべきものは標準運営費として予算を計上しております。また、私費で保護者に負担いただくものにつきましては、ドリルや調理実習の食材など、学校で一括購入するものと、リコーダーなどといった直接保護者に購入してもらうものが

ございます。教育委員会からは、各学校に教材を精選するとともに、保護者に過重な負担がないように通知をして指導しているところです。

学校ではこの通知の趣旨に沿って、一括購入する教材は、管理職や担当者等で構成いたします教材選定委員会で各学校で選定しているところであります。この一括購入教材の保護者負担額につきまして、このたび小学校10校、中学校10校を抽出して調査をいたしましたところ、学校や学年等によって差はございますが、年間でおおむね小学生で9,000円、中学生で1万9,000円となっております。

一方、一括購入以外のものは、保護者が任意購入しておるために、負担額は把握できませんけれども、習字道具などのセットの教材は必要なものだけ購入できるように紹介したり、兄弟が使用したものの使用を、いわゆるお古を使うことも推奨すること、また、各自で市販品を購入できることを周知することなどといった工夫を行うことで、保護者の負担軽減を図っているところであります。

議員御指摘の品川区の制度でございますが、文房具や体操服、上履き、ランドセルなどの物品以外は全額無償化の対象となっております、手厚い制度となっております。学用品の無償化には多額の財源が必要となりまして、北九州市で導入することは困難ではないかと考えております。物価高騰が続く中で、家計の負担が過大とならないように、教育委員会といたしましては引き続き各学校へ指導してまいりたいと考えております。

最後の御質問でございます。産休取得の状況と、教員の負担防止の取組と効果について、また、大阪市の取組についての見解という2つの御質問でございます。

近年、教員の大量退職、大量採用を背景とした若年教員の増加に伴いまして、産前産後休暇や育児休業の取得者が増加傾向にありまして、北九州市立学校におけます令和5年度の新たな産前産後休暇取得者は138名、育児休業取得者は159名となっております。

そうした中で、全国的な教員の不足から、代替教員をすぐに配置できない状況が生じておりまして、人材の確保が喫緊の課題となっております。そのため、昨年度は市政だよりによります講師募集の従来からの取組のほかに、ペーパーティーチャー支援講座の拡充だとか、講師の大学推薦制度の創設、また、代替教員確保の取組を様々強化したところでございます。

加えまして、産育休の取得が見込まれる教員の代替者を年度当初から任用できます国の加配措置も積極的に活用しているところであります。このような取組の結果、年度末の比較では、令和5年2月の段階では27人でございましたが、令和6年2月、1年後には13人と、産育休取得によります欠員は改善傾向にございます。

一方で、代替教員をすぐに配置できない場合には、各学校の担任を持たない教員が対応しておりますが、特定の教員に負担が集中すること等が課題となっております。こうした状況を踏まえまして、北九州市では教員の負担軽減等を図るために、小学校における教科担任制を推進しておりまして、欠員が生じた場合にも複数の教員で対応ができることから、学校現場からは

負担軽減につながっている等の声が上がっております。

大阪のことですが、御案内のとおり、大阪市では今年度から義務標準法に基づきまず定数に加えまして、独自に正規教員を年度途中の産育休代替教員として配置するという取組を開始しております。具体的には、新規採用教員の一部を年度当初に担任を持たない特別専科教諭として配置をして、ほかの学校で産育休によりまず欠員が生じた際には、その代替教員として配置をするという仕組みになっております。

この大阪市の取組は、産育休によりまず欠員解消や、教員確保に一定の効果があるものとは考えられますが、一方で法定定数を超える配置となりますために、人件費の全額がその自治体負担になるということ、また、若年層の拡大に伴います教育の質の確保の点、さらに、年度途中に異動の可能性がございます教員そのもののモチベーションの確保などといった整理すべき課題もあると考えております。いずれにいたしましても、大阪市の制度は始まったばかりでありまして、今後の状況を注視したいと考えております。

子供の学びを保障するとともに、教員の働きやすい職場環境を形成するために、他都市の事例も参考にしながら、引き続き欠員解消に向けまして、教育委員会といたしましては全力で取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）27番 岡本議員。

○27番（岡本義之君）御答弁ありがとうございます。ちょっと順不同になりますけども、第2質問させていただきたいと思います。

まず、障害者の経済的自立を目指す取組について、市長、3問質問させていただきましたけど、全てお答えいただきましてありがとうございます。1点目のこれまでの工賃引上げに向けた取組、それから、3点目の脱福祉型の新しい取組について、これについては今後しっかり福岡県とも協議していきたいというお話をいただきまして、ありがとうございます。比較的前向きな答弁をいただいたと思っております。

その中で、2点目の日本財団と福岡県との連携協定で、行政文書等のデジタル化に特化した就労支援の場、これは昨年8月に開始をしましたが、武内市長も開所式に行かれて御挨拶をされています。その中で武内市長は、新たに就労支援の場が開始をされることで新しい仕事が創出され、障害特性に応じた様々な就労の機会が提供されることになりました。北九州市では自分らしく生活できる地域社会の実現を目指しており、就労支援の場の開所はこの取組をさらに進める心強いものです。この場所が障害のある方の自立と社会参加が促され、共生社会の実現につながる場になることを期待していますと挨拶されております。

本日は、答弁の中で受注量を安定することが大事だというお話もされました。そこで、質問なんですけども、北九州市も様々行政文書を持っていますし、今デジタル化に向けた作業もされていることと思いますが、いろいろこれは財団と県との連携協定であって、課題はあるんだと思うんですけど、今後北九州市の行政文書のデジタル化をこういう就労支援の場で受注量と

して出していくということについての見解をお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）デジタル化事業に特化した就労支援の場についての受注量の安定ということでの市からの行政文書のデジタル化の支援というお尋ねかと思います。

実際に、去年の夏に開所されましたこちらの就労支援の場では、福岡県の児童相談所の例えば相談台帳のデジタル化業務ですとか、また、県立図書館の貯蔵資料のデジタル化業務ですとか、そういったものを受注しているという、基本的に県からの業務の受注という形になっているんですけども、先ほどの受注量の安定というところでは、北九州市の文書に関してデジタル化というところが可能性が考えられるかもしれませんので、そのあたりは県や事業所と協議をしてお話をしてみたいと思っております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）27番 岡本議員。

○27番（岡本義之君）県や事業所と協議するというところで、やっぱり安定化するということ、将来にわたって仕事がかこれだけ見込みがあるということが分かるということ自体が、現場での安心にもつながっていくと思いますし、いろんな課題が出て、ぜひともこの目的に鑑みて、ぜひ北九州市からもそういった行政文書が受注量として出せるように頑張っていたきたいと思えます。これは強く要望をしておきたいと思えます。

次に、コンビニについても答弁いただきまして、これも前向きな答弁をいただきましたが、財政支援についてはなかなかという話もありました。それで、私が例に出しました土屋直樹教授は、私も常に思っているんですけど、最近コンビニがたくさんできて、昔はトイレ、結構公園を探したりとか市民トイレを探していたんですけど、なかなか数も少なくて困っていたこともありましたが、今はコンビニが本当、道路を走っていたら何軒もありまして、トイレを貸してくださいと言えば嫌な顔をせずに貸してくれる、非常にありがたいなど。これ土屋教授は、このコンビニのトイレを例えば公共トイレにしていくとか、市民の市営のトイレみたいな形で、あれやっぱりトイレの清掃だけでも職員さんたちが、働いている方が一生懸命掃除をして時間を取られていると思うんです。将来的にはそういう形で財政的な協力も市民トイレとしていけばやっていけるんじゃないかなと思うんですけど、お考えをお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）環境局長。

○環境局長（兼尾明利君）コンビニトイレを市民トイレにというお尋ねでございます。市民トイレにつきましては、環境局のほうで清掃を担当しておりますので、私から答弁させていただきます。

一部自治体ではコンビニエンスストアに御協力いただきまして、コンビニのトイレを市民トイレとして活用していることも承知をいたしております。このコンビニエンスストアのトイレを市民トイレと活用するに当たりましては、市民の安心感、利便性の向上などメリットがある一方で、店側には利用者人数の増加による水道料金の増加、それから、紙代の増加に加えまし

て、清掃等の負担が生じることが考えられます。こういったメリット、デメリットございますので、まずはコンビニエンスストア側の考えをお聞きしていきたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）27番 岡本議員。

○27番（岡本義之君）その件はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育委員会のほうの4点にわたって質問させていただきましたけど、特に学用品について、私は今回あまりこういう表現はと思ひましたけど、あえて隠れた教育費と言われるという言い方をしました。この質問を作るに当たって、執行部にお願ひして各学校、何校か調査をしていただいて、その何校かの中でも学校によって、保護者への負担額に差がありました。今回、さらに広げて業者も調査していただいて、答弁いただいた数字が先ほど保護者への負担が数字が出されておりましたけど、全体的にそもそもどれぐらいになるかというちゃんとした数字も、多分今の状況では出ないんじゃないかなと思ひますね。全体的に北九州市の保護者でどれぐらいの負担がかかっているんだというやつを、これは各学校からすれば、学校の数も多いんですけど、やはりちゃんとした形ですぐ分析できるように報告を取っていくべきではないかなと思ひますが、教育長の考えをお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）保護者の負担というものをやはり把握していなかった状態というのは反省しないといけない点がござひます。教育課程というのが各学校で編成するものなので、それに伴ひまして選ぶ教材もそれぞれが若干違ひ、なおかつ1つの学校の中でも学年によって教材は当然ばらつきがある、そういうのがありまして、今回お尋ねいただいて、私どもの調査のやり方というのは学校側にできるだけ負担をかけない形でということで、校務支援システムというところから保護者の方に校納金を支払っていただひている、そちらのほうから全部リストアップをそれぞれの学校でして、そこから消し込みでいわゆる副教材というんでしょうか、教材と思われるものをリストアップしたのが今回で、申し訳ござひません。10校ずつしかできなかったんですが、保護者負担の何らかの形できちっとした把握をしないといけないという点は重く受け止めておひまして、ちょっと取り組んでまいりたいと思ひておひます。以上でござひます。

○副議長（本田忠弘君）27番 岡本議員。

○27番（岡本義之君）御答弁ありがとうございます。教育委員会のほうから各学校にいろいろな保護者負担を少しでもということで御指導もいただひていますし、私も教育委員会に質問するときは、現場が調査で大変にならんようにということ常におひておひましたけども、やはり今後いろいろな形で予算的に大変な中、有効活用していくためには、ちゃんとした分析も必要になってくると思ひますので、今後の課題でぜひしていただひたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、探究学習についてです。重要性は教育長も考えられてあって、私の提案についても、その探究心を養っていくためには重要な取組だというお話をしていただいたと思いますが、この市川先生のところに、探究学習が一般的に知られるようになって、学校の先生以外、いろんなところから相談を受けるそうでもあります。先生自体が自分なりに子供たちと一緒に何かを企てていく、探究的な学びを捉え直してみたら、どうもプロセスばかりに気を取られていたということで反省したようで、これは一番大切なところが抜け落ちてしまっているんじゃないかという反省をしたそうです。

文科省が、文部科学省ですね、探究学習の流れを表すと、課題の設定、それから、情報収集、整理分析、まとめ、表現というものになると思うと。単にこれ順番どおり行えばうまくいくというものじゃなくて、探究的な学びの中で最も重要かつ難しいのは、テーマをいかに自分事として捉えられるかというところで、探究学習のプロセスで言うと最初の課題の設定というところが非常に難しい。ところが、現在の学校の実践でよくあるのは、興味関心のあることから課題を設定しましょうというものが多いと。だけど、これは子供たちにとってかなりハードルの高いことだと思います。だって、今までの学校生活ではずっと〇〇を勉強します、そっちはやってはいけませんという具合に自分の興味や関心、好奇心を制限する方向で指導されてきたからだと市川先生はおっしゃるわけですね。だから、突然何でもいいから興味のあることを課題にしてごらんと言われても正直困ってしまう、そういった意味で市川先生はこのFeel度Walkと知図づくりを始めたと言っています。今のお話を聞いていただいて、教育長どのようにお考えですか、お聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）市川さんのおっしゃるとおりだと思います。実は、探究的な学びというのは、非常に現在の学校現場でも大きな柱の一つになっていまして、これからつくろうとしております教育プランの中にも、将来にわたって学校教育では重要な取組になるんですが、ちょっと答弁の中でも申し上げましたとおり、先生方を探究的な学びを実践するためにということで、先生方の研修をしているんですが、その研修の一環としまして、研修の後に、今年の秋でございますけれども、先生方にちょっとアンケートを取らせていただきました。探究的な学びをする上で、教職員が課題と感じていることは何かという中で、4割の先生方が、一番難しいのは教科横断的なカリキュラムマネジメント、ちょっと専門的な言い方になりますけれども、先ほど市川先生のおっしゃられたとおり、要するに学習の過程の中でどう組み込んでいくか、子供たちに自由に任せるといっても、学校教育である以上、何らかの形で学習を計画していかないといけない、それは自分たちそのものもまだ慣れていないというところで、教員も生徒もある意味、手探りの部分があるというふうな課題が多いということと、あとやはり子供たちが情報を整理して集めてくるんですが、それそのものを児童生徒に自分事として考えさせることというのは非常に難しいということと2割の先生方がおっしゃっていらっしゃいました。以上

でございます。

○副議長（本田忠弘君）27番 岡本議員。

○27番（岡本義之君）教育長どうもありがとうございました。

それでは、最後に地方自治体のウエルビーイング戦略について、武内市長にお答えいただきましてありがとうございました。

改めてですけど、持続可能な未来を築くための共通目標として制定されたのが、地球上の誰一人取り残さない経済、社会、環境のバランスの取れた社会を目指すSDGsであります。その目標年度が2030年、今日私がお話しさせていただいたウエルビーイングは、このSDGsを達成するための価値観の基準であるとも言えるということをおっしゃっている方がいらっしゃいます。貧困がなくなり、質の高い教育を受けることができ、人や国の不平等がなくなり、17の目標を達成した先にあるのが地球全体のウエルビーイングであるはずだとおっしゃっています。私たち公明党は、SDGs未来都市として北九州市の行政と共にその目標達成に全力を向けて推進してまいりましたけれども、ウエルビーイングの向上に向けても全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、コロナ禍、皆さんにお願ひですが、コロナ禍を契機に今地方移住、ワーケーション及び多地域居住に脚光が当たるようになって、各自治体の移住者の誘致合戦も過熱していますが、多地域居住志望者の居住地の選択は、その町で体験できるウエルビーイングと相関するとの研究結果もあります。ウエルビーイングな都市の政策は、今や関係人口増や人口流出防止などの政策の要となっており、その流れは今後ますます大きくなっていくだろうという指摘もあります。

その中で、都市政策の企画立案した自身がウエルビーイングであることが大事、それが選ばれる都市になるための条件だという話がありまして、市長をはじめ都市政策関係者はウエルビーイングファーストであることを要望しておきたいと思ひますし、市長が今力を入れていくZ世代課ができましたけど、Z世代の方たちというのは、特に今後の企業活動や消費の中心となっていく、いわゆるZ世代、ウエルビーイングな社会づくりの中心となる可能性を持っていますということです。ぜひこの点しっかりやっていただきたいと思ひますので、お願ひして、私の質問を終わります。以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時45分再開

○議長（田仲常郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。30番 世良議員。

○30番（世良俊明君）皆様こんにちは。ハートフル北九州の世良俊明です。私は会派を代表して一般質問を行います。本日最後の登壇で、皆様方には少々お疲れかとは思ひますが、いまし

ばらくお付き合いください。武内市長をはじめ市当局の皆様には明快な御答弁をお願いして、質問に入りたいと思います。

まず最初に、本市の農林水産業の振興策について4点伺います。

その第1は、本市農林水産業振興計画の成果と課題についてです。

本市は、ものづくりの町、工業都市と言われる一方で、三方を海に囲まれ、市域の約4割を森林が占めるなど豊かな自然環境に恵まれていることから、関門海峡たこや合馬のタケノコをはじめ、小倉牛、若松潮風キャベツや大葉シュンギクなど、四季折々の特徴ある農林水産物が生産されています。それら地元の新鮮な食材は日々の市民の暮らしを支えるとともに、本市の食の魅力を創出しながら、市外へ出荷されることで本市経済の一翼を担う重要な役割を担っています。

一方、本市の農林水産業は、全国的な傾向と同様、高齢化による従事者の減少が進んでいる現状にあり、先行きを見通すと大変厳しいと言わざるを得ません。こうした課題に対処するため、平成28年の計画に続き、令和4年4月には現行の北九州市農林水産業振興計画が策定されました。同計画では計画期間を令和4年度から令和8年度までの5か年とし、10年後の本市農林水産業の姿として多様な担い手が育ち、効率的な経営が行われていること、農地、森林、漁場環境が保全され、多面的機能を発揮していること、市民の農林水産業への理解や評価が高まっていることを目指すとしています。ただ、計画初年度の令和4年度では、農業生産額、水産業生産額ともに前年度実績を下回っているようです。

また、KPIについては順調に進んでいる項目もある一方、認定農業者数やスマート技術の活用など、多様な担い手の確保と生産力の向上につながる指標等については遅れを見せているものも多いように見受けられます。

そこで、お尋ねします。

本年度、令和6年度は、この本市農林水産業振興計画の中間年度に当たります。前半戦を総括し、この2年間余りで見えてきた成果と課題についてお尋ねします。

次に、北九州空港を活用した農林水産物の販路拡大や輸出等の取組についてお尋ねします。

本市の農林水産業従事者が増加し、生産額が増大するためには、販売農家、水産業者の販売額が増加していく必要があります。現状にとどまらず、新たな販路が拡大され、それに応じた生産の増加が伴う必要があるわけですが、そこで現在注目されているのがマーケットイン型輸出による農林水産物、食品の輸出戦略です。日本の農林水産物、食品の輸出額は、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本の農林水産物、食品の購買層が増加するなどの環境の変化を受けて増加を続け、平成24年に約4,497億円であった輸出額は、令和3年には1兆円を突破したとされています。

また、政府は令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円という輸出額目標を閣議決定しています。農林水産物を国内市場のみに依存するのではなく、成長する海外市場に対応して生

産を創出して稼ぐ方向に転換する、つまり作ったものを売るプロダクトアウト型から、売れるものを作り輸出するマーケットイン型に転換することが必要だというわけです。

このような認識の下、国は日本の強みを最大限に発揮すること、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しすること、省庁の垣根を越えて政府一体として輸出の障害を克服することの3つを基本的な考え方として、各政策を立案、実行していくとしています。

さて、本市としては、こうした国の取組の方向性をどのように受け止めているのでしょうか。北九州市農林水産業振興計画では、本市農林水産物の市外広域販売や国外輸出という方向性に基づいた施策や目標指標は見受けられないように思います。しかし、農水省が輸出重点品目に指定した29品目には、牛肉や果樹、日本酒など、本市でも今後生産拡大が可能な品目も多く含まれているものと考えます。

そこで、このように国が関係省庁の垣根を越えて一体として取り組み、地域ぐるみの生産拠点を各地で整備していこうとしているとき、本市としては本市農林水産物のマーケットイン型の輸出の取組についてはどのように考えているのか、御見解をお伺いします。

その上で、北九州空港の活用による本市農林水産物の市外への広域販売、国外輸出の可能性についてお尋ねします。

北九州空港には、今年4月から新たにヤマトグループ貨物定期便が東京～北九州、沖縄～北九州の2路線で就航しました。先日、市議会経済港湾委員会の行政視察で、ヤマトホールディングスが運営する羽田のクロノゲートをお訪ねし、同社のフレーター責任者の方々と意見交換を行った際、私が北九州空港に就航したヤマトグループ貨物便で生鮮品、農林水産物の取扱いについてお尋ねすると、ヤマトグループとしても大きな期待を持っているとの頼もしい言葉をいただきました。2024年問題への対応をはじめ、ヤマトグループの貨物定期便の重要性は増しており、今後の着実な増便に期待するところです。

また、北九州空港には、海外貨物定期便大手であるUPSジャパンの深圳～関西・北九州便も既に就航しており、九州からは世界220以上の国や地域と結ぶことができるとされています。しばらくは続くと思われる円安基調の下、今後北九州空港の滑走路延長が実現すると、輸出貨物の増加にさらに拍車がかかるものと考えます。

一方、北九州空港を活用した農林水産物の搬出状況はというと、現状では特筆すべきものが見つかりません。昨年12月のアジア成長研究所特別教授、東京大学名誉教授の本間正義先生による論考で、先生は九州は地理的にアジア諸国に近く、農林水産物、食品の輸出成長の可能性が大きい。特に、北九州空港を活用した航空貨物による輸出は検討に値する。北九州空港は九州唯一のフレーター空港として選ばれ、将来的には農産物輸出においてもアジアへのゲートウェイとして機能することが期待されると指摘されています。そして、北九州空港をハブとするための商社への働きかけや、保冷施設の確保、検疫体制等についても今後取り組むべき課題と

して提言されています。

そこで、お尋ねします。

物流拠点として機能整備が進んでいる北九州空港を活用して、国内外の需要拡大に対応する本市農林水産物の市外広域販売、輸出を強化、拡充すべきと考えます。福岡県では、農林水産部内に輸出促進課を設置し、主に福岡空港からの輸出を促進する取組を行っていると同っています。本市においても、北九州空港を活用して市内産農林水産物の輸出を促進するために、同様の組織を整備してはどうかと考えますが、御見解をお伺いします。

この項の最後に、農福連携事業の拡充について伺います。

農業分野と福祉分野のコラボレーションで、両者が新たにウィン・ウィンの活動を生み出すとする農福連携事業については、本議会でも様々な議論が進められてきたと思います。私も昨年6月議会の予算特別委員会で、多様な主体の活躍の場を広げる農福連携推進事業についてお尋ねし、産業経済局からは、農事センターでは障害者就労支援施設の職員を対象に、令和2年度から研修事業を実施してきた。次のステップとして、実際に農家やJAの集出荷場、農事センターも含めて実際に現場に入らせていただいて実証事業を行う予定である。また、調査については、委託の費用、就労賃金など費用対効果なども併せて調査し、これら実証した結果について農作業のマニュアル化をし、それを含めて今後幅広く現場で普及を進めていきたいと答弁していただいていたいました。

そこで、お尋ねします。

1点目に、農福連携に関わる昨年度のこれらの事業の取組の推移とその成果についてお伺いします。

2点目に、本年度から新たに対象を拡大した総合農事センターでの農福連携研修事業の現状と併せて、本年度の農福連携事業の取組状況についてお伺いします。

次に、安全で質の高い北九州市の保育の推進についてお伺いします。

このテーマについては、私も長年にわたって本議会で取り上げて議論してきましたが、この間、官民一体となった先人たちの御努力により、他市に比べても本市の保育の質は高いとのうれしい評価を受け続けているのは御承知のとおりと思います。

私は、安全で質の高い本市の保育の推進にとって最も大切な要素は3つあると考えています。1つは、何といたっても保育士の待遇の改善と保育士不足の解消、2つは、保育施設への効果的な第三者評価の実施、3つは、保育士配置基準の改善であると考えます。

そこで、以下この3点についてお尋ねします。

まず、保育士の待遇の改善と保育士不足対策についてです。保育士不足が顕在化し、本来の保育所の定員が満たせない事態が本市保育の現場でも続いています。保育士の待遇改善と、そのことを通じた就労の拡充という最重要課題に対応するため、本市では令和4年度から、若年層保育士に対し5万円の就職時準備金や、月額5,000円の処遇改善手当を給付する支援策を始

めたほか、保育士資格の取得支援では、県内の養成校在学者を対象に、県内の保育施設で5年間従事した場合には返還が全額免除される修学資金月額5万円、入学・就職準備金20万円を貸し付ける福岡県の修学資金貸付事業の周知、活用の促進を行っています。また、保育士・保育所支援センターでは、潜在保育士からの就職相談等を行ってきたほか、保育士養成校の卒業予定者を対象に就職支援説明会を毎年実施して、一定の効果を上げていることは私も承知しているところであります。

ただ、保育士不足が続いている中、市内の保育園への保育士のリアルな就労を図るためには、言わば一種の都市間競争的な様相を呈していることから、より効果的で現実的な保育士の確保対策が求められているものと感じています。

そこで、お尋ねします。

この間の本市での保育士の待遇改善、保育士不足解消に向けた取組の成果と課題、今後の取り組み方について御見解を伺います。

次に、保育施設への効果的な第三者評価事業の取組についてです。

私は、保育施設第三者評価事業の開始から20年を迎えた令和4年2月の定例会でもこの問題を取り上げ、本市の第三者評価事業が参加率も極めて高く効果的であることから、今後も継続実施を要望した一方、地域型保育事業の増加や従来の認可保育所の認定こども園への移行など、保育の多様化が進む中で、対象外となった保育施設への評価実施の在り方などについてお尋ねしました。子ども家庭局長からは、本市の第三者評価事業は、保育の質の維持向上のために重要な役割を果たしているとされた上で、地域型保育事業の参加が参加対象の62施設中10施設、16.1%にとどまっていること、保育所から移行が増加している認定こども園に対しての第三者評価が確立されていないことなどの課題があると認識しており、地域型保育事業所や認定こども園の参加促進に向けた第三者評価事業の意義やメリットについて、効果的な周知方法や、保育所型認定こども園でのモデル実施などについて検討する等の御答弁をいただいております。

そこで、お尋ねします。

子ども家庭局でこの間行ってきた保育施設第三者評価事業の工夫改善の経緯と、それによる事業実施、参加状況や残された課題について御見解をお伺いします。

3点目に、保育士配置基準の改善についてです。

現在の国基準による保育士配置基準は、平成27年度に3歳児への配置基準が実質的に15対1に改善された以外は、75年以上前からほとんど変わっておらず、世界の先進国と比べても、1人の保育士が担当する児童の数は多過ぎる現状にあります。保育士が安心して保育を進めるためには、配置基準の改善は待ったなしの課題だと言わなければなりません。

私は、昨年6月定例会の一般質疑でも、本市が平成23年度から1歳児について、児童6人に対して保育士1人とする国基準を、児童5人に対して保育士1人へと独自に改善し、全国の保

育関係者からも高い評価を受けてきたことを紹介し、さらなる保育の質の向上と安全・安心の確保、保育士負担の軽減の観点から、4歳児の配置基準を国基準30対1から25対1に改善してはいかがかと提案しました。

また、発達が気になる要配慮児童が急増していることへ対応するため、特別児童扶養手当支給対象児が在園していなくても、その他の児童が在園していれば、非常勤保育士を1名加配する要配慮児童への加算も提案しました。その折にも触れましたが、政府がこども未来戦略に関して、令和6年度からの保育所職員配置基準の改善の意向を示していたことから、これが実施されていけば一定の財源確保も可能であり、ぜひ実施をと求めていたものでありました。

そこで、お尋ねします。

政府は、こども未来戦略を踏まえた保育所職員の配置基準改善について、令和6年度から新たに4、5歳児配置改善加算を設ける、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改正することを明らかにしたとお聞きしています。これに対応するため、本市としても今定例会には関係条例の改正議案が提出されております。

そこで、この間の政府の動向について御説明いただくとともに、本市の保育士配置基準の改善についての取組と今後の考え方について御見解を伺います。

最後に、恐竜の眠る街・北九州に焦点を当てた文化のまちづくりについてお尋ねします。

今年3月16日に北陸新幹線が延伸され、金沢～敦賀間が開業して話題を呼びました。メディアなどで恐竜王国福井をアピールするため、福井駅前に設置されたティラノサウルスのロボットが動く姿などが映し出されていたのを御覧になった方も多かったかと思います。福井県は全国で一番恐竜の化石が発見される県として、県を挙げて恐竜王国を標ぼうし、昨年94億円をかけてリニューアルオープンした県立恐竜博物館は、全国一の恐竜博物館として人気を集めているほか、福井駅はもとより小松空港など県内各地にも恐竜のロボットやモニュメント、アート作品を展示するなど、恐竜をテーマとしての観光やにぎわいづくりを進めています。また、福井県立大学には附属機関として恐竜学研究所が設置されているほか、来年4月には全国初の恐竜学部が新設される予定で準備が進められています。

さて、恐竜といえば、本市のいのちのたび博物館も負けてはおりません。御承知のとおり、いのちのたび博物館は恐竜のコレクションでも西日本有数の規模を誇っており、中でもアースモールの恐竜全身骨格標本群は12.8メートルのティラノサウルス、スーをはじめ、全長35メートルにも及ぶディプロドクス、ステゴサウルス、トリケラトプスなど、世界でも最大級の骨格標本や人気の恐竜標本がそろっており、子供たちをはじめ多くの入館者に親しまれています。また、エンバイラマ館では、白亜紀前期約1億3,000万年前の北部九州に生息していただろう恐竜たちが、ロボットで再現され動く姿を見ることができ、同博物館の目玉コーナーとなっています。

令和4年10月に、平成8年に小倉南区で発見されていた化石が、本市2例目の恐竜化石であ

ったことが確認され、特別展示がされたとき、解説には、今回の報告をはじめとする北九州市の恐竜化石は、市民の皆さんが住んでいる場所のすぐ近くから見つかっています。北九州市は恐竜化石が眠る大地の上に100万人近い人が暮らす都市であり、全国でも非常に珍しく貴重な特色で、まさに恐竜が眠る街と言えるでしょうとありました。まさにそのとおりだと思います。

でも、それにしては、同博物館のホームページを見ても、なぜこの自然史・歴史博物館が建設されるに至ったのかを含めた沿革や、日本最大級の恐竜標本群の展示内容、エンバイラマ館の内容紹介などがトップページからも見ることはできません。

そこで、お尋ねします。

いのちのたび博物館について、本市が全国的にも珍しい恐竜の眠る街であり、日本有数の充実した恐竜に関する展示がなされていることに焦点を当てて、もっと積極的に情報発信をするとともに、今後も恐竜化石の発掘や市民参加の強化、展示手法の工夫、改善を進めて、市内外からの幅広い人々にさらに親しまれる博物館となるよう拡充していったらいいかかと考えますが、御見解を伺います。

また、博物館周辺の広場やスペースワールド駅前、また、スペースLABOなどに恐竜のロボットやモニュメント、アート作品などを配置して、東田地区全体で恐竜の眠る街・北九州市をアピールしながら、にぎわいをつくっていったらいいかかと考えますが、御見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、本市農林水産業の振興につきまして、北九州市農林水産業振興計画の計画期間前半2年間を総括、そして、成果と課題というお尋ねがございました。

北九州市には大地と自然の恵みがもたらす四季折々の海の幸、山の幸など様々な魅力が満ちあふれており、市民の皆様の食生活を豊かにしております。具体的には関門海峡たこや合馬のタケノコ、小倉牛のブランド化に取り組むなどバラエティーに富んだ農林水産物が生産されており、これらは北九州市の成長にも大いに貢献できるポテンシャルを有しております。

北九州市では、令和4年度に令和8年度までの5年間の農林水産業施策をまとめた北九州市農林水産業振興計画を策定いたしました。この計画では、多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現を目指し、重要目標達成指標KGIとして令和8年度に農林水産業生産額80億円を設定したほか、むらづくり活動地区数や認定農業者数など、施策ごとに重要業績評価指標KPIを定めております。

令和4年度の実績を踏まえまして、計画に基づく取組を評価しますと、KGIである農林水産業生産額が71億4,000万円となっております。令和3年度と比べ約4億円減少している状況でございます。KGIとして公表している数字は調査時点での最新の数値を用いており、令

和4年度の公表数値は、令和2年度の実績を示しております。このため、今回の減少は新型コロナウイルス感染症の影響により、外食産業やイベントなどでの需要の落ち込みなどが大きな要因として作用しているのではないかと考えております。

次に、各施策のKPIについての令和4年度における状況につきましては、1つはむらづくり活動地区数、2つ目に新たな担い手の人数、3つ目に直売所、朝市の販売額などが基準年の令和3年度に比べ順調に進捗をしているという一方で、認定農業者数、担い手への農地集積割合、漁業のスマート技術活用件数などは、令和8年度の目標達成に向けまして進捗が遅れが見られます。

今後、KGIに掲げる農林水産業生産額を達成するためには、1つ目にはさらなる担い手の確保、2つ目には生産性の向上、3つ目には生産物の高付加価値化を実現することが重要と考えております。このため、これまでの施策の達成状況を踏まえまして、1つには地域の農業を支える専業農家の育成、そして、2つ目には効率的な農作業をするためのほ場整備や農地集積、3つ目には高品質安定生産、ブランド化などによる付加価値の向上などの各施策の取組を強化し、稼げる農林水産業を実現できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目に、農福連携事業の拡充についてのお尋ねがございました。

農福連携に関わる昨年度の事業取組の推移とその成果、総合農事センターでの農福連携研修事業の現状、そして、本年度の取組状況というお尋ねがございました。

まず、農福連携への期待をについてでございますが、農福連携は障害者への就労機会の提供や生きがいの創出だけでなく、人手不足や高齢化が進む農業分野における新たな働き手の確保など、課題の解決策として注目されております。現在、市内では9戸の農家が農福連携に取り組んでおりますが、その認知度はまだ低く、農家の労働力確保の選択肢の一つとして十分に考えられていない状況にあると認識をしております。

農福連携の取組を広げていくためには、委託可能な農作業や障害者就労施設などの情報を農家に提供し、踏み出しやすい環境づくりを進めることが重要と考えております。そこで、昨年度北九州市では、農作業を誰に何をどのように委託できるかを調査するモデル事業を実施いたしました。

具体的には、農家やJAの農業施設、総合農事センター等で障害者の方々が実際に作業を行いまして、1つ目には委託できる農作業の洗い出しと作業マニュアルの作成、2つ目に作業人員や時間、費用などの調査を行ったほか、3つ目に農福連携に関心のある障害者就労施設への意向調査を実施しました。モデル事業に参加した農家の方々からは、作業効率が高い、予想以上に早く終わったなど、人手確保に関する肯定的な反応を得たところでございます。障害者就労施設の皆様方からは、表情が生き生きとしていた、また参加したいとの声があり、今後の広がり手応えを感じております。

本年度は、これらの結果を基に農家の皆様に対しまして、1つ目はモデル的に作成した作業マニュアル、2つ目に農作業を委託できる障害者就労施設の情報を提供いたしまして、農福連携を推進する農家の拡大を目指すこととしております。

また、総合農事センターでは、令和2年度から障害者就労施設の職員の方々向けに野菜、花き、果樹の栽培方法などを学ぶ研修を実施しておりまして、これまで延べ16施設、18名が受講しております。研修を受講した障害者就労施設では、施設内の菜園で野菜を育てたり、農家で野菜の収穫を請け負うなど、農福連携の実践に取り組んでおります。本年度からは、この研修の対象を施設利用者や障害者雇用を行う企業にも拡大しておりまして、現在企業や施設など4つの団体が受講中でございます。今後ともこうした取組を通じまして農福連携を推進し、農業と福祉が相互に支え合う活動を進めてまいります。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）本市農林水産業の振興についての御質問のうち、農林水産物のマーケットイン型輸出の取組について、それと、農林水産物を輸出するための福岡県の輸出促進課と同様の組織整備をしてはどうかというお尋ね、この2つを併せてお答えいたします。

北九州市内で生産される農林水産物を市外及び海外へ流通させることは、生産者の所得向上だけでなく、地域の魅力向上やPRにもつながる重要な取組であります。国は、令和2年に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を策定し、和牛等の肉類、ホタテ、ブリ等の養殖水産物、日本酒等の農産加工品など大規模に生産される輸出重点品目を中心に支援を強化するとともに、マーケットイン型への転換を進めています。その結果、全国の農林水産物の輸出は年々増加し、令和4年の輸出額は10年前と比較して大きく拡大をしているところであります。

北九州市は、これまで平成26年度から平成29年度にキャベツを台湾、香港向けに輸出、平成30年度にアカウニをシンガポール、香港に輸出、令和5年度にはヤマト運輸が北九州空港での実証試験として鮮魚を輸出するなど、試験的な取組を実施してまいりました。しかしながら、これらの取組は商品量の不足でありますとか、運賃等の経費が高く採算が取れないなどの課題がありまして、継続的な取引には至っておりません。

北九州市の農林水産業は、少量多品目の野菜や魚介類を新鮮なうちに市民に提供する都市近郊の利点を生かした生産が大きな強みとなっております。一方で、この強みが生産者の輸出に対する関心を低くしている側面もございます。こうしたことから、マーケットイン型輸出に当たりましては、まず、生産者の関心を高めることが必要であると考えてございます。

また、今年4月に就航いたしました北九州空港と成田、那覇空港間の貨物定期便により、輸送コストや時間短縮などの課題が克服できる可能性もできたと考えております。この機会を捉えまして、物流事業者等と連携して北九州空港からの販路やコストなどを市内生産者に提供することとしております。北九州市としましては、農林水産物のブランド化を進めるとともに、

まずは生産者の関心を高め、好事例を創出してまいりたいと考えております。

次に、輸出促進に関する組織体制につきましてですが、北九州市では農林水産部や物流拠点推進室に加えまして、本年度新設した国際ビジネス戦略課との連携により対応可能だと考えてございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君） それでは、安全で質の高い保育の推進についての3つの質問につきまして順次御答弁申し上げます。

まず、保育士の待遇改善、保育士不足解消に向けた取組の成果と課題、今後の取り組み方について、それから、保育士配置基準の改善について政府の動向、北九州市の取組と今後の考え方について、まとめて御答弁申し上げます。

北九州市では、本年3月に策定いたしました新ビジョンの重点戦略である安らぐ町の実現に向け、質の高い幼児教育・保育サービスの提供を目指すこととしております。その上で、保育人材の確保と定着、働く上での待遇の改善は重要な課題であると認識をしております。

北九州市はこれまでも保育人材の確保等に取り組んでおりまして、具体的には新卒保育士を対象に、市内の保育士養成校での就職説明会等の開催、就職時準備金や処遇改善手当の支給などを行ってまいりました。また、潜在保育士の復帰支援策といたしまして、保育士・保育所支援センターでの就職相談、返済免除規定を設けた復職時の貸付けなどを行い一定の成果を上げております。さらに、保育士の負担軽減のため、今年度からは市独自の支援策として、障害児1名からパート保育士1名を加配する取組を始めたところでございます。

こうした取組の結果、市内の保育所等に勤務する保育士の数は令和5年度は3,838名となり、保育士・保育所支援センターを設置いたしました平成27年度以降、1,000名以上増加をしております。一方で、市内の保育士養成校の学生数が減少していることから、今年度新たに市外の養成校でも就職説明会を開催できるよう、関係者と協議を進めているところでございます。

次に、保育士配置基準につきましては、昨年12月のこども未来戦略において、幼児教育・保育について、施設整備等の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことが示されました。これを受けて国は、本年4月から保育士配置基準について、3歳児を20対1から15対1に、4、5歳児を30対1から25対1に改正いたしました。あわせて、新たに4、5歳児加配改善加算も設けられました。北九州市においても今議会に関係条例の改正議案を提出しているところでございます。

北九州市では、これまでの独自の加配などによりまして、多くの保育所が新たな配置基準を満たし、今回の加算の対象となるため、各保育所においてこの加算を有効に活用できるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、保育所は働く親を支え、子供の健やかな成長を支える大切な使命を負

っております。今後の人口減少、とりわけ若年層が減少する中、どのように保育所を持続的に運営していくのか、保育士の働き方の改善や働きやすい環境づくりについて、より踏み込んだ対策についても研究してまいりたいと考えております。

すみません。先ほど答弁の中で、新たに4、5歳児加配と申し上げましたが、正しくは4、5歳児配置改善加算でございました。訂正いたします。

続きまして、保育施設第三者評価事業の工夫改善の経緯、事業実施や参加状況、残された課題についての御質問にお答えいたします。

北九州市では平成14年3月、全国に先駆けて北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会を設置いたしまして、保育施設の第三者評価を実施してまいりました。北九州市の第三者評価の評価事業の特徴といたしまして、保育士や関係者が一体となって市独自の評価基準を作成し、取り組んできたということから、保育現場に第三者評価の意義が広く浸透していること、北九州市が設置する委員会が評価を行うため、各施設の費用負担がなく、参加しやすいことなどがございます。

近年は保育所の認定こども園への移行が増えているため、令和4年度に認定こども園2施設で保育所の基準を用いた評価の検証をモデル的に行いました。その結果、十分な評価が行えるということが確認されましたため、令和5年度から認定こども園も対象といたしました。これまでに保育所、認定こども園166施設中157施設、95%が第三者評価を実施しております。

一方、地域型保育事業所では、施設規模や人員体制の面で実施が難しいケースもあり、69施設中18施設、26%の実施にとどまっております。そのため、研修会やユーチューブ配信を通じまして、本事業の意義を丁寧にお伝えをしているほか、観察時間の短縮や、ヒアリングを別会場で実施するなど配慮を行いまして、多くの施設が参加しやすいよう工夫をしております。

加えて、令和5年度からは、評価基準の質をさらに高めるため、第三者評価委員会内にプロジェクトチームを設置し、評価の内容について毎年見直しを行うことといたしました。今後も保育関係者や委員の皆様の意見を聞きながら、第三者評価の効果的な実施により、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）恐竜の眠る街・北九州に焦点を当てた文化のまちづくりについて、2点、日本有数の恐竜の展示に焦点を当てた積極的な情報発信、恐竜化石発掘や市民参加の強化、展示手法の工夫等を進めて拡充してはどうかという点と、それから、東田地区にロボット等を配置し、恐竜の眠る街・北九州市をアピールしてにぎわいをつくってはどうかと、この2点にまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

いのちのたび博物館は、ティラノサウルスをはじめとして大規模で充実した恐竜の全身骨格標本群や、白亜紀前期の恐竜ロボットによる演出など恐竜を展示の目玉としております。そのことから、恐竜は館のシンボルとして広く知られているところと承知をしております。

また、そのほかにも、市内で発見された恐竜化石の実物を2点所蔵しております。これらは山奥や海岸ではなく、市街地に近い場所で発見された全国的にも珍しいものであります。恐竜化石は、これまで全国19道県、41市町村で発見されておりますが、政令指定都市での発見例は北九州市のみでありまして、このことから一昨年の特別講演の際に、恐竜の眠る街というキャッチフレーズを用いたものでございます。

こうした恐竜を前面に出した集客の取組は効果的と考えておりまして、コロナ禍前の来館者の水準に速やかに回復させることを目指し、さらなる来館者を呼び込むためにも、今後取組を強化したいと思っております。

具体的には、恐竜をキーとした新たな魅力創出といたしまして、北九州市で発掘されました本物の恐竜化石2点を本年7月の特別展で展示することや、実際の恐竜化石が含まれる可能性のある石を使った発掘体験のイベントなどを企画、実施を予定しております。

また、情報発信におきましては、今年度改定予定のホームページの中で、恐竜をメインにしたデザインに変更することに加え、他の恐竜博物館との相互の広報の可能性なども模索してまいりたいと考えております。

それから、博物館の周辺や駅などに恐竜のロボットやモニュメントなどを設置する御提案につきましては、福井県立恐竜博物館や熊本県の御船町恐竜博物館の周辺でも行われておりまして、入館前から気持ちをわくわくさせる演出として、また、恐竜の町というイメージづくりに一定の効果があると考えております。

一方、いのちのたび博物館は、自然史・歴史博物館として、地球誕生から現代に至る自然と人間の命の歩みをメインテーマに、様々な展示を行っております。こうしたことから、恐竜のみならず、総合的な観点から発信の在り方を検討することが重要だと考えております。このため、恐竜のモニュメント等の設置までは難しいと考えておりますが、議員御提案の恐竜というコンテンツを有効活用して、一層の集客を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）30番 世良議員。

○30番（世良俊明君）御答弁ありがとうございます。第2質問に移りたいと思っております。

まず、農林水産業の振興についてでございます、武内市長から、農福連携については非常に丁寧な御答弁いただきました。ありがとうございます。

先月の5月29日には改正農業基本法が国会で成立しました。平成11年施行以来、実に25年ぶりに初めて改正された基本法であります。その第1条で、食料安全保障を初めて基本理念に位置づけて、第2条ではそれを良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態であると規定されました。そして、その同じ第2条では、国内の人口減少に伴う国内の食料需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならないという規定が加えられました。つまり、食料安全保障の観点から、食料

供給能力の確保に向けて、国内への供給に加えて海外への食料輸出をしていこうと基本法で呼びかけているわけです。基本法でありますので、当然のこととして自治体の責務も規定されています。

そして、第1質問でも御紹介しましたアジア成長研究所の本間先生は、九州は農業生産額は全国の2割を占めるが、農林水産物食品輸出額は2022年で1,464億円と、全国の1割にすぎない。九州の農林水産物、食品の輸出先は、中国、英国、香港、台湾、韓国がベストファイブであり、6位以下にもベトナム、タイ、カンボジア、フィリピンとアジア諸国が並ぶと示された上で、九州の農林水産物、食品の輸出成長の可能性は大きいとポテンシャルの大きさを強調されています。

本間先生は、また同じ論考で、国土交通省による興味深い調査結果を示しておられるんですけども、それによれば、2020年11月25日一日に各空港から輸出された全国の農水産物、食品の総量は114.4トン、その内訳では最も多いのが成田国際空港の31.2トンで全体の27.2%、次いで、新千歳空港、関西国際空港、羽田空港と続いて、福岡空港の9.1トン、8%でしたけれども、北九州空港は1トンで全体の0.9%を占めるにすぎませんでした。その北九州空港の1トンは全て福岡県内及び東京都から運ばれた魚介類で、仁川空港を經由してロシア及び中国へ運ばれていました。

ちなみに、福岡県内からは魚介類、野菜、果物約6.5トンが福岡空港から香港やタイ、シンガポールの空港へ輸出されていました。正直、私も北九州空港からの輸出というのはそんなに少ないのかと、もっと運べるのではないかと思いました。

そこで、御答弁ではマーケットイン型の輸出については、まず、生産者の輸出への関心を高めることが大事だという御答弁だったと思いますが、国が今このように基本法も改正して、組織一丸となって農水産物、食品の輸出を図っていこうと呼びかける中で、北九州空港の物流拠点機能が強化され、ヤマトグループが生鮮品の輸送に期待し、UPSは世界220か国・地区へ直結する。さらに、空港滑走路の延伸で世界への直通機能が強化されるというときに、今後の伸び代、つまりポテンシャルは大きいのに我が北九州の農林水産物の振興は、農林水産物の輸出については、生産者の関心が高まるのをじっと待っているということでもいいのかというと、少々まどろっこしい感じがしませんか。

マーケットインというのは、海外にこんなに稼げる需要があるぞと示して、だから、増産しようと呼びかけていくものではないのかと思います。言わば攻めの農業という形になるんだと思いますが、そのためには何が可能なのか、国や県はもちろん、ジェトロや商社さん等の力を借りて海外の情報も収集する、何が生産できるか探る、主導的対応が必要なのではないか。そのための組織整備が必要なのではないかと申し上げました。

御答弁では、組織は現状の新たに新設された国際ビジネス戦略課との対応で可能ではないかということですが、食の一大産地である北海道では、既にマーケットインで取り組む体

制整備が必要であるとして、北海道経済産業局、札幌国税局、ジェットロ北海道、中小機構北海道本部、北海道農政事務所の5機関を中心とした北海道“食”輸出産地支援プラットフォームを発足させたそうであります。もちろんこれは同レベルの組織でありますけれども、こうした連携体制が求められているんだと思います。

そこで、本市が主導して、まずは本市を含む福岡県・東九州エリア、食の輸出に向けた産地支援を進めるプラットフォームの発足を、市が主導して取組を進めていったらどうかと思いますが、この点について、いま一度御答弁いただけますか。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）今御提案いただきました官民連携プラットフォームでありますけど、北海道の事例ということでありますが、北九州市も先ほどちょっと課題を中心に申し上げて、多少ちょっとあれだったかもしれませんが、きちんとロットがそろって、コスト的にも見合ってビジネスとして成れば、しっかりやっていきたいと思っています。その一つとして、今御提案のありましたプラットフォームのような仕組みというのも重要かと思っていますので、まずは北海道の事例も勉強して、できるところからどんなことができるか考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）30番 世良議員。

○30番（世良俊明君）御答弁ありがとうございます。本市の農林水産物や食品の輸出の取組は、いずれにしても今後福岡県あるいは東九州レベル、九州レベルでしっかり取り組んでいかなければならない課題だと思います。そうした中で、初めてロットの問題も、それがきちっと進んでいけば、ロットもそれに乗せていこうという形で増えていくという仕組みができるんだろうと思います。ですので、県あるいは九州経済局、そういうものもしっかり連携をする仕組みをぜひ御検討いただきたいと思っております。今後の取組をお願いしておきたいと思っております。

そこで、次に保育関係であります。御答弁ありがとうございます。子ども家庭局をはじめ関係者の皆様の御努力をいただいている様子がよく分かりました。特に、第三者評価については、まだまだ課題はあるということでありましたけれども、施設の種類に応じたきめ細かい取組を、工夫をいただいていることに敬意を表したいと思っております。

そこで、ここでは1点確認というか、お尋ねなんです。保育士配置基準の改正についてですけれども、4、5歳児について、また、加配措置で実質的に実施していた3歳児についても、今回制度発足以来実に75年ぶりに国の最低基準の改正という形で改正されましたことを私は大いに歓迎するものでありますけれども、予算も大きい1歳児が取り残されました。国が先送りをしてしまったわけですが、この1歳児の対応については今後について、国からはどのような説明がされているのでしょうか。

また、実施された場合、既に本市は先行実施をしておりますけれども、どの程度の財源確保といたしますか、どういう状況になるかということが分かれば教えていただけますか。

○議長（田仲常郎君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）今回、先ほども御答弁しましたとおり、まずは4、5歳児の基準の改定ということで、25対1というところが始まるということになります。1歳児につきましては、御指摘のとおり私どもも既に5対1ということで独自に加配をしておりますけれども、国のほうでは、まだ時期の明示ということはなく、令和7年度以降ということで、その状態でお示しをいただいているという状況でございます。ただ、3年間の集中的な取組を行うということですので、それほど先の話ではないのではないかと考えております。

子ども家庭局といたしましては、やはり子供の政策を強めていきたいと考えておりますので、もちろんその予算というのは市全体の中で調整されるものですが、私どもといたしましてもこういった独自加配という部分が、国の財源が充てられるということになったときに、やはり北九州市の子供の施策がより充実するような方向で予算の要求といたしますか、そういった提案をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 30番 世良議員。

○30番（世良俊明君）御答弁ありがとうございます。来年度、そんなに遠くないうちに実施されるとすると、さらなる基準改正が実施されていくと思いますが、基準の改正という形で今回の例を見れば進んでいくんだろうと思いますが、それが実施された際には、ぜひそこである程度の財源確保できるとすると、やはり今まだ現場では質の改善、安全・安心のためにしっかりとした保育が必要だと。まだまだやるべきことがあるという現場の声がたくさんございますので、そうした現場の声に答えることが、逆に先ほどのお話がありましたように、北九州の保育士を確保するということにもつながっていくと思いますし、何よりも安全・安心な保育、質の高い保育を推進していくことになるとと思いますので、ぜひその際は安全な保育、そして、質の高い保育のために振り向けていただけるように、当局の御努力をお願いしたいと思います。今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、それでは次に、恐竜についてであります。

御答弁ありがとうございます。私は今回いのちのたび博物館と恐竜を取り上げることにしましたときに、周りの方からは、世良さんが恐竜とは珍しいですねなどの声をいただきました。確かに私が恐竜の問題を本議会で取り上げたのは、実は平成2年、1990年のことでありましたので、議場の皆様が御存じないのは当然のことです。

当時は、末吉市長に対して、市民みんなで恐竜探しをしましよと提案をして、末吉市長は私も同感ですと応じていただいて、早速その年の夏休みに実現いたしました。募集45名に対して6倍もの応募があって、実施されたのですが、そのときは恐竜と同時代の亀の化石などは見つかったんですけども、恐竜の化石は見つかりませんでした。しかし、その地点が有望だと感じられた専門家、佐藤先生も含めて研究者、専門家の方が引き続き調査をされて、翌年恐竜と見られる歯の化石などを採取された、そのうちの一つが草食性の角竜類の化石として学

術論文に掲載され、本市で初めての恐竜化石発見となりました。そして、一昨年には26年前の平成8年に見つかった化石が竜脚類の恐竜の化石であることが確認されて、市内2例目の恐竜化石となったことは御答弁にもあったとおりであります。

もともと、いのちのたび博物館につながる自然史博物館を本市に造ろうというきっかけになったのは1976年、昭和51年に1億2,000万年前の白亜紀前期、つまり、恐竜たちが歩いていた時代であります。その時代の当時日本最古の淡水魚化石、ディプロミスタス・コクラエンシスが山田弾薬庫跡地で発見されたからでありました。古代化石の宝庫とも言うべき白亜紀前期の関門層群が山口県西部から北九州にかけて分布していることもあって、北九州一帯では数々の古代生物の化石が発見されてきました。あのワキノサトウリュウとして有名な宮田町で発見された恐竜化石もいのちのたび博物館に持ち込まれました。

つい先日、福井県立大学の古生物学者、河部壮一郎先生がデジタル時代の恐竜学という御本を書かれておりますけれども、先生の研究のきっかけとなった古代鳥類、プロトプテルム科の化石、いわゆるペンギンモドキと言われるものであります。日本を代表する化石動物として知られているそうですけれども、その頭骨化石のほとんどは本市の藍島や塔野地域から発見されておりまして、その大部分はいのちのたび博物館に保存されていることを紹介されております。

第1質問でも触れました福井県立恐竜博物館は、実はJR福井駅からは鉄道でも1時間ほど離れた勝山市というところにあります。長崎市の市立恐竜博物館も、やはり長崎市から1時間ほど離れた長崎半島の突端、野母崎にあります。なぜこんな離れたところにあるのか、そこから恐竜化石が発見されているからであります。翻って本市はどうか、申し上げましたように、いのちのたび博物館も恐竜の発見された町に立地をしているのでありまして、だから、私たちの町はこの大地の下に恐竜たちが眠っている町、つまり、恐竜の眠る街・北九州、これはもっと自慢していいのではないかと思います。

御答弁で恐竜をメインとしたホームページの工夫、改善や展示の拡充など、本市の恐竜に焦点を当てた取組を強化するとの大変前向きな御答弁をいただいた一方、恐竜だけを前面に出してもなあというお答えもあったように受け止めました。何も私もいのちのたび博物館を恐竜博物館に変えようかと言っているつもりはありません。もともといのちのたび博物館は自然史博物館、考古博物館、歴史博物館の3つの博物館を統合したものであります。歴史のほうでは令和2年に小倉城と城下町という立派な本を発行していただきました。大変すばらしいことだと評価をしております。ただ、それぞれが大事だからといってそれぞれ足を引っ張ってしまうと、それは三すくみという状況になってしまうのではないかと思います。それぞれが強みを前面に出してこそ、三方一両得といいますか、そういう形になっていくのが理想なんだろうと思います。

そこで、自然史分野での博物館の研究機能の強化はもちろん、今後恐竜をはじめ古代生物な

どに興味を持ってもらう展示の工夫、あるいは化石資料の調査発見の取組にも期待したいと思  
います。第3、第4の恐竜発見があってもいいではありませんか。

また、ロボットやモニュメントは今後検討ということですが、我が市はロボットの町  
でもありますので、ぜひ工夫して町のにぎわいにもつなげていただきたいと思います。

もっと申し上げたいことがありますが、時間がなくなってきました。そこで、武内市長、御  
答弁がございませんでしたので、恐竜の眠る街・北九州に焦点を当てた我がいのちのたび博物  
館の展示拡充や周辺のにぎわいづくりについて、武内市長はどのようにお考えでしょうか。今  
後の取り組み方について、最後に一言市長のお考えをお聞かせください。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）私個人といいますか、行政としてお答えしておりますけども、やはりこ  
の恐竜、福井県立博物館なんか物すごく町の入り口から、また、モニュメントもかなりインパ  
クトがあって、すごくアイキャッチな形で、子供たちわくわくするだろうなと想像いたしまし  
た。そういったこれからサイエンスや科学に関心ある子供たちをつくっていく上でも、また、  
北九州市の町についての理解を深めていただくためにも、やはりそこは1つ大きなフックにな  
り得る要素だなというような話を今日の御提案を聞いて感じましたので、どういうことができ  
るか、それはまた今後知恵を凝らしてまいりたいと考えております。

○議長（田仲常郎君）30番 世良議員。

○30番（世良俊明君）終わります。

○議長（田仲常郎君）本日の日程は以上で終了し、次回は6月7日午前10時から会議を開きま  
す。

本日はこれで散会いたします。

午後4時45分散会

議員派遣変更報告一覧表(令和6年2月定例会議決分)

変更後			変更前				
派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間	派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間
<p>経済港湾委員会 吉田幸正、渡辺修一、田中元、 渡辺徹、世良俊明、奥村直樹、 高橋都、本田一郎</p>	<p>ものづくり企業と融合したスタートアップ支援の取組、地域未来投資促進法を活用した産業用地の確保及び企業誘致の取組及び物流拠点化推進の取組に関する調査研究</p>	<p>浜松市、千葉県、東京都大田区</p>	<p>令和6年5月14日～16日</p>	<p>経済港湾委員会 吉田幸正、渡辺修一、田中元、 香月耕治、渡辺徹、世良俊明、 奥村直樹、高橋都、本田一郎</p>	<p>ものづくり企業と融合したスタートアップ支援の取組、地域未来投資促進法を活用した産業用地の確保及び企業誘致の取組及び物流拠点化推進の取組に関する調査研究</p>	<p>浜松市、千葉県、東京都大田区</p>	<p>令和6年5月14日～16日</p>

# 議案付託表

令和6年6月定例会

## 総務財政委員会

議案番号	件名
第70号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
第71号	北九州市市税条例の一部改正について
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分
第83号	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算（第1号）
第84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）のうち所管分

## 経済港湾委員会

議案番号	件名
第79号	市有地の処分について
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分
第84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）のうち所管分

## 教育文化委員会

議案番号	件名
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分
第84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）のうち所管分

## 保健福祉委員会

議案番号	件名
第72号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第73号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
第74号	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
第75号	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分

## 環境水道委員会

議案番号	件名
第77号	北九州市火災予防条例の一部改正について

### 環境水道委員会（続き）

議案番号	件名
第78号	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第81号	水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について

### 建設建築委員会

議案番号	件名
第76号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
第80号	市道路線の認定、変更及び廃止について
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分